

391.1

Sa132k



0056189000

0056189-000

391.1-Sa132k


国際軍備縮少問題


三枝茂智・著

新光社

1932

AJB





IT2D-74

法學博士 立作太郎序
法學博士 三枝茂智著

國際軍備縮少問題

東京 新光社發行

391.1
Sa132p



50918B

序

軍備縮少は世界平和の問題に係し、其の實現は極めて望ましき所であつて、之に關する研究は、甚だ意義ありと言ふべきである。併し軍備縮少の實現が望ましと言ふも、之に架空の希望を懸くべきで無く、國際關係の實情を顧みて、縮少の實現に關する實際上の條件に關して充分に講究する所が無くてはならぬ。

三枝博士は篤學の人であつて、外務省に在つて繁劇なる事務に従事する傍、軍備縮少に關する内外の饒多なる文献を涉獵して、此問題に關する根本的の原理を思索し、縮少の實現に關する實際上の條件を探求し、實行可能な軍備縮少と、實行不可能なる軍備縮少との間の區別を明白ならしめた。博士の軍備縮少に關聯する諸問題の研究は、理論を無視せざると同時に、實際の見地を離ること無く、動もすれば空想に流るるの傾向ある國際政治關係の數多の理論に對して、其短所を指摘し、國際政治に關する研究者の參

序

一

考に資すべきものが多いのである。

私自身は曾て外交史の研究に従事せしことあるも、近頃は國際法の研究に没頭するに至り、國際政治關係の研究とは稍縁遠きに至れる爲、本書の如き國際政治關係の眞面目なる研究の結果を世に紹介するの任に當る如きは、僭越なりとして、自ら安ぜざるの感を免れないのである。然れども篤學なる博士の懇切の需を辭するに忍びずして、此の蕪文を草するに至つた次第である。

昭和七年四月下浣

立 作 太 郎 識

自 序(第二)

軍備の如く其の外延廣大にして其の内包複雑なる觀念に定義を下すことは至難の業にして、吾人は本論に於て軍備の意義を説明し、比較的完全なる定義に到達せむと努むべきも、暫く社會的通念に従ひ、陸、海、空軍を以て軍備なりと曰はむと欲す。

列國が軍備を整ふるは本來自己の存立を全ふせむが爲にして、其の用は主として外寇に對して自國を防衛せむが爲なり。「主として」と云ふは想定敵國なくとも、對内軍備及國際的制裁に参加する爲に必要な兵力の存在を容認するが故に外ならず、從て一國の軍備は、敵對關係に立つことあるべき他國の軍備との關係數に於て、殆めて其の強弱を批判し得べし。

茲に於て一國の軍備は他國の軍備に影響し、時に軍備擴張競争を惹起し、諸國民を重税に苦しめ、且國際平和を脅威するに至る。宜なり、ホルチェンドルフが軍備には攻撃と防禦との兩作用あり、而て此の後者の作用を有することは、軍備をして、將來外交交渉の目的たらしめ、國際軍縮秩序の設定(Herstellung einer internationalen Abrüstungs

ordnung)を促すに至ると曰へることや。是軍備問題が主として國際問題たる所以なり。

社會的有機體たる國家は内政上の理由に因り、隨意に軍備を増減し軍縮の範を垂ることあるも、元來軍備は國際問題の對象たる性質顯著なるが故に、過度の軍備を適度の軍備となし、軍備を國の安全と兩立し、若くは國內の秩序維持に必要な程度迄減少し、又は軍備を廢することは國際協力に依らざれば眞に之が達成を庶幾すべからず。本論に於ては主として國際的協力に依る軍備の縮少を論せむとす。然れども之が背景たる片務的軍備縮少又は國內的任意的軍備縮少を全然排除せむとする次第にあらず。

軍備の撤廢、縮少、制限又は平等(equality in disarmament, nivellenent)なる文字は、其の意義互に交錯するも、亦各特殊の語調を有す。即ち一部の撤廢(désarmement partiel)なる文字は縮少に同じきも、撤廢は寧ろ全廢(désarmement complet)を意味すること尠からず。制限(limitation, Beschränkung)なる文字は國際協定に依り軍備の程度を定むるを云ひ、其の現状に止る場合は即ち軍備休暇(Stillstand der Rüstungen)を意味す。縮少(réduction des

armements, Herabsetzung der Rüstungen)とは現存軍備を右制限の程度迄減少するを云ふ。

故に縮少は必ず制限を伴ひ、制限は時に増加を結果することあり。而て制限なる文字は海牙會議前後に廣く使用せられ、華盛頓會議に於ても亦採用せられたりと雖も、過去に於ける軍備縮少運動の結晶とも云ふべき聯盟規約第八條は縮少を以て將來に於ける軍縮運動の指針と爲す、之れ本論の論題として吾人が縮少なる文字を採用したる所以なり。平等なる文字は或は國家平等論の見地より、或は平和條約に依り軍備縮少の義務を負担したる獨逸其他の諸國の立場より、或は第三インターナショナルの立場より、軍備の平等を主張するものにして、或は全廢を意味し、或は制限縮少を意味す。而て縮少の程度大ならざる時は、此の際戰敗國弱小國の軍備増加を隨伴するを其の特色とす。

國際軍備縮少論の學問上に於ける地位如何。M. de Tavailaz は其の著「Essai sur le Désarmement et la Paix de la Société des Nations」に於て此の點に論及し、軍縮問題が政治、法律、軍事、社會、經濟等の諸部門に跨ることを指摘し、一度成立したる國際的軍縮協定が國家主權の限界を定むることに依り、當然國際法の研究目的となるに反し、成立以前に

於ける協定案が軍縮の手段、方法、程度、及實施期並軍縮の前提たるべき安全保障等の問題を取扱ひ、政治學の研究範圍に入ることとを斷定し、軍縮問題を政治學及國際法學の兩方面より研究すべきことを主張す。氏の言が略正鵠を得たることは吾人疑を容れずと雖も、現在軍備問題の國際法又は國際條約に依りて律せらるる範圍は一小部分に過ぎずして、右問題は猶今日の活きたる國際的問題を構成し、彼の軍縮會議に於て論議の中核となれる軍備の比率を決定するが如きことは之を政治家の目分量に俟たざるを得ず。M. Sullivanは現有勢力を基礎として、主力艦の比率を決定する主義が實に國務卿ヒューズ氏其の人の創意に出でたることを確言し、壽府會議を経て倫敦會議は益々軍事専門家の發言權を局限するに努めたるの跡歴然たるものありて、結局海軍軍人の海軍尺度は政治家の政治的解決に若かざることを立證したり。觀るべし、軍縮問題は國際政治問題たることを。統括方面となし、政治學の見地に立ちて之を研究するの最も妥當なることを。トアネが軍縮問題を以て第一義の政治問題となし、双務的軍縮協定の成立の可能を否定したる斷案の前半は全く余の見解と一致せり。

軍縮問題の起原は遠く上古に在りて、泰西に在りては豫言者イザヤが劍を打つて鋤となしたる時、東洋に在りては春秋戰國時代に遡ることを得べし。平和條約の附隨現象(Begleiterscheinung)たる片務的軍備制限(désarmement ad hoc du vaincu)は希臘羅馬時代に既に其の著例あり。本問題は、中世、哲人及思想家に依りて、平和問題と併せて論議せられ、第十九世紀以降政治家の實際問題となり、同世紀中葉以降國際私的團體の標語となり、第一回海牙會議以降一應組織せられたる國際協力の目的となれり。兩度の海牙會議及海軍休暇に關する英獨交渉の失敗は世界大戰の一素因となり、世界大戰後ヴェルサイユ條約第五編及聯盟規約第八條の成立を見るに至り、此の間又相當多數の準一般的又は地方的軍備制限條約特に華盛頓海軍軍備制限條約及倫敦海軍制限條約等の締結を見たり。

凡そ平和運動は、技術的進歩發達が齎したる人類全般の相互依存の關係と兩立せざる國際間の政治的無政府状態を匡救せむとするものなり。而て平和思想の開展及平和運動の歴史に徴するに、軍備制限又は縮少運動は常に平和運動の内容を構成し、軍縮運動は平和運動の部分現象(Teilerscheinung)たることを顯著にす。故に平和運

動を全く離れて軍縮運動を論ずる能はざるや論なきも、本論の目的は専ら軍縮問題を論せむとするものなるが故に、本論に於ては特に軍縮運動の平和運動に於ける地位に關する正當の認識を與ふるに意を用ひ、實際的建設的平和運動として獨立の研究題目たり得べき國際的平和組織の問題に關しては、大體其の軍縮實現の前提條件として、此の後者と直接間接に結び付けられたる場合に限り、之が外延に論及するに止めたり。

本論第一編史論に於ては上古に遡りて軍備縮少又は制限問題の起原を探り、其の歴史的開展の跡を尋ね、以て本問題の現在に於ける意義、對象、範圍並解決の程度及方途を明確ならしむるに資したり。

Krehbielは其の著“Nationalism, War and Society.”に於て歸納的又は實際的平和論と演繹的又は理想的平和論とを對立せしめ、平和問題研究上に於ける二種の方法論を提示せり。吾人は本論第二編に於ては、學的なるものの本質が客觀的妥當性を要求するものなるを思ひ、超越的價值の世界觀を出發點とする理想的平和論者の見地を棄て先づ客觀道より進み、實有論と認識論上の經驗論とを融合せしめたる一種の實證論

的方法を採用し、同時に唯心論、唯理論の效力を不當に輕視し、爲に一面的重視從て又一面的輕視に陥るの誤謬を避くるに努め、當爲は實有に内在し、實有より出でて再び之に歸一し、之を培ふものなりとの見地に立ち、國際軍備縮少問題に關する當爲的なるものと實有的なるものが現實に於て融合する點換言すれば思惟と事物との一致する點に於て、該問題に關する十全の認識を把握せむことを期したり。

即ち第一編史的研究の結果を緯とし、尙諸學者の學說、國際條約案等を経とし、Niemeyer: Handbuch des Abüstungsproblems, systematischer Teil. が十名の専門家の協力に成れるの事實が示す如く、本問題の立體的性質を帶ぶるに鑑み、政治史、外交史、國際法の領域を越え、廣く政治學、社會學、經濟學、生物學、心理學、軍事學等の補助學科を驅使し、依て以て發達の現在の段階に於ける國際軍備縮少問題の本質及屬性を闡明し、本問題に關し社會科學の意義に於ける一般的法則の抽出に努め、以て本問題の將來に於ける解決の方途及可能性の上に能ふ限りの光明を投せむことを期す。幸にして識者の叱正を得ば幸甚なり。

昭和五年八月下旬

著者 三枝茂智識

自序(第二)

序

一〇

本書は昭和五年仲秋余が東京帝國大學法學部に提出したる學位論文なり。爾來國際聯盟軍縮會議準備委員會第六回會議第二次會合ありて、一般軍縮條約案成を告げたるを以て、史論第六章第七節第七款第三項を改訂し、從て原論第八章乃至第十一章にも修正を施し、同時に聊か推敲を加へたり。軍縮問題に關する著述は國際聯盟刊行圖書解題の示す如く、今日に至りて汗牛充棟も嘗ならずと雖も、未だ眞に權威あるものを見ず。ハンス・ウ・エーベルグ氏の國際軍備制限論、マダリアガ氏の軍縮論の如き前者は史論に秀で、後者は同觀力の凡庸ならざるを示すと雖も、未だ十全の認識を去ること遠し。余本問題の帝國に取りての重要性が比較を超越するものあるを想ひ、自ら度るに違なくして本稿を起し、殘翰零墨すら努て之を涉獵し、政治史、外交史、國際法の領域を越えて、各般の補助學科をも驅使し、敢て全部の眞理を把握して餘蘊の少からむことを期したり。斯くて本書は目下開催中の一般軍縮會議の事績に論及するの違なしと雖も、最近四箇月間の經驗が寧ろ吾人の結論を裏書し、其の

大綱の嘗て陳套に歸せざるべきを暗示するものあるは、吾人の竊に意を強うする所なり。願はくは本書が江湖に歡迎せられ、此の死活問題に關する國論の歸一及國策の確立に貢獻するに至らむことを。尙本書の上梓に當り、老師立博士が余の懇請に繁劇を推して序文を寄せられ、文學士加倉井肅之君及鈴木良君が耐忍以て校正の勞を取られたるは、余の深く感謝する所なり。

昭和七年五月下旬

著者 三枝 茂 智 識

序

一一

國際軍備縮少問題 目次

第一編 史 論

第一章 海牙平和會議以前に於ける軍縮運動	五
第一節 軍備縮少に關する思想の開展	五
第二節 諸國際團體の軍縮運動	一一
第三節 各國議會に於ける軍備問題	三一
第四節 軍縮協定締結の企圖	三九
第五節 平和條約に於ける築城禁止及防備撤廢	四七
第六節 東洋に於ける事例	五二
第二章 第一回海牙會議より世界大戰終局迄	五六
第一節 第一回平和會議	五六
第二節 第二回平和會議	八一

第三節 軍備制限に関する特殊協定……………九五

第一款 海軍制限に関する智利及亞爾然丁間の條約……………九五

第二款 中立地帯の設定又は築城禁止に関する特殊條約……………一〇〇

第四節 海軍制限に関する英獨交渉……………一〇四

第五節 第三回平和會議に對する準備……………一七

第六節 諸國際團體の軍縮運動……………一二三

第七節 世界大戰中に於ける軍備制限運動……………一三八

第三章 巴里平和會議と諸平和條約の軍事條項……………一五〇

第一節 休戰條約……………一五〇

第二節 巴里平和會議に於ける軍備制限問題……………一五九

第三節 ヴェルサイユ條約陸海軍及航空條項……………一七三

第一款 陸軍條項……………一七三

第二款 海軍條項……………一七九

第三款 航空條項……………一八二

第四款 軍事條項の履行確保に関する規定……………一八二

第四節 サンゼルマン條約等の陸海軍及航空條項……………一八四

第五節 軍事條項の實施と同盟國國際監督委員會……………一八八

第六節 國際聯盟規約と其の第八條及第九條……………二〇〇

第四章 モスコウ會議サンチャゴ會議及中米諸國間軍備制限條約……………二一八

第五章 華盛頓會議ジュネーブ會議及倫敦海軍會議……………二一九

第一節 總 說……………二一九

第二節 海軍力の制限(海軍軍備制限に関する條約)……………二三五

第一款 主力艦に関する制限……………二三五

第二款 補助艦に関する制限……………二四六

第一款 航空母艦……………二四六

第二款 潜水艦問題……………二四八

第三款 水上補助艦……………二五三

第三款 條約の尊重を確保することを目的とする其の他の規定……………二五四

第四款 太平洋諸島嶼に於ける要塞及海軍根據地の現状維持に関する協定……………二五五

第五款 條約の修正效力及期間……………二五八

第六款 華盛頓海軍軍備制限條約の意義及其の履行……………二五九

第三節 陸軍軍備制限問題及新戰爭手段……………二六七

第一款 陸軍軍備制限問題……………二六七

第二款 新戰爭手段……………二七〇

第四節 四國協約……………二七四

第五節 補助艦の制限に関するジュネーブ會議……………二七九

第六節 倫敦海軍會議……………三〇〇

第六章 國際聯盟に於ける軍備縮少問題……………三七八

第一節 聯盟の軍事問題に関する専門機關……………三七八

第二節 武器及彈藥の取引取締問題……………三八二

第三節 民業に依る兵器彈藥及軍用器材製造の取締……………三九五

第四節 化學戰及バクテリア戰禁止問題……………四一〇

第五節 軍事費制限問題……………四一五

第六節 情報交換及統計的調査……………四一八

第七節 一般的軍備縮少協定案……………四二八

第一款 軍縮の條件たる諸考量に関する陳述とエツシャー卿案……………四二八

第二款 華盛頓海軍制限に関する條約の原則擴充を目的とする條約案……………四三七

第三款 相互援助條約案……………四四三

第四款 ジュネーブ議定書……………四五七

第五款 總會に提出せられたる諸種の軍備縮少案及軍備縮少會議の一般的計畫……………四七五

第六款 ジュネーブ議定書拋棄後に於ける安全問題……………四八二

第一項 仲裁及安全委員會の事業……………四八二

第二項 ロカルノ諸條約……………四九五

第三項 戰爭拋棄に関する條約……………五〇二

第七款 軍縮會議準備委員會の事業……………五〇七

第一項 軍縮問題の解決に資すべき基礎的研究……………五〇七

第二項 露國委員提出の軍備全廢案及軍備縮少案……………五一九

第三項 一般的軍備縮少條約案……………五四〇

第二編 原論

第一章 軍備及其の縮少又は制限の意義 六六五

第二章 軍備縮少論の基礎 六七九

第三章 軍備の存在理由と戦争 七〇二

第四章 安全保障と軍備縮少 七七二

第五章 絶対的安全保障(理想的解決) 八〇四

第六章 相対的安全保障(實際的解決) 八三五

第七章 軍備縮少協定の外延 八八四

第八章 軍備縮少協定の内容、總説 九〇六

第一節 軍事費豫算の制限 九〇六

第二節 必任義務兵制度廢止問題 九一六

第三節 比率問題 九二二

第四節 國際監督、紛争解決及制裁 九三六

第五節 武器及彈藥の取引取締 九四二

第六節 民業に依る兵器彈藥及軍用器材の製造の取締 九四八

第七節 無防備地帯 九五四

第八節 毒瓦斯、潜水艦等に關する禁止又は制限 九五七

第九章 陸軍軍備制限の内容 九七二

第十章 海軍軍備縮少の内容 一〇〇四

第十一章 空軍軍備制限の内容 一〇三七

第十二章 結 論 一〇五三

國際軍備縮少問題

第一編 史論

目錄

第一章 海牙平和會議以前に於ける軍縮運動

第一節 軍備縮少に關する思想の開展

一般草食動物と同様、群落性 (gregariousness) を有する下等猿類を祖先とする人類の各個體間に於ける、無政府狀態 (individual anarchy) が無制限に展開し、ホップスの所謂一切の人の一切の人に對する戰爭が不斷に持續し、一人が他人に取りて狼なり (homo homini lupus) しことは到底之を想像すること能はず。ニコライ博士は人類が家族を形成したる以前に於て既に社交的動物として群團したることを確言し、此の社交性を人類の最も守備なき動物として特に互助を必要とすること、同種の動物は同一の自然的財貨を有すること、同種の動物は其の力相等しく鬭争するに於ては共に傷くこと等の事實に歸せり。之に反し、トロツキー氏は其の群團本能に關する最も權威ある著述に於て、人類の行爲が、他の動物と異なりて、自己保存、榮養、及性 (self-preservation, nutrition and sex) の本能のみにて到底説明し得ざるは、第四の群團本能 (herd instinct) あるが故にして、多細胞動物が單細胞動物と異なりて、個々の細胞間の自然淘汰を抑止し、或は著しく敏感なる細胞、或は著しく吸收力強き細胞等細胞の變種 (variation) の生存を可能ならしむることに依り、高等動物の存在を可能ならしむる如く、動物も孤獨より社會的に進むことに依り、競争單位の擴大 (enlargement of the competing unit.) を齎らし、同一社會内の自然淘汰を抑止し、變種の生存を可能ならしめ、之を利用して、種の存

續繁榮を確保するものにして、群團本能は生物學上の必要に應ぜむが爲に、動物の遺傳中に植付けられたる最も重要な本能なりと説けり。

夫は兎に角、群團性が人類生得の本能なることは社會的動物が一般に孤獨を苦痛とし、群團生活に満足と愉悅とを感じ、團體を放れたる動物が其の群團に歸還せむが爲に生命を賭するを辨せず、勞働に服する蜜蜂が二月の短命を死に至る迄巢の爲に盡瘁し、群團より放逐せらるるときは生ける屍の如きものとなり、田舎人が町を都會人が中心市場を好みて徘徊すること等に徴して明なるが、斯の如き本能は生物學上の必要に出で、最も好く協力する動物は最も好く生存し、其の種を保存するを見る。彼の獵犬は互に協力することに依り猛獸と戦ひ、之を征服す。狼も亦同様の性質を有し、學者は狼の絶滅せざる理由を其の攻撃的協力に歸せり。然れども群團の鞏固ならむが爲には團員が同質性 (homogeneity) 及會通性 (intercommunication) を具備するを必要とし、従て人類の群團は小なるを常とす。エルウッドは原始社會に於ける人類社會が小群團にして大抵數個の家庭より成りしことを確言し、人類の本性が人類を小群團に適合せしめ、大群團に適合せしめざることを力説し、心理學上の實驗に依るも人類の社交性は家庭又は之に類似の小群團の範圍内に限らるることを高調し、人類をより大なる社會に順應せしむるは教育及習慣の力なりと説き、原始未開時代 (Savagery) には殘忍性の萌芽なく、半開時代 (Barbarism) に至りて共喰性^{カニバリズム}及奴隸制度の徵候現はれ、舊石器時代の中葉に至りて武器は特に發達したりと説けり。(註一) 斯の如くにして原因の果して共喰性に在るや、將又財産及婦女(性的財産)の爭奪に在るやの問題は暫く措き、人類が互に殺戮したることは舊約聖書にも其の記載あり。

集会的殺人犯 (collective homicide) たる戰爭も有史以來間斷なく行はれ、西歷紀元前一四九四年より西紀一八六一年に至る三千三百五十八年間に三千百三十年は戰爭行はれ、平和の支配せるは僅に二百二十七年に過ぎずして、後者の前者に對する比例は實に十三對一の割合なり。(註二) さればヨブが "Militia est via hominis." と云ひ、ユリビデスが「人生は戰場なり」と云ひ、ヘラクリタスが「戰爭は一切のもの母なり」と云ひ、セオカが「生活は戰なり」と云ひ、ヴォルテールが「余の生活は争闘なり」と云ひ、ボーマルシェーが此の語を其の格言として採用し、ダーウインが生存競争の、生物學的鐵則を闡明し、ゲーテが "Denn ich bin ein Mensch gewesen, Und das heisst ein Kämpfer sein." と歌へるも誠に故あり。

然れども、他面に於て社交的本能に促されて、家族、部族、民族の階段を経て、次第に社會的生活の範圍を擴大するに至れる人類、特に其の選良が或は其の高等にして複雑なる精神作用に依り、或は前述の群團性を更に擴大せむとする慾求に促されて、戰爭の害惡殘忍慘禍に想到し、之を阻止せむと努むるは必然の數と云ふべく、豫言者イザヤが劍を打つて鋤と爲し、立法家モーゼが十戒を下して殺人を禁止し、基督が劍を執る者は劍にて亡ぶべしと教へ、詩人ホーマーが神と神との間人と人との間に平和の君臨せむことを祈願し、ストア學派が世界同胞主義を鼓吹し、老子が無爲を教へ、莊子が不校を説き、墨子が兼愛禁攻を唱道したるは決して偶然にあらず。

統制ある多數の民族相互間の一般利害關係を全人類の見地より調節せむとするものは廣義に於ける國際主義にして特に諸民族相互間の無政府状態を除去せむとするものは平和主義なり。而て平和確保の一方として戰爭の手段たる軍備を制限、縮少又は撤廢せむとする主張は軍縮思想なり。故に平和主義は國際主義の部分問題と云ふべく、軍縮思想は平和主義の部分問題なり。斯るが故に吾人は軍縮に關する思想が相當多くの場合に於て平和思想の開展に隨伴し、其の部分問題として思索の對象となり、軍縮問題が獨自の問題として取扱はるるは戰爭の結果締結せられたる Diktatvertrag の場合等寧ろ少數の場合に限れるを見る。尙大體平和思想が平和運動の前驅たりしことを留意すべし。

グムプロヴィツ (Gumpowitz) が人類起源に關する多源説より出發して、異人種間の永久闘争は歴史上の法則なりと云ひ、ラツチェンホーフアー (G. Ratzenhofer) が異人種の接觸は其の相互に恐怖心を惹起し、彼等をして變殺戰に於て相見へしむるか、然らざれば互に回避せしむと云へる説の當否は暫く措き、大體古代社會に於ては外國人とは即ち不俱戴天の敵を意味し、一民族は之に對して寛容を示すこと稀なりき。彼の羅馬のケートーがカルタゴは之を絶滅せざるべからずと叫へるが如きは此の精神を髣髴するものなり。故に各民族は其の生存及繁榮の爲に兵備を整ふるに餘力を剩さず、戰勝者は殺戮奪略を恣にし、俘虜を以て奴隸としたるが故に、第十七世紀以降歐洲諸國間に締結せられたる平和條約に於て屢々其の例を見るが如き築城等の防備に關する制限すらも寧ろ例外に屬せり。即ちアテネのスパルタに依りて征服せらるるや、前者は十隻より成る一艦隊を以て満足することを餘儀なくせられ、羅馬は第一回ピュニク戰爭後カルタゴに少數戰艦の外之を保有せざる旨の講和條件を課し、マセドニアのフィリップ第五世、シリアのアンチオクス大王及ポントスのミトリダテスも亦戰に敗れて同様の苛酷なる條件を忍はざるを得ざりき。(註三)

學者或は彼の古代希臘に於ける諸部族又は諸都市 (City States) に依り神殿を中心として組織せられたる宗教團體たる Amphiklonbund が武力の極端なる使用を禁じ、希臘諸都市又は諸部落の生活の本據を破壊することを禁じ、且交戰手段として水攻の方法に訴ふることを禁止したる事實を舉示せり。(註四) 或は羅馬時代に於て彼の司祭 (Feciales) が先づ紛争の調停を試み、次で宣戰及講和の形式的手續を執行したる事實を指摘して、軍備制限運動の萌芽と看做すと雖も之等は寧ろ國際聯盟思想、廣義の仲裁裁判制度又は戰時國際法規の起源と認むべきものにして、軍備制限運動と直接關係する所なし。(註五) 羅馬に於けるホレースとキュリアスとの試合の如く、兩部落より勇者を出して決闘せしめ、以て其の勝敗を決したるが如き事例は法皇廳支持の下に、中世獨逸諸部族の間にも行はれ、尙教會法及コーランは一定期日

に於て争鬪を爲すことを禁止したることあるも、之等は未だ吾人の所謂軍備制限の發端と看做すべきものにあらず。

第十四世紀乃至第十八世紀中輩出したる多數の平和論者は主として國際組織 (Wetorganisation) の問題を検討し、時として軍備制限の問題に論及する所ありき。(註六) 然れども當時猶歐洲諸國間には第十九世紀以降漸く擡頭し來れるが如き軍備擴張競争の事實なく、従つて軍備制限問題は諸學者に依りて閑却せられざる場合に於ても、尙單なる枝葉の問題として取扱はれたり。加之デュボア (Dubois) ボデブラード (Podebrad) スリー (Sully) 及びアルベロニ (Alberoni) 等の抱懐したる國家聯合は對土耳其同盟の形式を主眼としたるが故に、之等の思想家は軍備の縮少又は撤廢を夢想だもせず、僅に聯合に加盟すべき諸國の聯合に寄與すべき兵力の關係的勢力を規定せむと試みたるのみ。特にボデブラードの如きは土耳其征討の爲一艦隊を建造する様、伊太利人に勸說せむことを羅馬法王に進言し、軍備制限に倒行逆施するに傾けり。アンリー第四世の宰相たりしスリーが一六六〇年頃出版したる著書 "Les Economies Royales" に記述したる所謂アンリー第四世の大計畫は歐洲の政治地理に一般的變更を行ひ、新たに十五國を形成して、之等諸國を悉く均等の地歩に置き、尙之を基礎として一國家聯合を組織し、以て一面歐洲内部に平和を招來し、他面異教徒特に土耳其に對抗せむと企圖したり。右國家聯合の總兵力は兵員九萬七千人、馬匹二萬二千五百頭、大砲百十六門より成り、而して佛蘭西には佛蘭西步兵二萬人、瑞西步兵八千人、獨逸步兵四千人、馬匹九千頭、並之に比例する砲兵及騎兵を割當て、獨逸諸邦、英國、丁抹、瑞典、和蘭、洪牙利、ボヘミア、波蘭等の諸國に割當つべき兵員數も亦一定せらる。而て一國が此の制限せられたる軍備の程度を超過したりや否やの紛争は Conseil federal に於て之を審判し、違反國に對しては、爾餘の聯合國の協同動作を如實にする國際軍を以て之に制裁を加ふべきものとす。本計畫は海軍に關する何等の規定を包含することなし。

此の大計畫に關してはサン・ピエール等の如く眞實アンリ第四世の考案に成れりと主張する者あり、フリードの如く實行着手を理由として其のアンリ第四世及スリー(Sully)合作に成れりと主張する者あり、ピステル(Peter)クレー(Couet)の如く、寧ろ閑地に就けるスリー其の人の独自の考案に成れりと主張する者あり。其の説の眞偽は暫く措き、特に注意すべきは本案が國際聯盟思想の先驅たるに拘はらず、必ずしも平和人道等の全人類の見地より出發したるものにあらずして、根底に於てアンリ第四世の功利主義的同盟政策及覇權確立政策より割出されたること之なり。即ち本案は歐洲の國際的平和組織を完成し、各國の軍備に一定の限度を設け、其の團結力に依りて歐洲基督教國の威勢を揚げ、以て異教徒土耳其に對抗し、之を壓倒すると同時に、當時歐洲の國際政局に覇を唱へ、諸國の獨立を脅威せるハプスブルグ家を抑壓し、其の領土を各國に分配し、佛蘭西には現在の領土を其の儘保有せしむるも、其の他に佛蘭西より大なる領土を有する國あるに於ては、其の餘分を割愛せしめて他國に分配せしむることとし、此の領土の分合整理に依り歐洲を略同等の力を有する十五の國家に分立せしめ、以て安定せる勢力均衡を樹立し、兼て佛國の歐洲に於ける覇權(Führerschaft)を確立せしむるものなり。按ずるに哲人思想家の超國家主義的提案は民族的功利主義と合流し、後者に利用せらるることに依りて始めて實行力を賦與せられ、君主宰相の計畫は初より民族主義的利己主義を包むに由なく、實際政治家が遇々自國の利益を超越せる國際協約を準備するも、彼は豫言者の如く其の郷土に容れられず。ウイルソンの歐洲諸國及米國の民族的要求に對して讓歩せる妥協的國際聯盟規約が米國民に依りて唾棄せられたる蓋遇然にあらずと云ふべし。(註七)

大僧正アルベロニ(Alberoni)は異教徒の國土耳其に對する作戰計畫の見地より出發し、陸軍に在りてはヴェネチアに國際的統監部を設置し、土耳其膺懲の爲三十七萬人の兵を擧げ、獨逸及露國皇帝は各十萬人、波蘭及佛蘭西國王は各三萬人、瑞典、丁抹、西班牙、葡萄牙、サルチニア、ナポリ並ヴェネチア及ゼノア兩共和國は各一萬人、瑞西諸州及グラウビュンデン州に二萬人を分擔すべきことを提唱し、海軍に在りては英國は四十隻、和蘭は三十隻、(此の兩國は陸軍を分擔せず)佛國、葡萄牙及ヴェネチアは各十五隻、ナポリ及ゼノアは各五隻の軍艦を寄與し、ヴェネチアは五十隻、佛蘭西、西班牙、ゼノアは各十隻、ナポリ、サルチニア、トスカナ及マルタは共同して二十隻の帆船を寄與し、帆船を有せざる葡萄牙は病院船及運送船を寄與すべきことを主張し、尙アルゼリア、チュニス及トリポリは之を割取したる後、佛蘭西、西班牙及葡萄牙に分屬せしむべきことを條件として右三國が阿弗利加に於ける土耳其領の封鎖に必要な艦隊を分擔すべきことを提言したり。本案は土耳其を膺懲すべき戰爭に協同從事すべき基督教國の分擔すべき陸海軍兵力を定めたるものにして、軍備制限を主眼としたるものにあらずるや言を待たず。ハンス・ウエーベルグ氏著「軍備の國際的制限」に記述せられたるアルベロニの對土耳其戰爭動員計畫が如何なる機會に作成せられたるやを審にし得ざるは遺憾なるも、アルベロニがパルマ、埃及、西班牙のフィリップ第五世に重用せられ、或は塊地利に屬せる伊太利諸州の奪回せむとし、或は英、佛、獨、和蘭の四國同盟に對抗して、ユトレヒト條約を破棄せむと試みたる法衣を纏へる野心ある政治家なりしことは吾人の牢説すべき點なりとす。(註八)

ウィリアム・ペン(William Penn)は“an essay towards the present and future Peace of Europe.”に於て、土耳其及露國を含める歐洲諸國を以て European league of confederacy. を組織し之等諸國に衡平の投票權を與へ、議決機關兼司法機關たる常設國際會議(European Parliament.)を構成し、常備軍を撤廢し、依つて以て弱國が強國を猜疑し、強國が弱國を併呑する憂なからしめ。軍事費の節約等に依り國民を文化的施設の恩澤に浴せしむることを提唱せり。(常備軍に關してはジャン・ボードン(Jean Bodin)が既に一五七七年出版の“Six Livres de la République”に於て、此の制度に

反對を言明せることを注意すべし。

ウィリアム・ベンに繼ぎてクエーカー派の John Bellers は "Some Reasons for an European State proposed to Powers of Europe." に於て歐洲を百州に分ち、之を以て The Christian Commonwealth. を組織せしめ、且國際警察力の組織に貢献せしむる爲兵員千名、軍費及軍艦を提供せしめ、爾餘の陸海軍は一律撤廢すべきことを主張したり。(註九) アブ・ズ・サン・ピエール (Able de Saint-Pierre) は一七一三年乃至一七一七年ユトレヒト及巴里に於て發表したる "Les Mémoires pour rendre la Paix perpétuelle." 及一七二九年發刊の拔萃 Abregé de la Paix universelle, inventé par le roi Henri le grand, approuvé par la reine Elisabeth, par le roi Jacques, son Successeur, par les Républiques et divers autres potentats. に於て其の永久的平和案を發表し、歐洲列國間の大同盟 (Grande alliance) 軍備の制限及國際軍の組織に付叙述せるが、今前設の要略に従へば彼の平和案の骨子は五箇條の基本條項 (Cinq articles fondamentaux) より成り。

即ち第一條に従へば此の五箇條に調印する歐洲の十九箇國間に爾後永久同盟を結び、(一) 未來永久的内亂の大不幸に對し、全體の安全を相互に確保すること、(二) 未來永久諸國家を保全するの完全なる保障を相互に保障すること、(四) 衰微の期に於て主權の把持並君主及其の家族の身體の安全に關し、有效なる保障を相互に確保すること、(五) 諸君主の安全を増すと同時に其の軍費の著しき減額を相互に確保すること、(六) 通商の繼續及安固より生ずべき年々の利益の増加を相互に確保すること、(七) 法規の完備及卓越せる制度の利用に因り容易且迅速に内部的整頓及國家の改善を相互に確保すること、(八) 危険を冒さず經費を費さずして將來の紛争を最も迅速に終始するの保障を相互に確保すること、(九) 將來の條約約定の迅速且嚴正なる履行の保障を相互に確保すべきこと等の目的達成に資す。尙同盟に加入する君主は其

の現在領有する全領域内に於て安穩に支配權を享有し、内亂に依り流離顛沛を見ざるの保障を互に交換し、歐洲國家聯合の基本點として、各國領土の嚴密なる現状維持及一切の現行條約の不可侵を誓約するものとす。此の點はアンリー第四世の大計畫が歐洲基督教國聯合の前提として領土の分合を必要となしたるに反し、現状を化石となし、從前犯されたる國際不正義を恒久的に是認し、*rebus sic stantibus* の原則の活用を絶對的に阻止せむとするものなり。而てサン・ピエールは自己の方策を辯護して曰く、從來の不正義を認容することは、現状の急激なる大改正より必然發生すべき戰爭の人類全體に與ふる大慘害に比すれば寧ろ忍ぶに堪へ、從來の條約の承認に依り、要求權を失ひ、損失を蒙る國あるべきも、此の大同盟より受くる前述の九利益は之を償ふて餘りありと。第二條に従へば同盟に加入する國家は其の現在の收入と支出とに比例して、大同盟の保障及其の共同經費の爲に出捐すべく、此の出捐は毎月大同盟加盟國の全權に依り、常設總會 (Assemblée perpétuelle) の席上に於て多數決に依り豫算額を決定し、四分の三の多數決に依り其の確定額を決定するものとす。第三條に従へば加盟國は現在及將來の紛争を解決する爲自己及自己の承繼者が武力に訴へざることを約し、今後常設總會に於て爾餘の聯盟國の調停に依る妥協の方法を採用すべきことを約す、而て此の調停効果を奏せざるときは紛争を仲裁裁判に附すべきことを約す、該裁判は常設的に會合する他の加盟國全權に依りて行はれ、假判決は多數決を以て之を與へ、確定判決は假判決より五年の後多數決を以て與へらるべきものとす。第四條に従へば加盟國の一方が同盟の判決若くは、裁決を實行することを拒み同盟と相容れざる條約を商議し、又は戰爭の準備を爲す時は聯盟は武装を爲し、此の國に對して攻撃的行動に出づべく、此の國が其の判決若くは裁決を實行し、又は敵對行爲に依りて生じたる損害を賠償し、而て聯盟の委員會に依り決定せられたる評價に従ひ、戰費を支拂ふの擔保を提供するに至る迄は右行動を停止せざるものとす。サン・ピエールの説く所に依れば、各國は戰時と平時とを問はず、軍費平等の原則に依りて

律せられ、加盟國は其の大小に拘はらず一様に六千人の軍隊を維持すべく、若し大國にして六千人の軍隊を以てしては國內の治安維持に缺くる所ありと爲す場合に於ては、該國は大同盟の許可を得て他の加盟國より傭兵することを得べきも、自國民中より新なる徵募を爲すことを得ず。大同盟の國際軍は必要の際隨時編成せらるるものにして、加盟國は必ず同数の兵力を分擔するの義務あり。但兵力分擔上の不均衡は軍費分擔上の手加減に依り之を匡正するの途を存す。國際軍司令官は常設議會（立法、司法及行政機關）の多數決を以て之を任免すべく、王室の血統に屬する者は此の職に就くことを得ざるものとす。斯の如くするときは大同盟に加盟すべき十九箇國の軍事費合計は現時四千八百萬磅に達せるが、之を半減するも尙且容易に同一程度を確保し得べきものとす。第五條に従へば加盟國は大同盟の鞏固、保障及其の他一切の利益を確保せむが爲に必要と認めらるる諸條項を常設總會に於て多數決を以て議定すべきことを承認したるものとす。但五箇條の基本條項は全加盟國の同意あるに非れば之を變更し得ざるものとす。（註一〇）

ライプニッツはアベ・ズ・サン・ピエールの考案に賛同したるも、同案實現の障礙として有力なる君侯の間に眞正の平和意思の缺如せることを指摘して、君侯等をして同案に耳を傾けしむるの不可能なることを説き、カントと同一の見解より出發して、寧ろ一般公衆に宣傳するの得策たる所以を力説したり。

Von Liebenfeld は一七六七年其の著“Neues Satzgebäude”に於て國家聯合の組織及一般的軍備撤廢を提唱し、ヨハン・ハートフリード・シンドラー (Johann Gatried Schindler) は一七八八年其の著“Was ist den grösseren Fürsten zu raten um das Wohl und Glück der Länder zu befördern?”に於て各國が其の軍備を半減せむことを主張し。ベンジャミン・フランクリン (Benjamin Franklin) は一七八三年其の會見録に於て、強健なる男子が兵役の下に在りては結婚せざる結果人口減少するに至るべきことを理由として、長期常備兵制度が必然的に軍備縮少の結果を齎すべきことを

陳述したり。（註一一）

獨逸の哲學者カントは、一七八四年の出版に係る“Ue zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht”に於て國際組織の必然的實現性を認識し、小國も亦國際聯盟將又聯合國家に依り、安全と權利とを享有し得るに至るべく、根本に於て戰爭は列國を驅りて國際組織の成立に合作せしむるものなるが、該組織たる實は集會的殺人罪の如き高價なる犠牲を支拂はずとも理性の力に依り之が實現を期し得べしと説き、當時世人の嘲笑を買ひたるルーソー及サン・ピエールの思想を以て“unvermeidlicher Ausgang aus der Not.”なりとなし、更に二年後出版したる“Mumasslicher Anfang der Menschengeschichte.”に於て彼は戰爭に依る殺傷又は荒廢よりも、戰爭の結果たる軍備の進増が一層大なる害悪なりと云ひ、戰爭を招徠する國際無政府状態に伴する不安に依り國力が消磨せられ、文化が低下するを認識して、之を慨嘆し。更に一七九三年發表したる論文“Über den Gemeinspruch: das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht in der Praxis”に於て彼は無政府状態の下に於ける平和は往々戰爭よりも悲惨なりとの道理ある見解を披歴し、一切の國が服膺すべき公法を基礎とせる國際法の實施に依るの外、對症藥無しとの認識を告白し、人民主權 (Volkssouveränität) が國際的了解の基礎ならざるべからずとの信念を把持し、戰爭の重荷を負擔せざる元首よりも之を負擔する國民に宣戦すべきや否やに付決定權を有せしむる様國を組織せざるべからずと提言し、一七九五年發表の「永久平和に付し」(Zum ewigen Frieden.)に於て實踐理性の要求する平和實現の豫備條項 (Präliminar-Artikel) 六箇條、確定條項 (Definitiv Artikel) 二箇條、追加條項 (Zusätze) に及二個の附屬書 (Anhang) を提示し、永久平和の障礙となるべき事情の除去を目的とする豫備條項は(一)將來の戰爭に對する資料の内密の保留を以て締結せられたる平和條約即ち休戰條約と云はむよりも、寧ろ一切の敵意の終息を意味する名譽の條約にあらざれば平和條約たるの效力を有せざること、(二)

獨立せる國家は其の大小を論ぜず *Kabinetspolitik* の犠牲として相續、交換、賣買又は贈與に依り他の國家に移轉せらるべからざること、(三)軍備は防禦の手段たると同時に他國に對する脅威を構成し、際涯なき軍備競争を惹起し、短期の戦争よりも一層巨額の軍事費を支出せしめ、此の軍事費の負擔より免かれむが爲に攻撃的戦争すら企圖せしむることあり、且備役せられて君侯の殺人機械となることは人類の權利思想と相容れず、之に反し一旦緩急の際祖國を防禦せむと欲する義勇兵に軍事教練を施すは全然正當なるが故に、常備軍は漸を以て之を全廢すること、(四)國家の對外的紛争に關して國債を起すべからざること、(五)何國も他國の憲法及政府に武力的に干渉すべからざること、(六)他國との戦争中何國も將來の平和時に於ける相互的信賴を不可能ならしむるが如き害敵行爲、例へば暗殺者毒殺者の任用、降伏條件の不履行、敵國に於ける叛逆の教唆の如き行動を爲すべからざることの六箇條より成り、人類社會の自然状態は寧ろ戦争状態なる故に國內の各人間にも、國家相互間にも世界人類の間にも、法の支配を確立し、以て平和を保障するの必要ある所、公法の國內法、國際法、及世界公民法(*Weltbürgerrecht*) より成るが故に永久平和を積極的に建設すべき確定條項は(一)各國の憲法は共和的なるを要すること、(二)國際法は自由なる國家の聯合の上に基礎を有すべきこと、(三)世界公民法は一般的款待の條件に依り羈束せらるるを要することの三箇條より成れり。(註一一)ベトナム(*Tennias Benham*)は一七八六年乃至一七八九年出版の "*Principles of International Law*" に於て英國が先づ其の植民地を拋棄し、自由貿易主義に復歸せむことを提唱し、 "*The reduction and fixation of the forces of the Several Nations that compose the European System*" を實現せむが爲には軍備制限に關する二國間の双務的協定を以てしては、其の目的を達する能はざるを以て、一般的協定を締結するの必要あることを提言し、國際裁判所を以て右協定の方式其他を決定すべき機關となし、其の裁定には各締約國の提供すべき兵力を保障とする強制執行力を賦與せむことを主張し、尙陸軍

に關しては各國の保有すべき兵力を決定することは難事なるも、海軍に關しては佛蘭西、西班牙、及和蘭の合計海軍力が英國海軍力の二分の一又は二分の一強に該當すべきことを基礎條件として、容易に一致の協定に達し得べしと論じ、若し此種協定にして實現の可能性なきに於ては、佛國が英國の侵略の目的たり得べき植民地を拋棄し、卒先して軍備縮少の範を垂れむことを勸説したり。(註一二)

ジュネーヴ平和協會の創設者セロン伯(*Graf Sellon*)は、大多數の戦争の誘因たる常備軍制度を撤廢し、民兵制度を以て之に換へむことを主張し、英佛兩國間軍備擴張競争の激甚となりし千八百四十年代に及び、英國に在りては、ロバート・ピール(*Robert Peel*)は、英國陸海軍豫算が初て二億二千萬馬克に達したる機會に於て、下院に於て、質問して曰く、歐洲諸強國が斯くも致々として増加しつつある軍備を制限すべき時期は未だ到らざるや、諸強國が斯る過度の軍備は何等裨益するものにあらざること告白すべき時期は未だ到らざるや、極度に軍備を増加する國の利益は那邊に存するや、列國は其の示す先例に他國が追隨することを氣附かざるや、其の結果として何國も其の武力の關係的優越を僥倖する能はざるのみならず、各國の資源を軍備の爲に涸竭せしむるに至るべし。斯の如くにして軍備競争は平和の福祉の過半を奪ひ去るのみならず、將來の戦争の慘禍を先取するに到る。歐洲の眞正の利益は平和状態よりも寧ろ戦争状態に適合せる各國の軍備を縮少せしむる爲一般的協定に到達するに在りと。一八五〇年三月此の聰明達識の英國政治家は再び下院に於て叫び曰く、歐洲大陸が其の國力を消耗せず、且其の繁榮の基礎を危殆ならしめざる程度に軍備を減少しつつ、猶且其の相對的地位を確保するに勝りて一層大なる慶福は人類の決して僥倖し得る所にあらざるべしと。千八百六十年代の初め英佛造艦競争が再應開始せらるるや、宰相ヂスレーリは下院に於て造艦競争を幾分緩和するの目的を以て、兩國政府間に協定を結ぶの希望に堪へたる所以を力説し、勵聲叱咤して曰く、若し軍備競争避け難しとせば、外交

政治、友誼的了解の目的果して那邊にか在ると。當時リチャード・コブデンは著書 *Three Panics* を著し、國人の戦争及入寇恐怖病を醫せむと欲し、吾人の痼疾とも云ふべき現代の絶大の害惡を初て除去せむと試むる君侯又は大臣は光榮の神殿に保留せられたる空位の壁龕に値すと述べ、チェレミー・ペンタムに宛たる書翰中に於て、軍事費の縮少及制限に關する提議を試むることに於て率先する國家は、聲望を擔ふに至るべしと説き、尙コブデンは其の一八六一年政府に致したる有名なる覺書に於て、前記の *Three Panics* 中に説述せられたる軍事費制限に關する英佛協定締結の考案を敷衍し、述べて曰く、海軍軍備の科學的進歩の結果たる英佛兩國海軍の現時の特異且未曾有の狀態は、結局兩國の利益を増進すべき兩國政府間の相互的協定成立の機會を提供するものなりと。之に呼應して佛國に在りてはヴィクトル・ユーゴー (Victor Hugo) は、英佛軍備の膨脹に驚きて、此の傾向を阻止せむが爲に、軍備制限問題を獨自の問題として解決するの必要あるを力説し、又國際平和組織の完成を論ずるに暇あらず。一八七〇年、米國上院議員サンマー (Sumner) は各國の軍事費が其の歳出中如何に巨額を占め、文化的施設を犠牲に供しつつあるかを指摘し、常備軍制度は實に平和の保障にあらずして、戦争の鼓吹者なりと論じ、獨逸の駐英大使たりしフライヘル・フォン・ブンゼン (Freiherr V. Bunsen) は歐洲各國の常備軍を一八四八年の兵員數に減少するの必要を説き、一八六〇年ガリバルヂ (Garibaldi) は其の公開狀に於て歐洲諸國特に英佛が *europäischen Konföderation* の基礎たるべき同盟を結びて、巨額の國費を不生産的用途に轉せしめ、且國民を重課に苦しめつゝある軍備の縮少を要望し、軍備撤廢より結果する繁榮は其の地位を失ひたる職業的軍人に他の生業を興ふるに充分なりと論じ、一八六七年マヂニ (Mazzini) はジュネーヴに開催の自由及平和大會に宛たる書翰に於て、萬國同時に民兵組織を採用せむことを要望せり。而して之等思想家の運動は有名なるナポレオン三世の軍縮提議、及一八六〇年以降獨逸議會に於て屢々繰返されたる、軍備問題の討議の直接原因となれり。

普佛戦争中墺地利下院議員 *Freiherr von Waltershausen* は或る政治結社の會合に於て、又墺地利政治家アドルフ・フィシホフ (Adolf Fischhof) は一八七五年新聞に寄せたる論説 *“Die Reduktion der kontinentalen Heere”* に於て萬國議院會議を組織して、一定限度に軍備を制限し、國際平和を鞏固にするの可能性を審議せんことを主張し、米國國際學者ダッドレー・フィールド (Dudley Field) は *“Draft Outline of an International Law”* に於て、米國が人口千三百人に對し一人の兵士を有することを指摘し、各國が之に倣ひて人口千人に對し一人の割に、其の兵員數を制限せむことを提言し、同時代に露國の *Prinz Peter von Oldenburg* は各國宮廷が其の政府をして平和確保の手段を講ぜしめむことを要望し、一八七三年四月ビスマルクに宛たる書翰に於て、國際條約に依り各國の兵力を限定せむことを主張し、國際法學者ブルンチュリ (Bluntschli) は一八七八年其の著 *“Organisation des europäischen Staatenvereins”* に於て、シュリーフ (Schlieff) は一八九二年其の著 *“Frieden in Europa”* に於て共に軍備制限の必要を説き、且軍備制限が國際平和組織の創設より結果すべきものなることを説きたり。之に反し、ホルチェンドルフ (Holzendorff) は互に伯仲せる軍備を有するに二國間に於ては、軍備は安全保障の用具たると同時に相互の脅威を構成す。故に軍備の増加は猜疑を惹起し、敵愾心を激發せしめ、眞に戰意なき國民を驅りて于戈の間に見えしむ。斯の如きは今日の發達程度に於ける國際法の不完全を曝露するものにして、將來に於ける外交政治家の任務は如上の戦争を阻止せんがため、軍備に關する協定を締結し、*Abüstungsordnung* を打立つるに在りと説き、(註一四) ウェーベルグ氏及シュツキング氏は *Holzendorff* を以て、軍備制限問題が獨立に解決せられ得べきものたることを信じたる最初の國際法學者なりとなせり。

Association pour la réforme et la codification du droit des gens の會長たりしエム・リチャード (M. Richard) は國

際的軍備制限の必要を力説し、一八八七年カマロフスキー伯 (Graf Kamarowsky) は其の論文 “Quelques reflexions sur les Armeents croissants de l' Europe.” に於て、軍備競争が経済的不安及政治的危機を醸成しつゝあることを指摘して、今や軍備制限問題を慎重に審議すべき時期至れり、歐洲諸國及一般文明の死活は實に本問題の解決に繫れりと喝破し、軍備制限に關する提議は強國側より出で、國際會議に於て和衷協同の精神を以て協定せられざるべからず、軍備撤廢は同時にして且漸進的なるを要す、尙國際軍備制限協定に違反する國なからしめんが爲、國際的強制力を組織せざるべからずと説きたり。エム・メリン・ハック (M. Merignac) は其の名著 “Traité d' Arbitrage International.” に於て軍備撤廢問題に論及し、本問題は同時に紛争の原因たるアルサス・ローレン問題、近東問題等を審査し、之に妥當なる解決を與ふるにあらざれば、眞面目に之を解決すること能はざるを指摘し、英國人ロリマー (Lorimer) は其の著 “The Principles of International Law.” に於て各國豫算額を基準とする比例的軍備縮少を提唱し、尙社會主義者 Liebknecht, Bebel, 及 Virchow 並 Henry Richard, Jules Simon, Björklund Moritz Adler, Richard Reuter, Beta v. Suttner, Alfred H. Fried, 等は何れも其の著書、論文又は演説に於て、軍備縮少運動の促進に貢献し、第一回海牙平和會議開催の氣運を醸成するに資せり。(註一五)

- 註一、G. F. Nicolai: The Biology of War. (translation.) pp. 22-23 Hughan: International Government. pp. 1-3
 W. Trotter: Instincts of the Herd in Peace and War. pp. 13-23. Bogardus: Social Psychology. pp. 38-39.
 Ellwood: Introduction to social Psychology. pp. 46-47.
 註二、Nicolai: The Biology of War. pp. 26-28. J. Novicow: War and Its Alleged Benefits. 14.
 註三、Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen. p. 288.

- 註四、Elizabeth York: League of Nations: Ancient, Medieval and Modern. Chapter I. Hughan: International Government. pp. 3-5.
 註五、Robert Conlet: La Limitation des Armeents. pp. 9-18 N. Politis: La Justice Internationale. p. 27.
 註六、一三〇〇年より一八〇〇年に至る間に於て發表せられたる國際平和組織に關する考案二十九の内軍備問題に論及せるものは僅に五を數ふ。
 (Hans Wehberg: Die Internationals Beschränkung der Rüstungen. p. 9)
 註七、Robert Conlet: La Limitation des Armeents. p. 24 Alfred H. Fried: Handbuch der Friedensbewegung. Zweiter Teil. pp. 13-15.
 註八、Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen. P. 4
 註九、Elizabeth York: League of Nations. Ancient, Medieval and Modern. pp. 114-153.
 註一〇、神川彦松著國際聯盟政策論三〇一—五〇頁
 Rene Picard: La Question de la Limitation des Armeents de Nos Jours. pp. 19-21.
 註一一、Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen. pp. 6-7.
 註一二、Alfred H. Fried: Handbuch der Friedensbewegung. Zweiter Teil. pp. 42-46 Niemeyer: Handbuch des Abrüstungsproblems. Systematischer Teil. Erstes stück. pp. 1-14.
 註一三、Alfred H. Fried: Handbuch der Friedensbewegung. Zweiter Teil. pp. 35 40-46. Elizabeth York: League of Nations. pp. 248-282.
 註一四、Dr. Walther Schücking: Garantiepakt und Rüstungsbeschränkung. p. 6.
 註一五、Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen. pp. 10-16. Niemeyer: Handbuch. Erster

第二節 諸國際團體の軍縮運動

一八七〇年普佛戰爭以降、歐洲諸國間に於ける軍備の競争は愈々激甚を加へ、各國共一般義務兵役制度を採用し、小銃を改良し大砲の威力を増し、軍艦の装甲を厚くするに餘念なく國境の守備益々堅くして、間牒の数は愈々増加し、互に隣國の平時及戰時に於ける兵員數、小銃大砲の數、軍艦の噸數等を正確に算定せむとするに於て餘力を剩さす。

斯の如き事態の當然の結果として、豫算特に軍事費は著しく増加せり。一面に於て一八七五年歐洲諸國は合計三十五億法を軍事費に費し、右軍事費は一八八六年には尙十億法を増加して、四十五億法となり、一八九七年には尙二十億法を増加して六十五億法となり、一九〇二年には尙十五億法を増加して八十億法となれり。他面に於て一八七五年に於ける歐洲諸國の常備軍總兵員數は二百六十萬人なりしが、一九〇二年には三百十五萬人に増加したり。斯るが故に普佛戰爭後、歐洲には平和の君臨するを見たりと雖も、其の平和たるや實に武裝的平和にして、過重なる軍事費の負擔と不斷の脅威とを伴へる平和なりき。

斯の如き矛盾せる事態が各國の人道家、政治家及操觚者を驚愕せしめたるは當然にして、各種の國際團體は聲を極めて軍備制限の必要を力説するに至れり。

第一、國際法學會 (Institute of International Law) 一八八七年白耳義法律學の權威にして國際法學會長たる Rolin Jaacquemyns は其の同僚に宛たる公開狀に於て、過去二十年間歐洲列國の軍事公債は八割を増し、公債費は十割を増せることを指摘して、會則第一條に基き、同年九月ハイデルベルヒに於て開催の國際法學會に於て、學會が軍備制限問題

を討議せむことを提案し、地方的軍備縮少と雖も尙當事國間の協定を必要とすること、獨逸又は佛國政府より出づべき軍縮提議は必ずや列國間の猜疑心を刺激すべきことを理由として、獨立の學會に於て、客觀的見地より、問題の豫備的研究を遂ぐるの必要あることを力説したり。

ローラン・ヂャツクマンの主張に對し、英國人ロリマー (Lorimer) は獨立國が其の軍備を減少し、又は其の將來に於ける發達を阻碍すべき軍備の縮減を受諾せざるべきこと、獨立國は財政其の他の内政問題に對する干渉を認容せざるべきこと、軍備制限は列國間に於ける現有勢力關係を基礎とせざるべからざるが故に、之が實現に對する吾人の努力の指針は "Principe de Proportionnalité" に在ることを説き、軍縮問題の前提として安全問題を解決するの必要なることを指摘し、不安全は國際法及國際組織の不完全なるに應ずるが故に、先づ此の點を匡救せざるべからずと斷じ、軍備問題を國際法學會に於て審議することに反對したり。露國人カマロフスキー (Kamarrowski) は、軍備問題が歐洲諸國の死活問題なることを指摘し、軍備競争が平和を脅威するに拘はらず、國際法學者等が本問題に關し沈黙を守れるを慨し、列國が豫備會議、本會議の順序を経て、一般的、同時且漸進的の軍縮協定を締結し、之を一切の締約國の保障の下に置かむことを主張したり。然れども國際法學會員の大多數はローラン・ヂャツクマンの提案に反對し、之を以て或はユートピアなりと斷じ、或は學會の權能に屬せざる事項なりと論難したり。

ハイデルベルヒの會議に際し、白耳義の碩學ローラン・ヂャツクマンは、國際條約に依り、如何なる方法を以て、如何なる程度迄、歐洲諸國の平時常備軍及軍事費の豫算額を比例的に縮少し得べきやの問題を審査せむことを提議し、(一)兩三國が軍備制限の爲國際條約を締結することは國際法上可能なりや、(二)如何なる方法に依り、斯の如き協定を締結すべきや、(三)斯の如き協定の履行確保に必要な制裁如何の三質問に對し、回答を與へむことを要求したり。然るに

會員は本問題が政治問題たることを理由として討議を拒否し、茲に於てローラン・チャックマンは反對論者に答へて、軍縮問題が政治問題として取扱はれ得べきことは之を容認するも、吾人は各國の必要とする軍備の程度を決定せむとするにあらず、唯國際團體を形成する諸國が、自身等を驅りて、破産と無政府状態との深淵に投せむとする軍備競争を阻止するの共同の權利と義務とを有するや否やを審議せむとするに在り、加ふるに國際道德と國際法との限界は推移し、國際法の領域は絶えず擴大しつつありと論駁したり。然るに大多數の會員は尙本件が主として政治問題にして、權限問題は勿論實際的解決案に付會員間に到底意見の一致を期し得ず、延て學會の地位を傷けむことを恐れ、依然反對説を固執し、ローラン・チャックリンは遂に其の提議を撤回したり。(註一)

第二、國際法協會 (International Law Association) 一八七九年ヘンリー・リチャード (Henry Richard) は、英國及獨逸議會に於ける軍備制限問題に關する議事の經過を叙したる後、文明國が其の友好關係を維持せむが爲には、各國立法を調和し、其の協力を妨ぐる障礙を除去するに至り、而て軍備競争は右障礙の最大なるものにして、秩序を否定し、暴力の支配を現實に曝露するものなるが故に、國際法學者の團體に於て、軍備制限問題を審議せむことを要求し、次の決議案を提出したり。

"That this Conference deeply deplors the system of armed rivalry which prevails among the states of Europe, which not only imposes oppressive burdens of taxation and military servitude on the people, but tends to nourish mutual suspicion and jealousy between the nations, to perpetuate the reign of force in place of the reign of law and to render peace insecure and war always imminent.

"That the Conference approves of efforts made to bring about a mutual and simultaneous reduction of armaments and recommends its members in all countries to labour to that end.

"That a committee be appointed to consider the expediency of addressing a respectful memorial to the various governments on this subject, and generally to examine and report on the best means of applying a remedy to mitigate this crying evil."

然るに本提案に對しては、一面其の協會の權限に屬せざることを指摘する一二の論者あり。

他面、多數會員は右提案を採用して、軍備縮小問題を議するの用意なかりしを以て、該案は漫然委員會に付托せられ、其の儘高閣に束ねられたり。

爾後、國際法協會の會合に於ては、一八八〇年英國議會に於ける軍備問題の討議及佛獨陸軍軍備競争の實狀に關する報告書提出せられたることあり。將又仲裁裁判制度の審議に當り軍備問題に論及したる學者ありたるに過ぎず。(註二)

第三、萬國平和協會 (Weltfriedenskongress, Congrès Universel de la Paix)

國內平和協會は先づ米國及英國に於て呱呱の聲を揚げ、次第に其の數を増し、一八四三年倫敦に於て第一回萬國平和協會の開催を見るに至りたる當時に於ては、英米兩國の平和協會代表者の外歐洲大陸よりは僅に六名の参加を見たのみなりしが、平和運動は迅速に大陸諸國にも普及し、一八四八年、ブリュッセルに於て開催の第二回萬國平和協會には、英米人の外相當數の佛蘭西、自耳義、和蘭代表者之に参加し、翌年のバリ會議には尙少數の獨逸、西班牙、瑞典代表者も亦之に参加するに至れり。(註三)

本平和協會は、一八四三年倫敦會議、一八四八年ブリュッセル會議、一八四九年バリ會議、一八五〇年フランクフルト會議、一八五一年倫敦會議に於て、軍備制限問題を討議し、其の都度軍備競争が國民を重き負擔に苦しめ、列國間

に於ける猜疑嫉視の起因たることを指摘して、一般且同時の軍縮協定を結ばむことを列國政府に勸説する趣旨の決議を通過し、特に巴里會議に於ては、Cobden, Girardin 等は熱辯を振ひて、軍備競争の弊害を指摘し、Victor Hugo は *Etats-Unis d'Europe* の成立を豫言し、尙會議は代表者を佛國大統領ルイ・ナポレオンの許に派し、之に向つて其の希望を開陳せしめたり。一八八九年巴里會議は、諸國の迅速なる軍備撤廢を齎し得べき條約の締結、仲裁裁判所の設置、其の他の實際的手段の採用を目的として、外交交渉を開かむことを各國政府に勸告する趣旨の決議案を通過し、一八九〇年倫敦會議は、一切の歐洲諸國を網羅する會議を開き、一般且漸進的軍備撤廢を實現するの手段を審査せむことを要望し、且一國が人道上の見地より其の常備軍を相當減少するに於ては、輿論の壓迫に依り、他國政府も亦之に倣はざるを得ざるに至るべしとの意見を表明し、(註四) 一八九一年羅馬會議は、歐洲國際會議が *“désarmement mutuel, proportionnel et simultané”* を實現せむことを要望し、一八九四年アントワープ會議は *“trêve d'armement”* 及軍事費の不加を要望し、一八九六年ブタベスト會議は、軍事費の絶えざる増加に對して抗議し、諸國議會の議員に向つて一切の軍時費増額案に反對せむことを勸告し、諸國投票有権者に軍備縮少に盡力貢獻すべき候補者に向つてのみ投票せむことを勸告する決議案を可決したり。(註五)

第四、萬國議院會議 (Interparlamentarische Union)

萬國議院會議は、英國及米國と仲裁條約を締結せむことを佛國議會に建議したるフレデリック・パッシー (Fred. Passy) 等が、本問題に付、英國の議員と直接協議するの機會を得むことを要望し、佛國外務大臣ゴブレ (Goblet) の支持に依り、遂に一八八八年十月クレマース (Cremers) を團長とせる英國議員九名と、パッシーを團長とせる佛國議員二十四名とが、巴里に會合して、諸種の決議を採擇し、特に翌年を以て巴里に開催すべき集會に英米佛の三國のみならず、爾

餘の諸國の議員をも等しく招請するに決したるに始まる。故に萬國議院會議組織の目的は平和運動の促進に在り、從て本會議が軍備制限問題に屢々言及したるは蓋し偶然にあらず。既に一八八九年の巴里會議には、佛國議員ガイヤール (Gaillard) より、萬國議院會議は軍備撤廢の聲を大とならしめむが爲、同時且比例的軍備撤廢を齎すべしとの動議を議會に提出し、之を支持すべき旨を各國議會に提出し、之を支持すべき旨の各國議會代表者の聲明を諒承するとの趣旨の決議案提出せられたるも、時期尙早論強く、遂に撤回せられたり。

一八九四年の會議に於ける軍備縮少會議開催に關する Snape 案及 Byles, Clark, Frye, Wavinsky, Stanhope, Randal, Cremer Caldwell. の共同提案現はれたるも、同様時期尙早論有力なりし爲、議題に上らして撤回せられたり。今 Snape の提案を示せば次の如し。(註六)

“Considerant que les armemens excessifs et toujours croissants écrasent les peuples, attendu que ces armemens sont fréquemment considérés comme une menace envers d'autres nations et ont un caractère plutôt provocateur que préventif, considérant que la réduction mutuelle, proportionnelle et simultanée des armemens atténuerait ces maux, sans ébranler la force relative des différentes puissances pour leur défense nationale, la Conférence Interparlementaire désire que les gouvernements européens chargent une commission d'arrêter les mesures aux moyens desquelles la réduction des armemens pourrait être accomplie.”

第五、國際社會黨大會 (Der internationale Sozialistkongress)

一八六七年ローザンヌに於て開會の國際社會黨大會は *Ligue internationale de la paix et de la liberté* に加入の宣言

書に於て、武裝的平和は一國最良の勞働が不生産的且破壊的に使用することに依り、勞働者の痛苦を増すものなることを指摘し、常備軍制度の撤廢を要求し、一八八八年倫敦會議は國際紛争處理の手段として、戰爭に代ふるに仲裁裁判を以てするの主義を確立することに努力する様、議會に於ける其の代表者に訓令せむことを各國民主義者に勸告し、一八八九年巴里會議は佛獨兩國の代表者の提案に基き、次の決議を採擇したり。

巴里國際労働黨會議は

常備軍又は支配階級若くは有産階級に奉仕する強力なる軍備は民主政體及共和政體の孰れに對しても敵對關係に在るものなること、竝之等軍備は軍國主義的、君主專制的、寡頭政治及資本主義的支配の表徴にして、且反動的彈壓政治及社會的壓制の用具なること、

常備軍は侵略的戰爭の結果たると同時に其の原因にして、國際紛争誘發の恒久的禍因を構成するものなること、故に侵略政策及其の用具たる常備軍は自衛政策及和平主義的民主主義に其の地位を讓ることを必要とし、掠奪侵寇に替ふるに獨立及自由の保護を以て目的とする全國民の團結が大眾の間に形成せられ武裝するを必要とすること、

歴史の證明するが如く常備軍は戰爭の不斷の原因にして、而も一國を同盟の優勢に對して防禦するの能力なきのみならず、反つて其の敗北を招徠し、武裝なき國を戰勝國の恣意に委するの外ならしむ、他面に於て武裝及組織の完全なる國も亦敵國の侵襲に對し抵抗するの能力なき場合あること、

常備軍は各國民より訓育期若くは研究期又は最大の勞働力及活動力を發揮する時期に在る青年を奪ひて之を兵營に收容し、且之を腐敗せしむることに依り一切の私人生活を覆滅せしむるものなること、

常備軍の爲に、労働科學及藝術は其の結實を妨げられ、且其の勃興を阻止せられ、公民、個人及家庭は其の發展を

脅威せらるること、

之に反し眞の國民的軍隊即ち武裝したる國民 (das Volk in Waffen) の制度は個人をして國家的生活に於て其の本來の稟性及能力を發達し得せしめ、且其の軍事的職能を公民權の必要なる屬性として充足せしむること、

常備軍は絶えず増加する戦債の負擔及斯る軍制の結果として不斷に増加する租税及借款に依り不幸及破滅の原因を形成するものなること、を考慮し、

同會議は憤激を以て絶望的に其の存在の爲に戦ひつつある各國政府の支持する戦争計畫を唾棄し、平和はあらゆる労働者解放の必要不可欠の條件と看做し、常備軍の廢止と同時に、次の原則に基ける一般的國民武裝制度を要望す。

武裝したる國民の意義に於ける國民軍は戦争に堪へ得べき一切の人民より成り、各地方、即ち、各區、各市、各郡等の住民は其の人口數に従ひ、一又は多數の大隊を組織すべく、右住民は相互に相識り、要すれば二十四時間以内に集合し、武裝し、進軍するを要す。各人は恰も瑞西に於けるが如く、武器及武裝を自宅に藏し、公法上の自由及國家の安全を防衛すべし。同會議は尙現代經濟社會の悲しむべき生産物たる戦争は資本主義的生産様式が労働の解放及社會主義の國際的勝利に其の地位を讓りたる曉に於て始めて消滅すべきものなることを聲明す。

尙一八九一年ブリュッセル會議は軍國主義を非難する決議を通過し、一八九三年チューリッヒ會議は、労働黨議員は軍事費豫算に反對し、常備軍制度の撤廢を促進し、平和運動を支持するの義務を有すとの決議を通過し、一八九六年倫敦會議は、「一切の國に於ける常備軍の一齊の解散及國民武裝制度の採用」 (Einführung der Volksbewaffnung) を要望したり。(註七)(註八)

註一、Revue de Droit International et de Legislation Comparée. XIX. 1887. p. 130, 398, 472. M. de Lavallaz: Essai sur

le Désarmement, pp. XXXIII-XXXVIII. R Coulet: La Limitation des Armements, pp. 76-77.

註二、Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen, p. 23.

註三、Ibid., pp. 407-426. Alfred H. Fried: Handbuch der Friedensbewegung, Zweiter Teil, pp. 59-61.

註四、一八九〇年倫敦會議採擇の決議文は左の如し、

1. Le Congrès croit pouvoir affirmer que le monde civilisé désire la paix et attend impatiemment le moment de voir cesser les armements, qui, faits a titre de défense, deviennent à leur tour un danger en maintenant la défiance réciproque, et sont en même temps la cause de ce malaise économique général qui empêche d'aborder dans des conditions satisfaisantes les questions qui devraient primer toutes les autres: celles du travail et de la misère.
2. Le Congrès reconnaissant qu'un désarmement général serait la meilleure garantie de la paix et conduirait à résoudre au point de vue des intérêts généraux les questions qui à présent divisent les Etats, émet le vœu qu'un congrès de représentants de tous les Etats de l'Europe soit le plus tôt possible réuni, afin d'aviser aux moyens de réaliser un désarmement graduel général, que l'on entrevoit déjà comme possible.
3. Le Congrès, attendu que la timidité d'un seul gouvernement pourrait suffire à retarder indéfiniment la convocation du congrès ci-dessus indiqué, est d'avis que le gouvernement qui le premier se résoudra à renvoyer dans leurs foyers un nombre notable de soldats aura rendu un des plus grands services à l'Europe et à l'humanité, parce qu'il obligera les autres gouvernements, poussés par l'opinion publique, à suivre son exemple, et par la force morale de ce fait acquis il aura augmenté au lieu de diminuer les conditions de sa défense nationale.
4. Le Congrès, considérant que la question du désarmement, aussi bien que celle de la paix en général, dépend de l'opinion publique, recommande aux Sociétés pour la Paix représentées ici et aussi à tous les Amis de la Paix, de

se livrer à une propagande active dans le public, spécialement pendant les périodes d'élections parlementaires, afin que les électeurs donnent leurs voix aux candidats qui auront fait entrer dans leurs programmes la paix, le désarmement.

註五、Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen, pp. 18-21.

註六、Ibid., pp. 159-164.

註七、Ibid., pp. 30-35.

註八、國民武装制度は要するに民兵組織を意味し、瑞西及米國に於けるが如く依然有産階級に頼使せらるべしと反對論ありたるも、會議は本決議を通過したり。蓋し社會黨員は各人が武器を私宅に藏する底の民兵組織を以て階級の利益を維持する所以となすに因る。

第三節 各國議會に於ける軍備問題

第九世紀歐洲軍國主義の先驅たりし獨逸にありては、既に一八四八年、國民議會に於て、常備軍制度に現はれたる武装的平和が、歐洲諸國民に重税を負擔せしめ、其の公民の自由を拘束するに顧み、歐洲に一般的軍備撤廢を齎らすの目的を以て、國際會議を招集するの必要あることを認むるとの決議案提出せられたるも、否決せられて止みぬ。一八六七年北獨逸聯邦會議に於て、ゲッツ博士(Dr. Götz)は、聯邦政府は、常備軍の一般的縮少を齎らす爲、歐洲諸國と直に交渉を開始し、且國力の充實せることに信頼して軍備の一大縮減を斷行することに依り、平和に繋戀するの事實を宣明せむことを希望する趣旨の決議案を提出し、エーミツシエン(Oehmichen)の修正案と共に否決せられたることあり。一八六九年普魯西下院に於てヴィルヒョフ(Virchow)は國民の負擔を増加せずして財政を安固にし、且重要なる文化的目

第一章、海牙平和會議以前に於ける軍縮運動

的の達成に必要な財源を得むが爲、北獨逸聯邦の歳出を節減するの緊要なること、北獨逸聯邦の歳出豫算總額は主として軍事費如何に依りて決定せらるゝこと、及歐洲に於ける武裝的平和の現状は、諸國民間の憎惡に原因せず、寧ろ列國政府の政策特に外交方針に基くものなることに鑑み、普魯西政府が、北獨逸聯邦の軍事費を適度に制限し、且外交交渉に依り、一般的軍備撤廢を齎らす様努力せむことを要求すとの決議案を提出し、頗る興味ある討議及修正決議案の提出ありたる後、ヴィルヒョフ案は、九十九票に對する二百十五票の多數を以て、否決せられたり。同年ザクセン州下院に於てマイ(May)は一八六六年以來擴張せられたる軍備を維持することが、國民經濟に深甚の打撃を與ふるものなること、恆久的平和に對する信頼の念は、斯かる軍備の維持に依り阻却せらるること、斯の如き事態の繼續は、商業及交通の發達を招徠する所以にあらざること、不生産的消費は、必ずや財政上の破綻を結果すべきこと等に鑑み、ザクセン政府が、北獨逸聯邦議會に於て、聯邦の軍事費を適度に削減せしめ、且聯邦政府をして外交手段に依り、一般的軍備撤廢の實現に盡せしむることを要求すとの決議案を提出し、軍備問題の本質に關する深刻なる論議の交換せられたる後、大多數を以て可決せられたり。

バイエルン州議會に於て、一八七七年、シェルス(Schels)は、一八六八年度豫算に従へば陸軍費は直接國稅收入を超過すること五割なりしが、一八七七年度豫算に従へば、前者は正に後者の二十一割七分に當れることを指摘して、軍事費の増加に反對し、一八七九年、コップ(Kopp)は聯邦議會に於けるバイエルン代表者をして、帝國豫算、特に軍事費と削減を提議せしむることを要求する趣旨の決議案を提出して採擇せらる。同年獨逸帝國議會に於てファン・ビューラー(Von Bühler)は歐洲列國の軍事費が年々増加して停止する處を知らず、今や三十億麻克に達し、列國を破産の淵に沈淪せしむることを指摘し、列強は勿論佛國に至る迄、軍備縮少運動に合流するの用意あることを説きて、

次の決議案を提出したり。

“Der Reichstag wolle beschliessen:

Den Fürsten Reichskanzler zu ersuchen, einer europäischen Staatenkongress zum Zwecke der Herbeiführung einer wirksamen allgemeinen Abrüstung, etwa auf die durchschnittliche Hälfte der gegenwärtigen Friedensstärke der europäischen Heere, für die Dauer von vorläufig 10 bis 15 Jahren zu veranlassen.”

右の提案は二三の有力なる賛成演説ありたるに拘はらず否決せられたるが、後ビスマルクはビューレルの本問題に關する私信に答へて、帝國宰相が本件に關し何等か措置に出づる以前に於て諸隣國のビューレル案實行に對する同意を確保するの必要ありと云ひ、相互的監督及紛議解決機關を組織することの極めて困難なるべきことを指摘したり。一八八〇年ビューレルは帝國議會に於て大國に十萬乃至二十萬、中國に二萬五千乃至三萬、小國に一萬乃至一萬五千の常備軍を割當つるか、又は人口二百人に對し一人の兵員を割當つることを基礎條件として、一般的、同時且比例的の軍備縮少を實現せむが爲、國際會議を招集せむことを提議したるが、何等の結果を見ざりき。當時獨逸帝國の軍備は常に増加の歩調を辿り、一八八二年バイエルン議會に於て再び軍事費減少及服役年限短縮を要求する決議案の可決を見た。

一八六七年より一八八二年に至る十五年間に於て、一切の軍備制限に關する提案が普魯西議會及獨逸帝國議會に於ては否決せられ、ザクセン州及バイエルン州議會に於ては可決せられたることは顯著なる事實とす。一八八〇年より一八九三年に至る迄獨逸帝國政府は、帝國議會の反對と戦ひつつ、二年兵役を實施し、其の陸軍を擴張し平時兵員將校下士以下五十五萬七千人に達せしめたるが、一八八六年モルトケ將軍は、帝國議會に於て、歐洲諸國が其の武備を嚴にして互に虎視眈々たるの狀況を叙し、如何なる富強國と雖も、斯の如き過重なる軍事費を負担し得ざることを容認し、斯る

事態が決して永續し得べきものにあらざることを斷言したり。一八八九年リーブクネヒト (Liebknecht) は帝國議會に於て、列國をして何等の危懼を感じしめざる底の軍備縮少協定の締結を要望し、一八七一年ヴェルサイユ條約に於て、アルサス・ローレンを併合するよりも、寧ろ佛國の兵制を民兵組織に改めしむるの平和確保に有利なるべかりしことを指摘す。尙バイエルン州下院に於ては、一八九三年乃至一八九五年中、再三軍備制限及仲裁裁判所設備の主張せらるるを見たり。一八九五年帝國議會に於ては、民兵組織採用の準備として、學生に軍事教練を施すべき旨の提案現はる。同年獨逸國民黨 (Deutsche Volkspartei) は相互的軍備縮少の實現を期する運動を支持すべきことを政綱中に掲ぐ。然れども如上の運動は孰れも効果を奏せず。一八九七年には反つて最初の十海軍建造案の提出を見るに至れり。

一八四一年英佛兩國間の軍備擴張競争顯著となり、英國の陸海軍豫算が始めて二億二千萬馬克に達するや、ロバート・ピール (Robert Peel) は英國下院に於て軍事費の増加に反對して、述べて曰く、「歐洲の諸大國が汝々として増加される軍備を制限すべき時期は未だ至らざるか。列強が過度の軍備の無用物たる所以を認識すべき時期は未だ至らざるか。列強が陸海軍を競ふて充實するの利益何處にある。見よ他國は前者の例に倣ひつつあるにあらずや。斯の如くにして軍備を擴張する國は、其の關係的武力に於て何等利する所なく、唯財源の涸渇を招徠するのみならず、尙平和の利益の過半を失ひ且未だ戰はざるに戰爭の餘殃を招くものなり。歐洲の眞正の利益は、平和状態よりも戰爭状態に適合しつつある列強の軍備を減少し得せしむる一般的協定を締結することに存す」と。又一八五〇年コブデン (Cobden) の所説に共鳴して、歐洲大陸諸國が、其の關係的兵力を維持しつつ尙國費を消糜せず、繁榮を害せざる程度迄軍備を縮少するの要ある旨を揚言したり。一八四四年ウエリントン侯の海軍擴張案はアベルデーン (Aberdeen) 卿の反對に依りて否決せらる。一八四九年コブデンは、歐洲諸國が二百萬人の兵を養ひ、二億磅の軍費を年々支出しつつある所の斯の如き平

和は誠に休戰状態を意味するに過ぎずと述べて、仲裁條約を締結せむことを政府に勸告する趣旨の決議案を議會に提出し、一八五一年更に英佛兩國間に、軍備制限協定を結ばむことを要望する決議案を下院に提出し、其の否決する所となりたるも、尙一八六〇年以降引續き機會ある毎に其の主張を反覆したり。英國は革命的手段に依りて佛國の帝位に登りたるナポレオン三世を危険視し、漸く軍備擴張に銳意したるが、當時ジョン・ブライト (John Bright) は軍備制限を主張し、一八五六年ヂズレーリ (Disraeli) も亦英佛兩國間の協定に依り、軍備縮少の實を挙げむことを提唱したり。

一八八〇年ヘンリー・リチャード (Henry Richard) の提出に係る同時且比例的軍備縮少協定締結に關する上奏決議案は、グラッドストーン (Gladstone) の反對に依りて否決せられたるが、軍備撤廢問題に付、外國と交渉を開く爲、一切機會を捉ふるは、政府の義務なりとの修正案は可決せられたり。一八八七年プリストル (Preston) 侯は歐洲諸國の軍備の過大なるに顧み、仲裁裁判所設置の爲、英國政府に於て發議權を執るべしとの決議案を提出したり。一八八九年エー・イリングスウォース (A. Illingworth) は下院に於て、サリスベリー卿が獨逸皇帝に送付したる、歐洲列國の軍事費に關する覺書に論及して、政府は軍備制限を目的とする國際協定案を大陸諸國に送付したる由なるが、其の結果如何、政府は財政上の過重の負擔及戰爭の危険を減少する爲、列國と交渉するの用意ありやと大藏大臣に質問し、同大臣は、武裝的平和が歐洲の一大禍根にして、平和を危殆ならしむるに鑑み、適當なる機會を捉へて國際的軍備縮少に努力すべき旨を聲明したり。一八九四年一月及二月中グラッドストーンは英國に於て軍備協定締結の用意あるも、之が爲今進みて提議を爲すの時期に達せずと陳述したることあり。一八九四年ヂェー・カミカエル (Sir J. Carnichael) が軍備縮少に關する決議案を提出したる際、當時の外務次官グレイ (Grey) 氏は英國政府が常に軍備縮少に關する具體的提案を審議するの用意あることを明言し、且英國が本問題に付き提議を試むるも、満足すべき結果を得難かるべき旨を附言したり。一八九五年ウ

イルフリッド・ローン(Sir Wilfrid Lawson)は海軍豫算の激増を遺憾とする意味に於て、海軍費千磅の削減を提議し、且英國の安全の爲に海上覇權を把持せむと欲せば、二國標準を以てするも尙不充分にして、英國は進んで全世界の同盟に對抗するの覺悟なかるべからず、平和を望まば戦争の爲に用意せよと云ふは、恰も乾かむと欲せば水に入り、醒めむと欲せば飲酒すべしと教ゆるに等しと論じたるが、氏の提案は三十二票對百五十三票の多數を以て否決せられたり。

最後に、一八九九年第一回海牙會議開催前、ゴッセン卿(Goschen)は下院に於て、吾人は吾人の海軍擴張計畫を抛棄して、現状維持に満足するの用意あり、吾人は軍備擴張に於て他國に卒先したることなく、唯遅れざらむと是れ努むるのみ。故に若し他國政府に於て、其の海軍建造計畫を縮少するの意嚮あるに於ては、吾人も亦吾人の造船計畫を變更して、此の運動に協力するの用意ありと言明したりき。

佛國下院に在りては、一八四九年ブーヴェ(Buve)は、軍備撤廢及仲裁裁判制度の採用を目的とする國際會議の招集を提議し、一八六七年ガルニエ・パーゲ(Garnier-Pagès)は佛國が軍備撤廢に於て他國に卒先せむことを要望し、一八八七年及一八八八年アンチッド・ボアイエ(Antido Boyer)及フレデリック・パッシー(Frédéric Passy)は前後二回前記のブーヴェ案と同一の決議案を提出し、仲裁裁判制度の發達に依り、各國にて危懼の念を抱かずして、軍事費の同時且漸進的減少を企圖せしめ得べきことを主張したるも、何等の結果を見ざりき。一八九六年左黨に屬する下院議員より、次の決議案提出せられたるが、首相の要請に基き、三十一票對四百七十九票の多數を以て否決せられたり。

“La chambre invite le gouvernement de la République française à provoquer une conférence de toutes les nations afin de procéder au désarmement général progressif, organisé, de telle façon que jusqu'à son accomplissement les forces générales des nations restent les mêmes.”

奧地利議會に於ては、一八七〇年既に一般的軍備縮少促進に關する請願現はる。奧地利下院に於て、一八七六年、一般、同時且同一程度の軍備縮少を實現せむとする運動に協力する様、政府を招請する決議案提出せられたるが、共に結果を見ず。一八七九年奧地利政府は其の常備兵額を定むる法律案の提案理由書に於て、若し諸國政府間に軍備縮少に關する協定成立する場合に於て、議會に於て陸海軍減少の發議權を行使するは、政府の愛國的義務と認むる所なりと言明したり。同年洪牙利下院に於て、首相は王國が軍備縮少協定締結方に關し發議するの地位にあらざるも、列國が協調して、軍備縮少を實行せしむるに於ては、軍制を變更して之に協力すべき旨を言明す。

一八九二年、一八九四年、一八九五年、一八九六年及一八九八年奧地利下院及洪牙利下院に於て、或は一般的軍備撤廢及仲裁裁判制度の採用に關する決議案提出せらる。或は軍備縮少運動の先驅者として、人道に最大の貢獻をなさむことを要望し、或は人民負擔の徒に過重にして而も文化的施設の等閑に附せられつつあることを高調し、或は武裝的平和の危險に對し警鐘を鳴らすの要あることを力説するの聲を聞きしも、亦何等の反響を見ざりき。

伊國議會に於て一八六八年、ベネデッタ・カスチグリア(Benedetta Castiglia)は攻撃的戦争を不可能ならしむる程度に軍備を縮少し、以て戦争を絶滅せむことを期する趣意の決議案を提出したるが、否決せられたり。一八九一年伊國下院は財政を安固ならしめむが爲に軍事費を削減し、國際紛争を仲裁裁判に付託するの主義を實際上採用せむことを、政府に建議したり。一八九三年、パンドルフィ(Pandolfi)は外務省豫算審議の際、現時の武裝的平和は、無害にして、際限なく之を繼續し得べきものなりや、將又斯る状態は南北兩米大陸との關係に於て、歐洲を逆境に立たしめ、且伊太利の歐洲に於ける外交關係を危殆ならしめざるものなりや、此の國際的疾患より逸脱する手段としては、同時且漸進的の軍備縮少方針及通商條約の活用の一途あるのみと信ぜらるる所、外務大臣の所見果して如何と質問し、外務大臣は之に答

へて、軍備縮少運動を支持し、本件に關する國內輿論の勃興を期待する旨を陳述せり。一八九四年バンドルファイは再び伊太利が國際會議召集の發案者たらむことを建議し、其の際クリスピ(Crispien)は議會は學士院にあらず、國際的協定に依る軍備縮少は、列國が同様の軍制及軍備に有することを前提とせざるべからず、而も現在の事實は斯の如くならず、各國の軍備は區々にして、一國の軍備と看做すものは他國の縮少せられたる軍備に該當す、故に同時に同程度の軍備縮少を招來するの可能性なしと斷じ、原案の撤回を要求したりき。

露國議會に於ては、一八八一年當時の大藏大臣は豫算案に關する説明演說中に於て、軍事費の限なき増加の傾向に對し、防波堤を築くのを必要を説きたることあるの外、第一回海牙會議召集の前日迄、露國に關し特に記すべきことなし。一八九五年米國國會に於てマサチューセツツ選出議員ウイリアム・エヴェレット(William Everett)は海軍問題に關する討議の際、列國政治家は他國が軍備を撤廢せざる限り、自國に於て單獨之を實行することを得ずと説くも、吾人は斷乎として軍備縮少を實行せむと欲す。吾人は強制手段を必要とせずて吾人の誇、吾人の正義及吾人の節制を把持して、一切の紛争を仲裁裁判に付託するの用意あり。軍艦を増し、兵器廠を充實せむとする國は、其の欲する所を行ふべし。然れども合衆國は、舊世界の軍國主義的精神に汚染すべく、餘りに高貴にして且偉大なりと言明したり。瑞典議會に於て一八六九年一般的軍備撤廢要求の聲を聞き、一八六九年及一八九四年白耳義議會に於て同様の叫を聞きたるも亦何等の反響を聞かざりき。(註一)

註一 Hans Wehberg: Die Internationalen Beschränkung der Rüstungen, pp. 36-157. R. Coulet: La Limitation des Armements, Chapitre V. Alfred H. Fried: Handbuch der Friedensbewegung, Zweiter Teil, pp. 57-143.

第四節 軍縮協定締結の企圖

七年戰爭後、一七六六年奧地利宰相 *Fritz Kaminiz* はフレデリック大王の使節に對して、普魯西及奧地利兩國が其の軍備を *Hubertsburg* の和約當時に於ける軍備の四分の一に減少すること、及此の協定の履行を確保する爲、兩當事國の各一方が他方の軍制變更を監督すべき特別委員を任命派遣せむことを提議したるが、遂に後者の顧みる所とならざりき。蓋しフレデリック大王は奧國側の提議が其の財政難に起因し、戰時動員に關しては奧國は普魯西に比し遙に便宜の地位に在ることを看取したるに依れり。一七六九年デョセフ二世(*Joseph II.*)はニースの會見に於て、フレデリック大王に對し、再び此の提議を繰返したるも、遂に其の賛同を得るに至らざりき。(註一)

一七八六年君侯の權限縮少問題に其の端を發したる和蘭の内亂に際し、英國及普魯西は君侯を援け、佛蘭西は共和黨を支持し、英佛兩國間の國交緊張し、兩國は共に六隻の戰艦を武裝し、相對峙したるが、普魯西外交家を仲裁者と爲せる外交談判の結果、一七八七年八月三十日英佛兩國は一つの海軍制限協定を締結し、現在武裝せる戰艦六隻を除く外、同種の艦艇を取得せず、之以上平時海軍力を増加せざることを約定したり。然るに後普魯西が和蘭に兵を進むるに及び、倫敦に駐劄せる佛國使節は佛國も亦和蘭に援兵を派遣し、且海軍を擴張すべき旨を聲明し。英國も事實上海軍擴張を以て之に應じたるが、後再び交渉を開始し、同年十月二十七日海軍制限新協定を結び、兩國共同一年一月一日の現有勢力の程度に其の海軍力を縮少するに決したり。(註二)

ナポレオン第一世が軍備問題に關し如何なる考案を有したりやは之を詳にせざるも、*Alfred H. Fried*, *M. Picard*, 等は其の歐洲の平和を確保すべき國際組織を實現するの意圖を有したる旨を説述せり。(註三) 尙ナポレオン第一世がチ

ルシット條約に依り、普魯西の陸軍現役兵員數を四萬二千人に制限したることは顯著となる事實にして、其の結果普魯西が現役兵の徵募に輪番制を採用し、新兵に短期の訓練を施すこととし、且右制度に豫後備兵及國民軍制度を配して舉國皆兵主義 (Scharnhorst 制度) を採用し、チルシット條約の制限を全く畫餅に歸せしむるに至れるは特筆すべき事件なりとす。(註四)

ナポレオン第一世の覆滅後、一八一四年五月三十日附巴里和約締結の衝に當れる佛國全權タレーランが當時未だ反佛同盟諸國の復員せざりしに鑑み、戰勝國も戰敗國も一樣に受諾すべきものとして、次の條項を提案したることは特筆大書に値せり。

“Comme un état qui entretient de grandes forces en temps de paix met tous les autres dans la nécessité de l'imiter, ce qui produit d'abord l'accablement des peuples, convertit l'état de paix en un état d'efforts de tous contre tous et fait naître la guerre de ce qui paraissait destiné à la prévenir, les hautes puissances contractantes sont convenues d'examiner sincèrement à quel nombre de troupes elles pourraient, en temps de paix, réduire leurs armées respectives, en égard toutefois à l'étendue, à la population, à la situation géographique et à la situation intérieure de chacune d'elles.”

露國皇帝アレキサンドル第一世は強き宗教的信念を有し、平和を維持すること、列強間の同盟關係を鞏固にすること、軍備を縮少すること、及商工業繁榮の條件を設定することに依り、歐洲に秩序ある國際組織を建設せむと欲し、維納會議後神聖同盟を提唱し、一八一六年五月二十一日英國首相カッスリー卿に書翰を送り、正義と節制とを基礎として歐洲の國際組織を實現し、平和及秩序の恢復に依り、一般の怨嗟を鎮靜に歸せしめ、國家間の怨恨特に佛獨兩國間に於ける

葛藤の原因を根絶せむことを要望し、此の目的を達成するの手段として、列國がナポレオン戦争に協同従事したる軍隊を同時に縮少せむことを提議したり。カッスリー卿は同年五月十六日の回答に於て、軍備制限協定の基礎は兵員數の制限に在ることを指摘し、且財力、國境、地理的地位及武装能力に於て、非常の徑庭ある諸國に對し、其の維持すべき兵力を決定するの頗る難事たることを擧示し、寧ろ各國共其の情況の許す限度に於て、軍備を縮少し、其の規模に關し隔意なき報道を隣國に供給するの機宜に適應することを力説し、普魯西及奧地利が既に軍隊を縮少せることを擧げて、露國の之に倣はむことを慫慂せり。斯て一方英露兩國間、他方露國、普魯西、佛蘭西及奧地利諸國間に久敷に互る交渉ありたるも、遂に國際會議の開催を見るに至らずして止めり。(註五)

然れども他面に於て巧に此の形勢を利用せむと努めたるルイ第十八世の外交政策は功を奏し、維納會議參加國は一八一七年二月十日の條約に依り、ナポレオン戦争後に於ける佛國占領軍を、十五萬人より十二萬人に減少することに決したり。(註六)

合衆國と加奈陀との中間に横はれる湖水は、米國の獨立後屢々英米兩國交戦の巷となり、軍艦を浮べ、沿岸には約四十六の要塞を建設し、互に虎視眈々たるものあり。然れども斯の如き情勢が同時に兩國政治家をして何等かの協定に達するの必要を痛感せしめたるは當然のみ。即ち一八一五年十一月十六日米國大統領モンローは使節を介して英國政府に向つて、前説湖上に浮べる軍艦の數を減少せむことを提議せしむ。英國政府に於ては海軍縮少の結果、一旦緩急に際し、動員することを餘儀なくさるる場合に於て、自國が寧ろ不利の地位に置かるべきこと憂慮したるも、米國使節アダムスが英米兩國の造艦競争が徒に國帑を消靡し、地方官及地方住民をして互に相敵視せしめ、結局戦争を誘致すべきことをキャスルリー卿に向つて力説するに及び、漸く一八一六年八月英米兩國間に軍艦不増加に關する暫行協定成立したり。

當時加奈陀と米國との國境に横はれる湖上に於て英國は二十八隻、米國は四十四隻の軍艦を保有し前者の十隻及後者十三隻は尙戰爭の用に堪へ得べかりき。越へて一八一七年四月二十八日、兩國間に所謂 Rush-Bagot Convention 成り、兩國は Lake Ontario に於て排水量百噸以下砲裝十八斤砲（彈丸重量）一門の軍艦各一隻、Upper Lakes に於て同型の軍艦各二隻、Lake Champlain に於て同型の軍艦各一隻に限り之を保有し、爾餘の軍艦は直に武装を撤去し、爾後再び之に武装を施し、又は新艦を建造することなかるべき旨を約定したり。

此の協定に關し英國は有名なるカロリン號事件の際多數の軍艦を湖上に浮べ、米國はミシガン號を建造し、共に違反行爲をなしたることあり。且一八六四年勃發したる加奈陀の内亂に際しては一致廢棄せられむとしたり。而も尙該協定は屢次の改訂を経て、今日も其の効力を維持せり。但米國が爾來右協定を嚴守し居れるやは頗る疑問にして、一九〇九年加奈陀議會に於て、フォスター氏は加奈陀が前説の湖水を通じて僅に一隻の軍艦を保有しつつあるに反し、米國は軍艦十隻を之に浮べ、其の合計砲門數七十二門に及べること指摘したり。（註七）一八三一年八月二十日ポリヴィア及ベリユーはチクイナに於て豫備的平和條約を締結し、前者は其總兵員を三千二百人に、後者は五千人に減少すべきこと、ベリユーは右の外カリアオに守備兵千人を維持し、且之をリマに限り輸送するを妨げざること、ベリユー總兵員の半數をリマ、デユニン、リベルタードに、他の半數を南部地方に配備すべきこと、ポリヴィアは總兵員の半數をラブラツ、ウーロ及コハバンバに、他の半數をポトシ、フタイサカ、サンタクルヅ、タリヒヤに配備すべきこと、及兩國は相互に復員及兵員の配備實施を監督する爲各監督員を任命すべきことを約定したり。（註八）加ふるに同年十一月八日アレクタイパ平和條約に依り、ベリユーは其の總兵員數を三千人に、ポリヴィアは千六百人に減少すべきことを約し、右條約調印後六月以内にポリヴィアは五百人ベリユーは千人を復員し、右條約批准の二箇月後に於て、兩國は其の兵力を條約所定の兵員數迄減少せざるべからざることを定め、且當事國の一方は將來増加の理由を他方に通牒せずして、其の常備兵員數を増加せざるべきことを約定したり。一八四〇年四月三十日の追加條約はポリヴィアの常備兵數を二千人に増加すると同時に、監督委員を任命すべきことを規定す。但本條約實施の狀況及監督委員の任務遂行の事蹟に關しては何等聞く所なし。（註九）

一八三二年カシミル・ペリヒ(Casimir Perier)は佛國議會に於て、各國が軍備に關し一致の協定に到達することに依り、歐洲に平和を確立し、國民を過重の負擔より免かれしめ得べきことを主張したるが、ルイ・フィリップ(Louis Philippe)は此等の議論に鼓舞せられ、同年巴里に國際會議を招集し、當時巴里駐節の英國、奧地利、普魯西、露國等の使節之に参加したり。然れども該會議の採擇したる議定書は前設諸國代表が一般的平和を促進し、國民を過重なる軍事費の負擔より免かれしむるの目的を以て會商し、現下歐洲の狀勢を考察したる結果、國の獨立維持及條約の尊重を基調とする列國間に於ける友好及協調の關係が、列國政府の宿望たる軍備縮少を可能ならしむるに至りたることを満足して確認すと聲明するに止まれり。（註一〇）

佛國皇帝ナポレオン第三世は、一八五三年其の軍隊を三萬人に減少し、翌年之を二萬人に減少せむことを議會に提案し、寧ろ平和を憧憬して止まざるの概を示したるが、一般的軍備縮少を招徠することに依り、奧地利の地位を弱め、其の獨逸及伊太利に及ぼす勢威を挫き、波蘭を其の桎梏より免かれしめ、クリミア戰爭、墨西哥遠征等に依り、窮乏せる財政を救ひ、且軍隊を休養せしめむと欲し、一八六三年十一月五日開院式の詔勅に於て、歐洲列國會議を招集するの意圖を有する旨を聲明し、（註十一）外相ブルーアン・ズルユイイ(Drouin de Lhuys)をして同四日附公文を以て維納會議の諸決議が現今の狀態に適合せざるに至りたることを指摘して、禍亂發生の原因茲に在りと斷じ、歐洲の平和確保の

爲會商して現在を調節し將來を確保 (de régler le présent et d'assurer l'avenir) するの手段を講ぜむことを列國に向つて提議せしめたり。

右提議は歐洲の政治問題を審議し、維納會議の諸協定を改訂し、歐洲政治地圖を變更せむとするものなるが、之に對し英國は同月十二日附の公文を以て佛國政府の提議は維納會議諸協定の改訂を企圖せむとするものなる所、右諸協定の大部分は今日に於ても効力を維持し、歐洲均勢の基礎をなすものなることを指摘して、佛國政府が來るべき會議に於て審議せむとする問題を指示せむことを要求し、佛國政府は波蘭、丁抹、近東及伊太利問題等當時歐洲平和の脅威と看做されたる諸案件を審査し、且軍備縮少問題を審議せむと欲する旨を回答したるが、英國政府は右諸問題の解決は國境の變更を必要とし、到底一致の協定に到達し得べからざること、及有効に軍備問題を審議せむとするの空望なることを理由として、會議に参加することを拒絶したり。獨逸聯邦政府は一八一五年の諸條約及獨逸聯邦盟約を交渉の基礎とすることを條件として主義上會議に参加すべき旨を答へたるも、一八六〇年四萬人より六萬三千人に増加したる現役兵數を減少するの意嚮なく、旁々豫備的商議を開かむことを要求したり。露國は國民の重課たる武裝的平和に代ふるに、信頼と協調の關係を以てせむとする企圖に賛同の旨を言明したるも、既に軍備を減少し、過去六年間一兵をも徵集せざることとを指摘し、且波蘭問題を討議するなからむことを要求し、奧地利はヴェネチア問題に觸るるなからむことを要求したり。茲に於て法王廳、伊太利、西班牙、瑞西、及希臘が佛國の提議を熱心歡迎したるに拘はらず、ナポレオン三世の計畫は遂に畫餅に歸せり。

其の後、一八六七年六月巴里工藝博覽會の際、アレキサンドル二世とウイヘルム第一世とが巴里に來訪せるを期とし、ナポレオン三世は直接露國皇帝及普魯西國王に向つて軍備縮少會議開催の希望を内談し確定議題を提示することとは之を差控へたるが今回も何等の成果を齎さずして止めり。

一八七〇年に至りナポレオン三世は普魯西の軍備擴張が現實に自國の脅威を構成するものなることを看取し、軍備縮少又は制限に關し商議せむことを伯林政府に提議する "nommée courtes" たらむことを英國政府に依頼す。伯林駐劄英國大使は、本國政府の訓令に基き、募集兵員數の減少又は軍事費豫算の最高限度を定むること等の方法に依り軍備制限又は縮少を實現する爲商議を開かむことをウイヘルム第一世の政府に提議したるが、實行不可能の理由を以て其の峻拒するところとなれり。然れども普佛戰爭勃發の脅威に直面せることを感知したる英國政府は、後再び普魯西政府に公文を送り、軍事費制限に關する協定を結ばむが爲、國際會議を開催せむことを提議したるが、普魯西政府は、佛蘭西、奧太利、及露西亞が自國よりも優勢の軍隊を維持しつゝあることを理由として之に應ぜず。同年三月佛國政府が自發的に其の常備兵員數拾萬人を九萬人に減少して誠意を示したるに拘はらず何等の効果も齎らざりき。(註一一)

一八七七年ガンベッタ (Gambetta) はナポレオン三世の意圖を繼ぎ、伊太利の外交家クリスピ (Crispi) に對し、軍縮問題に關しビスマルクと内交渉を試みむことを依頼し、クリスピは同年九月十七日ガスタインに於てビスマルクと會見の際、軍備縮少協定の締結に關し、其の意中を探りたる所、後者は毫も協調の意を示さずして、斯くの如き問題は、須らく之を空想的平和論者に委すべきものなりと回答したり。(註一二)

一八九〇年サリスベリー卿 (Lord Salisbury) は歐洲列國の膨脹したる軍事費に關する一つの調書を作成し、一八八一年乃至一八八六年の間に、佛蘭西、獨逸、奧太利、英國、露國、伊太利及西班牙が、總計二百三十億法の軍事費を支出せることを明證し、此の調書をウイヘルム第一世に送附し其の共鳴を買ひたるも、佛國の反對に依り何等の具體的結果を招徠せざりき。(註一四)

註一、 Alfred H. Fried: Handbuch der Friedensbewegung, Zweiter Teil, pp. 32-33. Hans Wehberg: The Limitation of Armaments, p. 5.

註二、 Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen, pp. 258-260.

註三、 René Picard: La Question de la Limitation des Armements de nos jours, p. 25. Alfred H. Fried: Handbuch der Friedensbewegung, Zweiter Teil, pp. 55-56.

註四、 Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen, p. 336.

註五、 M. de Lavaluz: Essai sur le Désarmement et le Pacte de la Société des Nations, pp. 5-9.

註六、此の外各種の政治上又は財政上の理由に依り、占領軍減少に關する協定の成立を見たる事例多し。即ち一八〇一年八月の條約に依り佛國が和蘭占領軍を二萬五千人より一萬人に減じ、埃太利が一八二一年乃至一八二四年の間にナポリ占領軍を五萬二千人より三萬人に減じ、一八二〇年代の中頃佛國が西班牙駐屯軍を半減し、一八七一年獨逸軍が佛國より漸次撤兵したる事例の如し。

註七、 Carnegie Endowment for International Peace: Limitation of Armament on the Great Lakes.

註八、本條約の如く、休戰條約又は平和條約締結の後一定期間内に復員すべき旨を定むる條約を「復員條約」(Demobilisierungsverträge)と云ふ。尙ほ紛争當事國間の國交緊張し戰雲急にして既に動員を見たる後、右當事國の協定により復員する場合に於ても亦右協定を復員條約と云ふ。一九一三年五月、露國及埃太利洪牙利兩國がカリシア國境に於ける守備隊を共に減少し、一九一三年第一回バルカン戰爭終了後、塞耳比亞、希臘及勃爾牙利間に利益分配に關する紛争を生じ、國交緊張し三國共に動員を行ひたる際、露國政府は其間に斡旋して復員を行はしめむと努め不成功に了りたるが如き、共に復員條約締結又はその運動の著例なり。

註九、 Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen, pp. 271-273.

註一〇、 M. de Lavaluz: Essai sur le Désarmement et le Pacte de la Société des Nations, pp. 10-11.

註一一、當時ナポレオン三世の演說中次の一節あり。

“Rivalité jalouse des grandes puissances empêchera-t-elle sans cesse les progrès de la civilisation? Entretendrons nous toujours de mutuelles défiances par des armements exagérés? Les ressources les plus précieuses doivent-elles indéfiniment s'épuiser dans un Etat qui n'est ni la paix avec sa sécurité, ni la guerre avec ses chances heureuses? Cet appel, j'aime à le croire, sera entendu de tous; un refus ferait supposer de secrets projets qui redoutent le grand jour; mais quand même la proposition ne serait pas unanimement agréée, elle aurait l'immense avantage d'avoir signalé à l'Europe où est le danger, où est le salut.”

註一二、 Robert Coulet: La Limitation des Armements, pp. 49-72.

註一三、 M. de Lavaluz: Essai sur le Désarmement, p. 17.

註一四、 Dr. Hans Wehberg: The Limitation of Armaments, p. 13.

第五節 平和條約に於ける築城の禁止及防備撤廢

第一、序 説

戰勝國が戰敗國に課したる軍備制限に關する *erzwungene Verträge* は希臘羅馬時代にも存在したることは既に第一節に於て之れを述べたり。斯くの如き片務的條約は戰勝國が講和條件の將來に於ける履行、即ち *Statu quo* の維持を確保し又は戰敗國を攻防共不利の地位に置き、その復讐を困難又は不可能ならしめむとする目的に出でその規定する所

は築城又は守備隊の配置に關する制限等多く一地方に限らる。故に此の種條約は其の性質上當事國間勢力關係の推移に連れ容易に廢紙に歸しその效力寧ろ永續せざるを常とす。マルセル・シヘル (Marcel Siefert) は該條約の意義に關し次の言を爲せり。(註一)

Ce fut là pourtant une oeuvre fragmentaire, éminemment destinée à servir les intérêts exclusifs de tel ou tel Etat, limitée enfin dans l'espace à de très petites étendues et de durée le plus souvent fragile; Ainsi, tour à tour, phénomène de prévoyance individuelle, procédé destiné à rétablir l'harmonie après une guerre, ou après une séparation un peu aigre, ce désarmement d'aspect particulier, le démantèlement et la noire édification des forteresses, ne nous apparaît au XIX^e siècle que comme l'adjuvant de telle ou telle politique individuelle et non pas comme expression d'une pensée, pensée de solidarité internationale."

之と同様の理由によりエム・ツ・ラヴァラツ (M. de Lavallaz) は其著 "Essai sur le Désarmement" に於て一切此の種の條約に論及することを避けたり。然れども、片務的條約と雖、亦軍備に關する締約國の權利義務に付規定し、特にヴェルサイユ條約第五篇の如きは一般的軍備制限協定の前提として採用せられたるものなるが故に、之を除外して軍備制限を論ずることを得ず、故に吾人は簡單に此の種條約規定の内容に一瞥を投せむと欲す。

第二、平和條約に於ける築城等に關する制限

一六一五年六月のアスチ條約により、サボイ侯の瑞西備兵隊四隊及一定数の侍衛兵を除く外軍隊を解散することを余儀なくせられ、且つ、將來惹起せらるゝことあるべき一切の紛争を、獨逸皇帝の裁決に委することを余儀なくせられ、一六四八年一月三十日附ミュンスター條約は、西班牙王及獨逸諸侯が、一定地域に於ての新築城を構築することを禁止

し、且つ一定の築城を破壊すべきことを規定し、一六五九年十一月七日の佛蘭西・西班牙間條約はナンシーの築城を破壊すべきことを規定し、一七一一年七月ブルース條約により露國は一定の要塞を破壊すべきことを約し、一七一三年ユトレヒト條約に依り佛國は多數の植民地を英國に割譲すると同時にダンケルクに於ける要塞を破壊し、且つ港の埋立を爲すことを餘儀なくせられ、一七一五年十一月十五日アントワープに於て締結せられたる英國、西班牙間條約により西班牙はリエージュの築城を破壊するの義務を負ひ、一七三九年露國はベルグラード和約により黑海に於て軍艦を建造せず、此の海面に於ける通商の保護を土耳其に委すべきことを約し、一七六三年二月十日の巴里條約に依り、英國は現在の築城を破壊し、將來之れを構築せざることを條件としてケープ・ブルトン島を佛國に還附し、一七七四年七月二十二日附露土條約に依り、土耳其はクリミア、キューバン及タワン島に守備隊又は要塞を維持せざることを約し、一七八六年七月十四日倫敦條約に依り西班牙は築城其他の防備を施さず、軍隊を駐屯せしめず、大砲を裝備せざることを條件としてカシナ諸島を英國に割譲すると同時に右條件の履行を確保するため、年二回監督委員を派遣するの權利を得たり。一八一四年五月三日附英佛條約第十二條及同年八月十三日附英和條約第四條にも同種の規定を含めり。一八一五年の維納條約は Chablais, Fancigny, Moesaet の要塞及守備隊を撤すべきことを規定し、一八一五年第二次巴里和約に依り佛國は Hainngne に於ける要塞の武装を撤去するの義務を負ひ、一八一四年五月三十日附條約及一八三九年四月十九日附條約はアントワープを軍港とすることを禁止したり。一八二九年二月二十七日附コロムビア、ベリユー間條約は、北部ベリユーに於ける陸軍守備隊を平時兵員數に減少し、且つ國境地方には三千人以下の兵員に限り之を維持すべきことを規定し、一八三〇年八月十一日附佛國ツリポリ間條約に依りツリポリ王は軍隊を増加せず、軍艦に關しては建造中のものを完成し、現存軍艦を修理するに止むべきことを約定したり。

クリミア戦争後、一八五四年、英佛墮三國は、露國の疲弊に乘じ、其の黒海に於ける優越權を覆へさむがため、同海面に於ける海軍を制限せむことを提議し、後ち一八五六年巴里平和條約附屬條約の締結に當り、露土兩國は黒海を中立とする目的を以て、此の海面に於ける海軍力を制限することに一致し、右條約第一條に依り當事國は黒海に於て吃水線に於ける全長五十米突、噸數最大限八百噸の蒸氣船六隻及噸數最大限二百噸の小蒸氣船、又は帆前船を除くの外何等の艦船をも保有せざることを約し、第三條に依り黒海沿岸に兵器廠を存置せざるべきことを約束し、尙ほ露國はアイランド島に武装を施さざることを約定したり。但、一八七〇年露國は一方的聲明を以て此の條約を破棄したり。

一八六四年佛伊協定は法王廳をして伊太利攻撃に利用するに足らざる程度の兵員を維持せしむるべきことを約し、一八七八年伯林條約第十一條第二十九條及第五十二條はダニュープ河沿岸に於ける一切の要塞を撤去し、新築城を禁止し、同河及其の河口に於ける中立地帯に巡邏船を除く外軍艦を配備することを禁じ、Bojana 沿岸に要塞を築造することを禁じ、且つ、モンテネグロが軍艦を所有することを禁止したり。一八八一年六月二日附コンスタンチノール條約はマルタ灣に於ける要塞を撤去し、將來之れを構築することを禁止したり。一八九五年三月十一日附バミール地方に於ける勢力範圍に關する英露協定第五節は守備隊の存置及築城の構設を禁止し、一八九四年三月一日ピルマ西藏國境に關する英支條約第七條は、國境より十哩以内に築城又は兵營を構設することを禁止したり。

第三、永久中立、中立地帯及中立海面と防備の制限

一八〇八年 Glogan, Suttin, Kistim の三地方は佛國軍隊に依り占領せられたるが、其の際普魯西軍隊は右要塞を去ること一日行程以内の地に侵入すべからざる旨の普佛協定締結せられたり。一八一五年同盟軍の佛國占領中各國軍隊の占領地域間には中立地帯設定せられたり。一八一五年五月三日の條約に依りクラカウは自由市と宣言せられたるが、該條

約第八條は、其の中立を脅威すべき防備を施すことを禁止したり。一八二九年アドリアノール和約第三條は露土兩國間に中立地帯を設け、築城のみならず人民の居住をも禁止し、一八三二年十一月十五日英佛露墮普及白耳義間に調印の倫敦條約に依り、白耳義は前記五大國保障の下に永久中立國として承認せられたるが、同年十二月十四日附條約は、白耳義に於ける五ヶ所 (Ath, Mous, Menin, Philippeville and Mariembourg) の要塞を破壊すべきことを規定したり。一八五〇年クレイトン・ブルワー條約は巴奈馬地峽の中立を保障し、築城を禁止す。但、一九〇一年ヘイ・パウンズフォート條約には該當の條項なし。一八六三年十一月十四日附倫敦條約はイオニア島の中立を保障すると同時にコルフ島に於ける要塞を撤去すべきことを規定し、一八六七年五月十一日附倫敦條約はルクサンブルグの永久中立を宣言し、その要塞を撤去すべきことを規定す。一八七〇年獨逸軍の佛國占領中、佛國軍と獨逸軍との中間に中立地帯を設定したることあり、一八七八年伯林條約第五十二條はダニュープ河一帯に中立地帯を設定し、軍艦を泛ぶることを禁止し、一八八〇年コンスタンチノール條約に依り、スエズ運河は中立と宣言せられ、各國の軍艦及商船に向つて開放せられ、附近一帯の地に築城を構設することは禁止せられたり。一八八一年智利、亞爾然丁間條約に依り、マゼラン海峽は中立と宣言せられ、右海峽に於ける中立及自由航行を保障せむがため、築城其の他防備を施すことは禁止せられたり。一八九四年西班牙モロッコ間條約及一八九六年メーコン河に關する英佛條約、獨逸の膠州灣租借條約及露國の旅順及大連灣租借條約中にも亦中立地帯設定に關する規定を含めり。(註一、註二)

第六節 東洋に於ける事例

第一、日本に於ける軍備制限協定の實例

東洋諸國特に開國互市以前の日本及支那に於ては、泰西諸國と異り、國際的戰爭の行はれたること稀に、革命に依り新王朝の成立を見るや、前王朝の九族を亡ぼし、將來の禍根を絶つこと多く、封建諸侯等の間に武裝的平和の繼續する場合に於ては往々人質を取り、以て敵國の精神的武裝解除を強制するが如き慣行久しく行はれたるが故に、前述の歐洲諸國間の軍備制限條約に類似の規定を見ること稀なりと雖も、亦多少の先例なきにあらず。我國に在りては、徳川氏覇權確立時代に於て、慶長十九年十二月大阪冬の陣の後、徳川家康は、大阪城攻略の終極目的を達せむが爲、講和條約として、二の丸及三の丸の總構及總濠の壞平を約せしめ、諸兵に下知して二箇月以内に其工事を完成し、以て大阪城の死命を制するに至れり。(註四)

第二、支那に於ける軍備縮少又は制限の實例

支那に在りては、老子は無爲を説き、莊子は不校を説き、墨子は禁攻と兼愛とを説き、春秋戰國時代、齊の桓公は葵丘之會を催して、諸侯の間の友誼の敦厚と他國に禍する排水の禁止等を約し、宋の向戌は諸侯に向て一種の軍縮運動と認むべき弭兵を提言し、キンシー・ライト教授は、H. G. Wells: The Outline of History, 1, 西紀前六世紀春秋戰國時代に黄河の流域に占據せる齊及晋の兩國が同盟して揚子江流域に蟠踞せる楚と戦ひ、前者が後者を征服して、之を併合すると同時に軍備の縮減を約定せしめたるが、爾來百年の間平和を維持することに役立ちたる此の約定は實に歴史に記録せられたる最初の軍備制限條約と認めらるると記述せるを引用せり。(註五) 此の記事たる春秋左氏傳に記述せられた

る齊楚爭霸時代の歴史に關係し、或は齊晋の兩盟國が楚を併合したりと云ひ、或は前記の約定に依り百年間平和が維持せられたりと云ふは全く事實に反し、双方の間に結ばれたる當時の盟約は單に軍備不増加と不侵略とを加味せる平和條約と看做すべきものなり。

西紀前二二一年、秦の始皇帝は全國平定に使用せられたる數百萬の青銅製の刀劍戟等を人民より取上げ、之を咸陽に聚め鎔解して、鐘鐻金人高さ五十尺のもの十二體を鑄造し、之を宮廷中に置きたり。(史記卷六、本紀六、漢書王行志五文參照)

漢の高祖は西紀前二〇二年五月軍隊を解散して、之を其の家郷に歸還せしめ、七大夫以上の將士は邑をして之を扶養せしめ、七大夫以下の將士は戶賦を免せしめたり。(前漢書卷一下、帝紀第一下) 晋朝の建設後、朝廷は殖産事業を獎勵し、反亂勃發の機會を減少せむが爲に全般的武裝解除を命令したり。即ち西曆二八〇年大康元年十月の詔に曰く「昔自漢末四海分崩刺史内親民事外領兵馬今天下爲一當韜戢干戈刺史分職皆如漢氏故事悉去州郡兵大郡置武吏百人小郡五人」と。(資治通鑑第八十一晋紀三世祖武帝中、大康元年十月之條參照)

隨朝建設の當初楊堅(高祖文皇帝)は其の發布せる詔勅中に於て、王朝建設後の慣行となれる武裝解除を命令し、戰爭の終息を要望すると同時に、武功を以て英名を天下に馳せたる者は今や擧りて儒學を修むるの要ありと説き、臣民所藏の武器甲冑を沒取破壊せしめたり。今開皇九年春正月の詔を引用するば次の如し。

壬戌詔曰往以吳越之野羣黎塗炭于戈方用積習未寧今率土太同含遂生太平之法方可流行凡我臣僚澡身浴德開通耳目宜從茲始喪亂已來緬將十載君無君德臣失臣道父有不慈子有不孝兄弟之情或薄夫婦之義或違長幼失序尊卑錯亂朕爲帝王志存愛養時有瑛道不敢寧息内外職位避邇黎人家自修人人克念使不軌不法湯然俱盡兵可立威不可不戡刑可助化不可

專行禁衛九重之餘鎮守四方之外戎旅軍器皆宜停罷伐路既夷羣方無事武力之子俱可學文人間甲仗悉皆除毀有功之臣降情文藝家門子姪各守一經令海內翕然高山仰（隋書卷二本紀二）

宋朝を建設せる太祖は西歷九六一年建隆二年彼を皇帝として奉戴せる將士が他日他の名將を推戴して、自己の地位に置かむことを虞れ、右將士全部を召集し、文官の職に就くか誅滅に伏するか、二者其の一を選ばむことを求む。茲に於て將士は悉く文官の地位に就くことを諾し、士卒は解散せられ、一般臣民は其の脅威より免かれ、且租稅負擔輕減の惠澤に浴せり。（十八史略、卷之七、宋太祖建隆二年之條參照）

降りて宋朝初世宋と遼と相對峙せる當時に於て、宋の仁宗皇帝が敵國遼に寄せたる誓書中に次の一節あり。

恭惟。兩朝城池。並各依舊存守。洵壕完葺。一切如常。不得創築城隍。開掘河道。誓書之外。各無所求。必務協心庶同。悠久。自此保安黎庶。鎮守封陲。質於天地神祇。告於宗廟子孫。共守傳之無窮。

斯くの如きは遼及宋の兩朝共城池は、舊に依り之を存し、且つ之れを修理し、又は浚濬して差支なきも、城隍を創築し、河道を開掘するを得ずと約定したるものにして、城塞城池の現状を維持し、之を擴張することなかるべき旨を約束したる一種の軍備制限協定と云ふを妨げず。（三朝北盟會編（宣撫司募馬擴入燕招諭）卷第六十二頁以下參照）

元朝の世西歷一二八六年正定府に於て宋朝の裔なりと稱し、革命運動を企圖し、謠言を放ち、擾亂の勃發を暗示し、人心を動搖せしむる者あり。茲に於て忽必烈は之を理由として一切の漢人種に種類の如何を問はず、武器の所持を禁止し、一二八九年に至りては南方の州縣に於て弓術の練習を爲すことを禁止したり。（註六）

太祖朱元璋は明朝創設後或は元史を修めしめ、或は博士孔克仁に命じて諸官に經を授けしめ、或は禮書を修め、或は天下に詔して府州縣に一律に學校を建てしめ、四書五經を北方の學校に頒ち、隆に文教を復興したるが、他面に於て元

朝の遺臣及邊疆の擾亂等の爲に徐達李文忠等をして兵を動かさしむること頻繁なりしが故に、勿論徵募、復員、改編等の事ははれたりしならむも、特に詔を發して軍の一部を撤廢せし事例あるを聞かず。降りて清朝に至りても特記すべき史實を發見せず。

註一、 Marcel Sibert: Revue générale de Droit International Public, 1923.

註二、 Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen, pp. 278-295.

G. Hosono: International Disarmament, Chapter II-V.

Martens: Recueil de Traites. Hertslet: Map of Europe by Treaty, Commercial Treaties and Chinese Treaties.

Moore: Digest of International Law, Whitlock: International Documents K. Strupp: Urkunden zur Geschichte des Völkerrechts

註三、中立地帯の設定と異り所謂 Barrierensystem は占領地帯を設定するものなり。即ち一七一五年第三國の軍隊をして白耳義及佛蘭西國境に横はれる要塞を守備せしめたる事例の如し。

註四、徳富猪一郎著近世日本國民史家康時代中卷三六六—三九二頁

日本戰史編纂委員撰日本戰史大阪役本編一三一—一四三頁

同補傳一八一—一八五頁

註五、 Quincy Wright: Imitation of Armament, p. 9.

註六、 George Soulié de Morant: Histoire de la Chine, pp. 76, 88, 177, 247, 323, 367, 497.

第二章 第一回海牙會議より世界大戰終局迄

第一節 第一回平和會議

吾人は前章に於て、軍備縮小に關する思想が、哲人に依りて抱懷せられ、國際平和を目的とする諸團體の軍備縮小運動となり、列國政治家の軍備提議となりて發現したる事實を詳述し、且普佛戰爭後英、佛、奧、伊諸國政府が寧ろ軍備縮小協定を結ぶ用意ある旨を聲明しながら、軍備競争の劣敗者たることを自白せざらむが爲、進んで軍備縮小又は制限に關する提議をなすことを差控へたることを説明したり。如上の一切の事實は、露國皇帝ニコラス二世をして、アレキサンドル第一世、ルイ・フィリップ及ナポレオン三世等の遺圖を繼承し、第一回海牙平和會議召集の舉に出でしむるの氣運を醸成したるものなり。然れども學者は尙露國皇帝の平和會議開催提唱の動因として、サリスベリー卿の歐洲列強軍事費に關する覺書、露國皇帝アレキサンドル三世に對する丁抹國王の軍縮提議に關する勸諭、羅馬法王レオン第十三世の軍事費負擔の輕減に關する聲明、一八九八年萬國議院會議に於て軍備制限を提唱せる露國外交家 M. Baerly の報告、Baronin Bartha von Suttner 著「武器を下に」、露國經濟學者 M. de Bloch の戰爭に關する著述、就中同人の比例的軍備制限に依り組織的平和を確立し得べしとの主張、奧地利砲兵隊の改革を阻止せむとする露國の奸策、及露國の財政難救濟等を列擧すと雖も、之等の事實が如何なる程度に於てニコラス二世及其の政府を動かすことに競合したるかは到底適確に測知することを得ず。(註一) 然れども露西亞の共產革命後悉皆公表せられたる帝政露國の外交文書を検討したる後、Dr. Charles A. Beard が此の點に關し次の結論を下せるは頗る吾人の注意に値せり。

第一回海牙會議召集の提案はクロバトキン大將を首班とせる露國陸軍省より出でたるものにして、而も獨逸が巨砲巨彈の威力を以て露國及佛蘭西の優勢なる兵員に打勝たむが爲に精銳なる新式兵器を完成したることを知悉したる後可決せられたるものなり。獨逸の新發明に驚愕し、奧地利が間もなく獨逸の新式巨砲を採用するに至らむことを慮れ、其の結果、クロバトキン大將は軍備の國際的縮小を招徠するか、將又獨逸新式巨砲の威力に匹敵する程度に自國砲兵隊の武器を改善する爲巨額の軍費を支出するか二者其の一を選ばざるを得ざるに至れり。而て當時露國の農民が重課の爲既に其の收入の半額を奪はれて氣息奄々たりしに鑑み、而て是以上納稅者の負擔を加重することは國內に變亂を醸成するの虞ありしに鑑み、佛國が露國公債に應募するの可能性ありしに拘はらず、露國政府は結局軍縮會議召集の議を決するに至れるなり。

一八九九年露國皇帝は外相ムラヴィエフをして、露都駐劄の列國使節に宛第一回平和會議召集に關する第一廻狀を發送せしむ。右廻狀は、一般的平和の維持、及各國民をして重稅に苦しましめつゝある過大なる軍備の縮小は、各國政府共通の要望なりとなし、來るべき國際會議に於て、各國民に恒久的平和の福祉を確保し、現在軍備の漸進的增加を阻止するの時機到來せりとなし、平和の維持は國際政治の目的にして、列強が同盟を形成し、又軍備を増加するに汲々たるは實に平和維持の目的に外ならず、然れども實際上斯の如き手段は終局目的を達成するに裨益する所なし。一面に於て財政的負擔の不斷の増加は國民繁榮の源を斷ち、國民の智力體力及資本は通常の用途を逸脱して不生産的に使用せられ巨額の經費は威力ある兵器の獲得に費消せらるゝも、之等兵器は一朝新たなる兵器の發明に會するや、悉く其の價値を失はむとし、他面に於て、國民的文化、經濟的進歩、財貨の生産は全く萎縮し去らむとす。觀るべし、軍備益々増大して而も各國の安全は愈々危殆に瀕せむとし、武裝的平和の弊害や今日に於て極まれることを。斯る不斷の軍備擴張を抑

止し、全世界を脅威する災害を豫防する方途を考究するは實に各國政府の急務にして、之れ實に露國皇帝陛下が國際會議を招集せられむとする所以なりと結べり。(註二) 當時米西戦争は漸く終息したるも、南阿戦争は尙繼續中に屬し、英佛は彼のフアッシュダ事件の爲に危く衝突せむとしたる時期なりしが、各國の輿論、特に平和論者は熱狂してニコラス二世の提議を迎へ、今や人道家の夢想せる黄金世界は地上に實現せられ、各國の軍備は撤廢せられ、異邦人は互に相親和し、國境は撤去せられ、世界恆久の平和は確立せらるべしと思考したり。

然るに之に反し、國際法學者は各國の軍備競争が單純なる遊戲にあらず、他に根本的原因の存在するありて、事の茲に至れることを識認して、右原因を除去せざる限り、軍備縮少に關し一定の協定に達することの困難なるべきを論證し。軍事専門家は、各國軍備の比率を定むるの至難なること、及各國の人口と其の豫算との間に一定の比例を見出すことの不可能なることを指摘し、操觚者中には或は「平和會議の偽善」を嘲笑し、露國を以て山羊に其の角を撤去せむことを勸告したる豺狼に比する者あり。或は露國の提案は利己的打算に出で、西伯利亞鐵道建設し、巨費を投ずることを餘儀なくせられたる結果、墺地利の砲兵隊改造及獨逸の常備兵増加に對抗するに必要な施設を爲す能はざるに職由すと爲すものありき。

マキアベリズムは萬人之を排斥して、而も人之を實行す。如何なる好戰國と雖も、嘗て戦争の慘禍に戰慄し、平和の維持に汲々たることの信念を披瀝せざるものなし。故に列國政府の露國第一回廻狀に對する回答は、一面双手を擧げて之に賛同する旨を言明せるに拘はらず、他面前述の理由に依り、何れも猜疑の眼を以て、ニコラス二世の提案を迎へたり。即ち佛國下院に於ては豫備役年限を撤廢せむことを提議したる者ありたるに反し、獨逸陸軍大臣は、本國際會議の開催以前に於て、速に既成事實を作らむと欲し、所謂「Zweite Quinquennatgesetz」に於て、陸軍平時兵員數に二萬

五千人を増加して、之を四十九萬五千五百人に達せしめむが爲、一時費一億三千三百萬麻克、經常費二千八百萬麻克を要求し、議員中或は、獨逸は今や露國の侵略的戦争を恐るゝを要せず、而て露國の支援なくして佛國は獨逸に抗敵することなかるべきが故に、軍備擴張の必要は存在せずと云ひ、或は露國皇帝の廻狀が其の眞意より出でたるものなることを説き、同一比例の軍備縮少は實現不可能なるが故に十五年又は二十年間軍備の現状維持を約することに満足し、且仲裁裁判を義務的となさむことを主張したる者ありたるも、議員の大多數は露國の外交政策に信頼を置かず、社會民主黨員すら東方侵略の爲軍備を固むるに汲々たる露國皇帝の奸計を高調し、政府の軍備擴張案は忽ち其の通過を見るに至れり。

加ふるに、露國皇帝の第一回廻狀は、簡單にして明瞭なるべき外交文書と、其の趣を異にし、曖昧なる文字を連ね、感傷的考察に耽り、一度は過度の軍備の縮少 (reduction of the excessive armaments) を云爲し、一度は軍備増加の阻止 (Checking these increasing armaments) を説き、一度は現在軍備の漸進的發達制限 (limiting the progressive development of existing armaments) の利益を各國民に確保せむと主張し、斯の如き重大意義ある國際會議招集を企圖すべく、其の議題餘りに漠然たり。此の間に處して、佛國輿論は先づ獨逸をしてアルサス・ローレンの二州を返還せしめて後解兵を議すべしと主張し、羅馬法王は伊太利王國に奪はれたる領土を復せむが爲に、會議に参加せむことを希望し、トランスヴァール共和國も當時英國と紛争最中にして、此の會議に訴へて是非曲直を決せむとするの形勢あり。爲に英國政府は露國政府に向つて議題の範圍を一層明確ならしめむことを要求す。茲に於て露國政府は其の發議に對する人道家の熱狂的歡迎に拘はらず、各國政府の意嚮は必ずしも、其の計畫を成就せしむるに便利ならざるものあり、早きに及びて之が對策を講ぜざるに於ては、遂に會議を失敗に終らしむべきを憂慮し、外相ムラヴィエフは遂に第二回廻狀を發するに至れり。

り。此の廻状は第一回平和會議の目的を明示し、其の議題を列擧せるが故に、特に英文に従ひ其の全譯を示すの徒事ならざるを覺ゆ。

曩に八月中、余の至尊なる君主が各國民に眞實且恒久の平和の慶福を確保し、就中現存軍備の遞増を制限するの有効なる手段を發見するの目的を以て、國際會議開催方を聖比得堡に代表者を有する各國政府に提議することを余に命ぜらるゝに當り、此の人道的計畫の違からず實現せらるゝことに對し、障礙となるべきもの存在せざるやに觀察せられたり。

皇帝陛下の政府の取りたる措置に對し、殆ど總ての國より寄せられたる信實の歡迎は、此の期待を鞏固ならしめたり。大多數の國が、其の賛同を表明する爲に用ひたる同情ある文辭を高く估價すると同時に、皇帝陛下の政府は、世界各地の各社會階級より既に到着し、猶、陸續到着しつゝある熱誠なる賛同の實證を非常の満足を以て領承するを得たり。

此の如く一般平和の觀念に左袒する有力なる論潮の存在するに拘はらず、政治的地平線は最近決定的變化を目標したり。

數國は軍備の擴張を企圖し、尙も其の兵力を増大せむと努力しつゝありて、此の如き不確實なる狀況の下に於て列國が果して今日を以て、八月十二日附廻状に提示せられたる思想に付國際的商議を開くに適當の時期と認むるや否や疑なき能はず。

然れども政治的中心地を動搖せしむる紛紜の素因は、遠からずして提議せられたる國際會議の成功を助成すべき靜穩なる情勢に其の地位を讓るべきを待望し、皇帝陛下の政府は次の目的を以て、列國間に直に、意見の換備的交換

を開始し得べしと思考す。

(イ)陸海軍軍備の遞増するに對し、制限を附するの手段を直に發見すること、蓋し本問題の解決たる此等軍備の新に擴張せられむとするに鑑み、明に層一層急を告げつゝあり。

(ロ)國際外交の用に供し得べき平和的手段に依り武力的鬭争を防止するの可能性に關する問題を討議するの途を準備すること。

若し列國にして現在の時を以て、之等の基礎の上に國際會議を開くに適當なりと思考するに於ては、會議の事業の綱目に就き、諸政府間に一致の了解を齎すの有益なるを疑はず。

國際會議に於て國際的討議に附せらるべき議題は大體次の如く要略し得べし。

(一)一定の期間を限り、現在の陸軍及海軍常備兵數、並に之に要する軍事費豫算の不増加。

(Non-Augmentation.) を約する協定、右常備兵數及軍事費豫算の減少を將來に於て實現し得べき方法の豫備的研究。

(二)一切の新規の火器、新規炸藥及現在に於て小銃及大砲に供用せらるゝ裝藥よりも更に強力なるものを陸軍及海軍に於て使用することの禁止。

(三)現在使用せられつゝある激烈なる炸藥を野戰に使用することの制限及投射物又は爆發物を輕氣球又は同種のものより投下することの禁止。

(四)海戰に於て潜水艦又は同種の破壊用器材を使用することの禁止、將來衝角を有する軍艦は建造せざることを約定。

(五)一八六四年赤十字條約を一八六八年の追加條項を基礎として海戰に適せしむること。

(六)同一の理由に依り、海戰中及海戰後漂流者を救助する爲に使用せらるる船舶又は端艇の中立。

(七)一八七四年ブリュセル會議に於て作成せられ而も未だ批准せられざる戰爭の法規慣例に關する宣言の改正。

(八)主義上、周旋、居仲調停及任意的仲裁裁判を國家間に於ける武力的鬭爭防止の目的を以て能ふ限り利用することの受諾。之等手段適用の態様及之を利用する際に於ける一定の慣習を設定することに關する了解。

諸國間の政治的關係、條約に依りて定められたる秩序及諸國政府の採擇したる議題に直接觸れざる一切の問題は會議の討議より斷然除外せられざるべからざること勿論なり。余は貴下に本通牒に對する貴國政府の訓令を受けられむことを依頼すると同時に、余は余の至尊なる皇帝陛下が特に其の衷心より冀願せさせ給へる大目的成就の爲に政治的利害の錯綜し、世界各國の利害關係を等しくする本事業の進捗を妨ぐる虞ある強大國の一の首都に於て會議を開かざるを適當とすと思惟せさせ給ふ旨を貴下が貴下の政府に通告せられむことを請ふ。(註三)

前掲の議題(一)は、明瞭に軍備の不増加及縮少に言及するものなるも、右は第一段に於て常備兵及軍事費豫算の不増加を、第二段に於て將來に於ける縮少の可能性を考究せむことを希望するにすぎず。(二)乃至(四)は軍備縮少とは左迄關係なきも、軍備縮少に至り得べき道程として、武器彈藥の發明、發見又は其の使用方法を制限せむとするものなり。此の三點は一八六八年のセントピーターズブルグ宣言と同一の精神に鼓舞せられ、野蠻なる戰鬥手段を禁止せむとするものなり。(五)乃至(七)は平和の組織又は軍備の制限に直接關係なく、漫然議題を賑さむが爲に挿入せられたるもの過ぎず。(八)は彼の第五回聯盟總會の際佛國代表が、仲裁裁判、安全保障及軍備縮少は三位一體にして、而も仲裁裁判は眞先に其の採用を見ざるべからずと主張せるに鑑みるときは、實に以上八個の議題の第一に位すべきものなるが、當

時は冠履轉倒仲裁裁判を議題の最後に置き、而も紛爭の平和的處理方法を主義上受諾すべきことを説くも、毫も義務的仲裁裁判に言及せず。斯の如きは當時の提案者が、如何に戒心以て事に當りたるかを證すると共に、世界大戰前に於ける國際政局の雰圍氣如何を明かにするものなり。

觀じ來れば第一回廻狀と第二回廻狀との差異は顯著なり。第一回廻狀は漫然感傷的章句を羅列せるに反し、第二回廻狀は精確なり。第一回廻狀は明瞭に軍備の縮少を云へるに反し、第二回廻狀は常備兵及軍事費豫算の不増加を議せむとす。第一回廻狀は紛爭の平和的處理を云はざるに反し、第二回廻狀は之に言及し、尙第二回廻狀は諸多の重要ならざる案件を提起して、會議の主要目的たる軍備制限の失敗を糊塗せむとするの用意を示せり。第二回廻狀に對し、佛國政府は協力の誠意を示し、外相デルカッパは仲裁裁判制度採用の機會多かるべきことを豫斷し、英國は海上の霸權及二國標準の原則を害せざる限り主義上贊同の意を表し、獨逸は將來戰爭を堵するの覺悟あり、自國軍隊の自由なる發達に對する制限を排除するの決意斷固たるものあり。

皮肉にも國民精神を振興し、勇氣を涵養せむが爲に戰爭の寧ろ必要なることを説きて、平和論者に對抗せる Von Stengel を代表に任命し、奧地利洪牙利及伊太利は寧ろ獨逸の態度に倣ひ、米國は冷膽ながら、仲裁裁判の發達を冀ひ、爾餘の小國は接壤強國の軍備を恐怖するの餘り、軍備縮少提議を謳歌するに傾けり。

第一回平和會議は、一八九九年五月十八日、海牙 Palais du Bois に於て開催す。出席國は露國首都に外交使節を駐劄せしめつゝある諸國にして、實に獨逸、合衆國、奧地利洪牙利、白耳義、支那、丁抹、西班牙、佛蘭西、英國、希臘、伊太利、日本、盧森堡、墨西哥、モンテネグロ、和蘭、波斯、葡萄牙、羅馬尼亞、露西亞、塞耳比亞、暹羅、瑞典、挪威、瑞西、土耳其、勃爾牙利の二十六國を算し。實に "le parlement du genre humain." の觀を呈す。

同日の開會式に於ては和蘭外務大臣ズ・ポーフオールの挨拶あり、同人の提議に依り、露國代表ズ・スタール議長に選舉せられ一場の挨拶を述ぶるに止まりしが、翌々日の第二回會議の席上、議長は始めて、本會議の議題に論及し、眞正恒久の平和の福祉を一切の國民に確保するの有效なる手段を發見することが、本會議の目的なりと云ひ、公衆に依り期せずして平和會議と命名せられたる本會議は、世界の信頼に答へむが爲に、具體的結果を齎さざるべからざる所以を高調し、露國の第一及第二廻狀に示されたる提案を受諾せることに對し、各國政府に感謝し、國際紛争解決の爲、仲裁裁判調停又は周旋の慣例を法典化し、之等戦争防止手段の適用せらるべき場合及態様を決定せむことを要望し、戦争の萬々避け難き場合に於て、其の慘禍を減少する方法を講ずるの必要あることを力説し、最後に軍備制限問題に言及し、*“Il y aurait lieu de se demander si le bien des peuples n'exigerait pas la limitation des Armemens progressifs, c'est aux gouvernements qu'il appartient, dans leur sagesse, de peser à cet égard les intérêts dont ils ont la charge.”*と結ぶ。

第一、陸海軍休暇問題

露國第一回廻狀が、軍備縮小に云々するに反し、第二回廻狀は軍備不増加を云々するに過ぎざること、及第二回廻狀に於て、仲裁裁判及調停を議題となすに至れることは既に述べたり。會議の開催に當りては、這般の態度の變更は一層顯著となれり。即ち既に述べたるが如く五月二十日の會議に於ける演説に於て、露國第一全權は會議の日程に關する説明を試み、仲裁裁判調停及戦争法規に關し縷述し、最後に至り、寧ろ申譯的に漸進的軍備制限の平和維持に必要な所を説きたるに過ぎず。

第一委員會小委員會に於ては、五月中より既に兵器に關する禁止又は制限の問題を議したるも、軍備制限を議したる

は實に六月二十三日のこととし、第一委員會は始て陸軍休暇問題に關し、第一委員會は露國軍事委員ギリンスキー大佐(Gilinsky)提出の次の提案を審議したり。

- (一)本國に於ける平時常備兵員數の不増加(Non-Augmentation)を約する五年間有効の國際協和を締結すること。
- (二)右協定成立の場合成るべく諸國の平時常備兵員數を協定すること、但植民地兵は之を除外すること。(註四)
- (三)現在の經常軍事費豫算額を五年間變更せざること。

右提案の説明を爲すに當り、ギリンスキー大佐は軍事費の不生産的支出たることを指摘し、武裝的平和の矛盾を力説し、且露國が此の提案を試むるは、決して其の陸軍が他國に比し少勢なるが故にあらず、露國は現在壯丁の二割九分五厘を服役せしめつゝあるに過ぎずと云ひ、邊境及植民地の軍備に關しては、其の戦争の危險に曝露せらるゝこと大なるが故に、本國の夫と別に取扱ふの必要ありと述べ。軍事豫算に關しては、經常豫算のみを制限せむとするものにして、兵器新調費及新築城費等は制限の範圍外に在りと説き。原案は主義原則を設定せむとするに止まり、兵員數及豫算額に關する數字は他日別個の條約に於て協定すべきものなりと辯明したり。

本提案に關し、獨逸軍事委員陸軍大佐グロス・フォン・シュワルツホフ(Gross von Schwarzhoff)は、先づ露國提案を支持したる葡萄牙代表に應じて、*“Le peuple allemand n'est pas écrasé sous le poids des charges et des impôts; il n'est pas entrainé sur la pente de l'abîme, il ne court pas à l'épuisement et à la ruine. Bien au contraire, la richesse publique et privée augmente; le bien-être commun, the standard of life s'élève d'une année à l'autre.”*と云ひ、義務兵役に關しては *“……un devoir sacré et patriotique, à l'accomplissement duquel il doit son existence, sa prospérité, son avenir.”*と喝破し、尙技術論に入りて、次の如く陳述したり。

「余は軍隊の問題は之と關聯する他の重要事項と分離して、單獨に審議し得ざるものなることを信ぜむと欲す。他の重要事項とは、例へば、教育年限、服役年數、現存聯隊數、各部隊兵員數、豫後備兵數、及豫後備役年限、軍團所在地、鐵道網並要塞數及位置等即ち之也。現時の軍制に於ては、之等の點は互に關聯し、各國が其の國民性、歴史及傳統に従ひ、其の經濟的資源の地理的地位及其の避け難き任務を考慮して決定する國防の要素なりとす。余は、斯の如く著しく國內的性質を帯ぶる事項を、國際協定に依りて律せむとするの頗る難事なることを信ず。斯の如き複雑なる組織の一部分に付てすら、其の範圍又は兵力を決定することは不可能なり。余が不充分ながら以上に列擧したる諸要素を考慮せずして、現役兵數を談ずるは不合理なり。尙本問題は本國兵に付てのみ提起せられ、ギリンスキ大佐は其の理由を述べられたり。然るに一面本國の一部分にあらずして、而も頗る本國に接近し、其駐屯の軍が、必ずや大陸戰爭に参加し得べき植民地あり。他面邊陲なる海外の諸領地あり。吾人は吾人の脅威を構成する植民地兵ある場合に於て、此の植民地兵を除外して、自國軍隊を制限することを受諾する能はず。余は本問題に關し、吾人一致の希望を實現するに障礙となるべき諸種の理由を陳述したるが、尙余の代表する國の特種の事情に付一言を加ふべし。獨逸に於ては現役兵員數は政府と帝國議會との合意に依り定められ、毎年同一の論議を繰返さざらむが爲、最初七年間後に至り五年間右兵員數を一定不變とす。ギリンスキ大佐は此の事實を摘發して、自身の提案が何等新規の發議と看做すべきものにあらざることを言明せり。

然り、此の事實は一見吾人をして、原案賛成に傾かしむるが如きも、國際協約の定めむとする五年の期間と、獨逸國內法の定むる五年の期間とは一致せざるのみならず、獨逸の陸軍に關する現行法は現役兵員數が一九〇三年迄繼續的に頻年増加すべきことを規定し、一九〇三年に至りて今年開始せられたる獨逸國軍新編制は全く完成するもの

とす。故に此の時期迄は、現役兵員數を二年間同一に維持することすら尙不可能なり云々。(註五)
瑞典、諾威國代表は亦注目し値する次の聲明をなせり。

露國の提案は、近世兵學の諸原則に従つて組織せられたる軍隊と、舊時の状態に置かれ、寧ろ時代遅れとなり、若くは變革の過程に在る軍隊とを區別せず。加之右提案は攻撃にも防禦にも等しく役立つべき完全なる軍隊と、兵役年限の短期間其の他特殊の事由に依り、明に防禦的性質を有するに過ぎざる軍隊とを區別せず。僅々數月の義務兵役を基礎として組織せられ、今や變革の道程にある瑞典、諾威の軍隊の如きは、將に此の後者に屬するものなり(註六)
丁抹及希臘代表も亦、其の軍制を刷新せむが爲に、瑞典、諾威同様、自國行動の自由を留保せむと欲し、此の趣旨の聲明を爲せり。

次で小國側特に勃爾牙利及塞耳比亞代表の原案賛成演説ありたる後、第一委員會はギリンスキ大佐の原案を陸軍分科會に付託したるが、此の手續を履むことに關し獨逸及奧地利洪牙利代表は反對の投票を爲し、丁抹、希臘及瑞西代表は棄權したり。

陸軍分科會の任命したる八名の軍人より成れる専門委員會は、二回會合の上、原案提出者を除きたる全會一致を以て、同時に他の國防の要素に付規定を設くることなくして、五年間と雖も、現役兵員數を制限するの困難なること、及各國に於て諸種の見解に従ひ組織せられたる國防の諸要素を、國際條約に依りて規律するの困難なることを決議し、之を陸軍分科會に提出し、右分科會は追て之を第一委員會に報告したり。茲に於て第一委員會は、會議が其の重要議題に關し、何等の協定に達し得ざることを全世界に向つて告白せざるを得ざるに至れり。然れども斯の如きは何人も避けむと欲したる所にして、此の際、會議の體面を救はむが爲めに、一つの決議案を提出したるを佛國代表レオン・ブルチョア

(Léon Bourgeois) と爲す。右決議案は次の如し。

本會議は、現今世界の重課たる、軍備の負擔を制限することが、人類の有形的及無形的福利を増進する爲、極めて希望すべきことなる旨を聲明す。

右決議案は第一委員會及本會議の採擇する所となり、最終議定書に記録せられたり。(註七)

次に露國専門委員海軍大臣シャイン (Schaine) は海軍制限問題に關し、左の決議案を第一委員會に提出したり。

三年間海軍豫算額を一定するの主義を、此の期間其の總額を増加せざることを約定と共に受諾し、且つ右の期間中事前に於て次の事項を公表するの義務を負担すること。

- (一) 建造せむとする軍艦の總噸數但し艦種を明示することを要せず。
- (二) 海軍將校及下士卒員數。
- (三) 要塞、船渠、兵器廠等を含める沿岸防備費。(註八)

露國皇帝の廻狀は、軍備の制限又は不増加を約せむと主張したるが、本提案は實に將來特定の期間中に於て、増加すべき海軍々事費の限度を定めむとするものなり。

第一委員會海軍分科會に於ける、本提案の審議に際し、獨逸、英國、佛國、合衆國、葡萄牙等の委員等は議會の豫算議定權に鑑み、政府として、豫算増額最大限に關し、拘束を受ける能はざること、豫算年度は國に依り軌を一つにせざることを、隣邦の造艦計畫を知らずして海軍豫算を計上したる國は、隣邦の爾後の海軍豫算増加に依り、不利益なる地位に置かるべきこと等を指摘して、之に反對す。茲に於て原案提出者は、若し締約中の一國が現在豫算額又は軍艦噸數を増加したるときは、他の締約國は最も巨額の増加を來したる國と同一程度迄海軍費豫算及新艦建造を増加し得べきこと並

締約國政府は必ずしも現在海軍豫算を其儘制限の基礎とすることを要せず、寧ろ現在額に例へば一割を加算したる額を以て海軍豫算額となし得べきことに修正したるも、本案は遂に成立するに至らず、ラプラデル教授が

“Tout dans la proposition russe, était combiné pour la rendre non pas sérieuse et sincère mais débonnaire et facile à tourner. Les réductions proposées pour la guerre et pour la marine, si réduites, si anéanties qu'elles fussent, paraissent encore trop graves à des diplomates, qu'effrayait le moindre mot.”

と云へるは蓋し適評に庶幾し。茲に於て Bevrart は次の希望條項を提出し、海軍分科會は之を可決したり。

“Que l'opinion qui avait prévalu dans la sous-commission, tout en n'impliquant pas l'acceptation des propositions russes, n'exclut pas l'espoir que l'on réussirait à trouver la voie menant au but d'introduire un temps d'arrêt dans les budgets de la marine.”

右希望條項は陸軍兵力及陸軍豫算にも適用せられ、次の形式に於て最終議定書に掲記せられたり。

本會議は、列國政府が本會議の日程に上りたる諸提議を參酌し、陸海軍の兵力及軍事豫算の制限に關して協定に達するの可能性を審査せむことを希望す。(註九)

第二、陸上の交戦手段に關する制限

甲 小銃問題

(イ) 會議の審議決定すべき一定の期間内有効なるべき、小銃の修理、改良又は變形に關する露國の制限案は下の如し。

- (1) 小銃の重量最小限は四斤たるべきこと。

- (2) 口径最小限は六ミリメートル半たるべきこと。
- (3) 彈丸の重量は十五半を下るべきこと。
- (4) 初速は七百二十米突を超ゆべからざること。
- (5) 發射速度は一分間に二十五發たるべきこと。
- (6) 爆發性若は展開性を有する彈丸及自動裝填裝置は禁止せられたるものと了解すべきこと。

(ロ)本問題に關する和蘭側の對案は次の如し。

諸國は本議定書署名の日より五年間、其の陸軍又は海軍に於て、現在使用中又は現在考案中の小銃以外のものを使用せざることを約す。

現在考案中の小銃に關しては、現在の式及六ミリメートル乃至八ミリメートルの口径を有する小銃のみ許容せらるべし。

現在の式、口径又は初速を變更せざる改良は之を許容す。(註一〇)

(ハ)露國和蘭共同提案は次の如し。(註一一)

諸國は本議定書署名の日より五年間、其の軍隊に於て現在使用中の小銃のみを使用すべきことを約す。但し現在の式又は口径を變更せざる改良は之を許容す。

右露國和蘭共同提案は最初に附議せられたるが、其の際獨逸陸軍大佐 Gress von Schwarzhoff は次の如く述べて、原案に反對したり。(註一二)

「新式小銃自體を考慮することなくして、小銃に施さるべき改良を豫斷することは不可能なり。如何なる變更に限り、

之を許容すべきものなりやの問題を決定すべき權限ある機關如何。條約の規定を正直に實行せむと欲せば疑議に互る毎に新様式模型を各締約國政府に通告し、右様式採用以前に其の承諾を取付けるの必要あり。然れども斯の如きことは實行到底困難なるが故に、提案に對し反對の投票を爲さざるを得ざるを遺憾とす云々。」

合衆國、奧地利洪牙利、佛蘭西、英國、伊太利、日本、葡萄牙、塞耳比亞、土耳其も亦獨逸に倣ひ、反對の投票をなす。之に反し、丁抹、西班牙、和蘭、波斯、露國、暹羅、瑞典、諾威及瑞西は贊成の投票をなし、羅馬尼亞は棄權せり。斯の如くにして露西亞和蘭共同案は遂に葬り去られたり。茲に於て露國側の提案初て議題に供せらる。獨逸の Gress von Schwarzhoff 大佐は、此の提案に對しても亦反對せむが爲次の如く陳述したり。(註一三)

「兵卒の携帯品總重量を軽くするは、兵卒の武裝の一部に付最低重量を定むるよりも、寧ろ人道的なりとす。小銃の重量を軽くするときは、其の結果同一程度に於て、彈藥筒數及重量を増加するに至るべきは疑の餘地なし。故に小銃の重量のみを制限せむとするや、將又彈藥及銃劍を含めたる小銃重量を制限せんとするやを明確にするの必要あり。此の第一の場合に於ては獨逸委員は現在使用中の或種の兵器は露國提案の設定せむとする制限條件を充足せざること付、軍事専門家の注意を喚起せざるを得ず。即ち白耳義、西班牙、伊太利、諾威、羅馬尼亞、及獨逸の小銃等は此の種に屬す。故に四廷の最小限重量を採用するときは吾人は前記の諸國をして、其の小銃に望ましからざる變更を加へしむるの結果となる。

彈丸の重量に關しても、現在使用中の小銃と同様に、其の重量が提案に定むる十五半を下るものあり、諾威及羅馬尼亞の小銃彈丸の如し。

獨逸委員は彈丸の初速が今迄七百二十米突乃至七百三十米突を超過せざりしこと、及速度を此の程度に止むるの可

能なることを認容せるに吝ならず。然れども發射時に於ける彈丸の速力は使用する裝藥のみならず、銃砲の式、彈丸の重量及形狀に關係す。數日前分科會は各國に新たなる火藥を使用するの自由を認容することに決したるを以て、彈丸初速を制限せざるを以て論理一貫せりと云ふべし。若し然らざらむか、將來現在使用中のものよりも一層安價にして、更に長く保存に堪え且つ有効なる火藥を發明し得たる場合に於て、初速を七百二十米以上に増加すとの理由を以て之が採用を不可能ならしむべし。彈丸の速度は、射撃者の熟練及技能に關係すること小銃の機能に譲らず。故に速度最大限を規定するに際しては、普通兵卒が出し得る平均速度を指すものなりや將又熟練者の超過し得ざる最高速力を意味するものなりやを明瞭にするの必要あり。提案の或る條項は現在の武器を充分に考慮せず、或る條項は出來得べくんば一層正確に立案せられざるべからず。以上の理由に依り、余は遺憾ながら反對の投票をなさざるを得ず云々。

斯て露國側の提案は、露西亞、和蘭、波斯、勃爾牙利の賛成ありたるに拘はらず、爾餘の諸國の反對に依り遂に否決せられたり。但し佛國委員は未だ訓令に接せざることを理由として棄權したり。尙自動施條銃の禁止に關する條項に付ては、格別に投票を行ひたるが、右條項は白耳義、丁抹、西班牙、和蘭、波斯、露西亞、暹羅、瑞西、勃爾牙利の賛成ありしに拘はらず、獨逸、合衆國、奧地利洪牙利、英國、伊太利、瑞典、諾威の反對に依り否決せらる。而て其の際佛蘭西、日本、葡萄牙、羅馬尼亞及塞耳比亞は棄權したり。

(二)和蘭委員の修正提議

茲に於て和蘭委員は、自國側提案の成立を萬一に僥倖せむと欲し、前掲原案に修正を施し次の決議案を提出したり。本議定書の日附の日より五年間諸國は、現在陸軍に於て使用中の小銃を新式の小銃に依り取換へざることを約す。

但し諸國は現在使用しつつある小銃に、其の有利と思考する改良又は完備を加ふることを妨げず。

舊式即ち口径八ミリメートル以上又は彈倉なき小銃を有する諸國は現存の式を採用することを得。(註一四)

此の修正提議に對しては、丁抹、勃爾牙利、西班牙、和蘭、波斯、露西亞、塞耳比亞、暹羅、瑞典、諾威、及羅馬尼亞の賛成ありしに拘はらず、獨逸、合衆國、英國、佛國、奧地利洪牙利、土耳其、日本及伊太利の反對ありて否決せられたり。而て其の際葡萄牙及瑞西は棄權せり。

(乙) 大砲

大砲に關するギリンスキー大佐の提案は充分明確ならざるも、要するに諸國は一定期間、經費節約を以て、新發明を採用せざるは勿論、現在の砲裝に新規改良を加へざることを約すと云ふに在り。(註一五)

本提案に關しては、大國中優秀なる砲兵隊を有する國は、其の辛うじて達成し得たる優勢を失はむことを虞れ、且現在不備の大砲を有する露國の奸計に欺かれむことを憂へ、多くの小國は満足すべき砲兵隊を有せざるが故に如上の拘束を甘受するを欲せず。伊國委員は、後進陸軍國は其の大砲を改良して、最も完備せる大砲を有する國と全然同一状態に達することを認容せらるべきやと質問し、佛國委員は斯の如く改良を許すに於ては、經費節約の目的に反すべしと注意し、結局先決問題として、新規改良は條約上之を禁止するも、後進國が現在せる最も優秀なる大砲を採用することは、之を妨げざるべきやを票決に問ひ、現在に於て缺陷ある砲兵隊を改良して、先進國に追隨するの望を抱ける、合衆國、白耳義、伊太利、塞耳比亞、及暹羅の賛成ありたるも、大多數の反對によりて否決せられ、原案自身に對しては、暹羅委員を除く外賛成の投票を爲す者なく否決せられたり。

(丙)裝藥問題 (Powder)

新發明に係る裝藥使用禁止に關しては、特殊の提案なかりき。合衆國委員 (Porter) 大佐は、新規裝藥の使用禁止が、露國政府發議の根本理由たる經費節減主義に反すべきことを指摘し、裝藥は一定熱度に於ける燃焼に依り、放散する瓦斯の分量に比例して、其の威力大なり。若し新發明の結果として、現在せる裝藥よりも、熱度低くして、而も多量の瓦斯を發散する火藥を得るに成功するときは、銃砲の生命を延長し、結局經濟的なるべしと述べ、會議は全會一致裝藥に關し、何等の制限を設けざることに決したり。(註一六)

(丁) 炸藥問題 (Explosives)

野戰砲兵に於て使用する炸藥に關しては、ギリンスキー大佐より次の提案ありたり。(註一七)

野戰砲兵に於て、強度の炸裂彈 (high-explosive shells, obus brisants on a fougasse) 及攻城戰に使用せらるる強力の炸藥を使用せず、現在の炸藥を使用するに止むること。

本提案に對しては白耳義、丁抹、和蘭、波斯、葡萄牙、塞耳比亞、露西亞、暹羅、瑞西及勃爾牙利の賛成ありたるも主要國、獨逸、合衆國、奧地利洪牙利、西班牙、佛蘭西、英國、伊太利、日本、羅馬尼亞、瑞典、諾威及土耳其の反對ありて否決せられたり。

今日迄嘗て使用せられたることなき新規炸藥の使用を禁止すべきやの問題に關しては、白耳義、和蘭、波斯、葡萄牙、露國、塞耳比亞、暹羅、瑞西、勃爾牙利は賛成したるも、獨逸、合衆國、奧地利洪牙利、丁抹、西班牙、佛蘭西、英國、伊太利、日本、羅馬尼亞、瑞典、諾威及土耳其は反對の投票をなし同様否決せらるるを見たり。

(戊) 三宣言の可決

輕氣球上より投射物及爆裂物を投下することの禁止に關する露國提案は、輕氣球より又は之に類似したる他の方法に

依り高空より投射物又は爆裂物を投下することを禁止せむとするに在り。此の提案に對しては、和蘭委員の支持あり。小委員會は獨逸委員の注意に基き「類似したる」の次に「新規」と附加し、且獨逸委員、合衆國委員等の提議に基き、協定の有効期間を五年に限ることとし、一宣言の形式に於て採擇したり。蓋し輕氣球が多量の爆裂彈を携帶する能はず、且操縦意の如くならざる爲、照準も亦正確ならず。而も航空機は未だ發達せざりしが故に各國共此の制限に依り格別痛痒を感じず容易に一致の協定に達し得たるものとす。最終議定書に現はれたる本宣言の形式は次の如し。因に次の第二項及第三項は毒瓦斯及ダムダム彈に關する宣言に於ても亦同様の規定あり。

締盟國は輕氣球上より又は之に類似したる新なる他の方法に依り投射物及爆裂物を投下することを五箇年間禁止することを約す。

締盟國中の二國又は數國の間に戰を開きたる場合に限り締盟國は、本宣言を遵守するの義務あるものとす。

前項の義務は、締盟國間の戰闘に於て、一の非締盟國が交戰國の一方に加はりたる時より、消滅するものとす。

外包硬固なる彈丸にして、其外包中心の全部を蓋包せず、若くは其の外方に截刻を施したるもの如き、人體内に入りて容易に開展し、又は扁平となるべき彈丸の使用禁止に關し、一八六八年の條約の主義を普及することに對しては英國側の反對ありたるも、分科會は漸く一宣言の採擇に成功せり。

窒息せしむべき瓦斯又は有毒質の瓦斯を撒布するを唯一の目的とする投射物の使用を禁止することは第一委員會に於て問題となり、其の結果一宣言の採擇せらるるを見たり。(註一八)

第三、海上の交戰手段に關する制限

(甲) 大砲

第一委員會第二分科會は小銃問題を取扱はざりき、蓋し小銃が海戦に於ける效用は左迄大ならざるに因れり。従て海軍部會に於ける討議は大體大砲問題に集中せられたり。

(イ)和蘭代表 Von Karnbeek 氏の提案は具體的決議案として提出せられざるを以て、議題に供せられざりしが、其の趣旨は破壊手段の發明者に對し、刑罰法規を適用すべしと云ふに在りき。(註一九)

(ロ)佛國委員 Pélissier の提案は次の如し。(註二〇)

締約國は一定の期日より一定期間、前裝砲 (muzzle loader) を後裝砲 (breech loader) に改めたるが如き根本的變更を大砲の現存様式に施さざることを約す。何れの場合に於ても現在の口径は之を増加す可からず。

英國海軍提督 Fisher は本提案に對し、反對意見を陳述して曰く、「小國は概して、其の武器の品質に、其の威力を求めむと欲するが故に、新發明に關する制限を甘受することを欲せざるべく、野蠻民族との戦争の場合を想像するときは、斯る制限は、文明國に不利益を及ぼすに過ぎざるべし。尙協定の履行を監督するの困難なることに就ては特に留意を請はざるを得ず」と。

斯て Pélissier の提案は、丁抹、暹羅、和蘭、日本、羅馬尼亞、露國の賛成ありたるに拘はらず。獨逸、合衆國、奧地利、洪牙利、西班牙、英國、伊太利、葡萄牙及土耳其の反對に依り否決せられたり。

(ク)露國軍事委員 Schéine の提案は次の如し。(註二一)

各國政府は次の事項を約す。

- (1) 一切大砲の口径は十七吋又は四百三十一ミリメートル七を超ゆべからざること。
- (2) 砲身の長さの最大限は四十五口径を超ゆべからざること。

(3) 初速三千呎又は九百十四米突を超ゆべからざること。

(4) 装甲の最大限は十四吋又は三百五十五ミリメートルとし、其の品質はクルップ會社最近の專賣特許品と同一たるべきこと。

本案に關し羅馬尼亞委員 Coanda 大佐は初速を制限せむとせば、同時に彈丸の重量をも制限し initial force の算定を可能ならしむるの必要あり。

砲身の長さに關する制限は裝藥の威力如何に依りて、之を無効ならしむることを得。故に若し一面初速のみを制限し、他面砲身装甲の厚さを定め、其の抵抗力の最大限を定むるときは裝藥威力増進の結果砲身を破壊せしむるに到るべしと述べ、本提案も亦否決せられたり。

斯て最後に海軍大砲及小銃に關し漫然次の希望條項の採擇せらるるを見たり。

本會議は本會議に依りて審議せられたるが如き海軍用小銃及大砲に關する問題が新式及口径の採用に關する協定に達するの目的を以、諸國政府に依り研究せられむことを希望す。

(乙) 潜水艦及衝角艦問題

第一回海牙會議に關する第二回廻狀は、潜水艦又は同一性質の破壊作用を有する軍用器材を海戦に使用することの禁止及衝角艦を將來建造せざるに關する協定を議題の一つに掲げたり。潜水艦に關しては、希臘、波斯、暹羅、勃爾牙利は其の禁止に賛成し、獨逸、伊太利、英國、日本、羅馬尼亞は全會一致を條件として同様禁止に賛成したるも、北米合衆國、奧地利、洪牙利、丁抹、西班牙、佛蘭西、葡萄牙、瑞典、諾威、和蘭及土耳其の反對に依つて否決せられたり。而て投票の際露國、塞耳比亞、及瑞西は棄權したり。(註二二)

因に當時佛國及米國は潜水艦を有し、獨逸、奧地利洪牙利、英國及日本は未だ之を有せざりき。

衝角艦の建造禁止に關しては、佛蘭西、希臘、暹羅、及勃爾牙利は之に賛成し、北米合衆國、英國、伊太利、日本、波斯、和蘭、及羅馬尼亞は全會一致を條件として之に賛成したるも、獨逸、奧地利洪牙利、丁抹、西班牙、葡萄牙、瑞典、諾威及土耳其の反對ありて否決せられたり。而て投票の際白耳義、露西亞、塞耳比亞及瑞西は棄權したり。(註二三) 第一回平和會議は以上の外、國際紛争平和的處理條約、陸戰の法規慣例に關する條約、赤十字條約原則を海戰に應用する條約を採擇したるも軍備制限問題に關しては、軍事費の負擔軽減を希望する決議案を通過したるに止まり、實に大山鳴動して鼠一匹の感なき能はず。シェンノー(Schaeffle)は本會議を評して、「Parturient Montes.」と云ひ。(註二四) ステルク(Stoerck)は「Tout ce que la conférence a mis au jour n'a d'autre signification que celle d'un acte de courtoisie. L'ensemble de ces résolutions a été destiné à masquer uniquement l'échec subi sur la question du désarmement, à construire le pont qui devait permettre à la diplomatie de la Russie une retraite honorable.」

と云へるが、本會議の積極的成果に多大の價値を附し得ざるに鑑み、寧ろ適評と云ふを妨げず。

當時の歐洲は、平和の氣運未だ熟せず、アルサス・ローレン問題、近東問題、南阿戰爭、米西戰爭等の人心を刺戟し、國權を尊重せしめるが爲には、血と鐵とを必要とすることを痛感せしむるあり、各國とも、銃劍を磨くに忙はしかりして以て、遂に斯の如き結果に到達せるものとす。

但し他面に於て始めて、此の人類の議會(Parlement de Phumanité)が組織せられ、而て之が人心に及したる道德的影響に至りては又没却すべからざるものあり。(註二六)

註一・M. de Lavalaz: Essai sur le Désarmement, pp. 18-23.

Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen, pp. 173-177.

R. Coulet: La Limitation des Armements, pp. 83-108.

註一〇 Documents relating to the program of the First Hague Conference, laid before the Conference by the Netherlands Government, p. 1.

註一〇 Ibid., pp. 2-3.

註一〇 Conference Internationale de la Paix, Protocoles, II, p. 33.

註一〇 Ibid., II, p. 36.

註一〇 Ibid., II, p. 42.

註一〇 尙此の點は國際聯盟軍備縮少會議準備委員會にても等しく問題となることを注意すべし。

註一〇 Ibid., I, p. 231.

註一〇 Ibid., II, p. 34.

註一〇 Ibid., I, p. 221.

註一〇 Ibid., II, p. 61.

註一〇 Ibid., II, p. 67.

註一〇 Ibid., II, p. 68.

註一〇 Ibid., II, pp. 68-69.

註一〇 Ibid., II, p. 71.

註一〇 Ibid., II, p. 63.

註一〇 Ibid., p. 57.

註一〇 Ibid., p. 64.

- 註一八、Ibid., II, p. 50, 62, 70, 75, 76.
 註一九、Ibid., II, p. 81.
 註二〇、Ibid., II, p. 84.
 註二一、Ibid., II, p. 92.
 註二二、Ibid., II, p. 26.
 註二三、Ibid., II, p. 27.
 註二四、Schaffle: Die Friedensconferenz in Haag, p. 749.
 註二五、Revue Générale de Droit International Public, 1899, p. 850.
 註二六、第一回平和會議は本文に述ぶる所の外、國際紛争平和的處理條約、陸戰の法規慣例に關する條約、一八六四年八月二十一日、ゲエネツフ條約の原則を海戰に應用する條約を締結し、尙次の希望條項を可決したり。
 (一)本會議はゲエネツフ條約の改正に關し瑞西聯邦政府の爲したる準備的處置を參酌し、遠からず該條約の改正を目的とする特別の萬國會議を開くの舉あらむことを希望す。
 (二)本會議は、中立國の權利義務に關する問題を次回の萬國會議の議題中に掲げむことを希望す。
 (三)本會議は、海戰の際に私有財産の侵害すべからざることを宣言するを旨とする提議は、之を後日の萬國會議の審議に附せられむことを希望す。
 (四)本會議は軍艦より港市町村を砲撃することに關する問題を規定せむとする提議は、之を後日の萬國會議の審議に附せられむことを希望す。

第二節 第二回平和會議

第一回平和會議後、同會議の希望條項を慎重考慮したる政府あることなく、英國に於て僅に私的性質を有する第二回平和會議準備委員會の成立を見たるのみなりしが、一般に各國議會に於ける自由主義論者、各國に於ける國內平和協會、萬國平和協會及萬國議院會議等の軍備制限運動は、殆んど止む時なく、第二回平和會議開催の氣運を醸成したるが、吾人は之等の運動に關する記述を次節以下に譲り、茲に第一回平和會議以降に於ける各國政府及議會の、軍備制限問題に關する意嚮及態度を明かにして、第一回海牙會議が、眞剣に本問題を審議する能はざりし所以を闡明し、次に直接に第二回平和會議の開催を誘致したる事情に付き説明せむと欲す。

第二十世紀の劈頭より、歐洲に在りて、軍備制限運動の急先鋒となりしものを、獨逸の大海軍擴張に怯えたる英國となす。一九〇三年、同國政府に在りては、チャムバーレン (Chamberlain) は、佛國上院議員デスツールネル・ズ・コンスタン (d'Estournelles de Constant) に宛てたる書翰中に於て、第一回平和會議前ゴツシェン卿の爲したる、海軍軍備制限協定締結の希望に關する聲明を、反覆裏書し、一九〇五年十二月、英首相 Campbell Bannermann は其の政綱演説に於て、過大の軍備は、平和を脅威し、國際紛争解決の第一手段は、腕力にあるを思はしむ。吾人は平和の爲に努力するのみならず、進んで、商議する所なかるべからずと云ひ、一九〇六年三月下院議員の質問に答へて、獨逸政府の見解に従へば、同政府は英國に倣ひて海軍を増加せず、寧ろ其の独自の必要に鑑み之を増加しつつありと説き、英國政府は軍備制限實現の爲め一切の機會を捉ふるの用意ありと述べ、同年六月倫敦に於て開會の萬國議院會議に對して、人道の名

に於て、各國政府が英國政府と同様、陸海軍費の重課を軽減するの目的を以て、第二回平和會議に臨まむことを要望したり。一九〇四年陸軍大臣フォスター (Foster) は、陸軍軍備縮少の要を説きしが、一九〇六年陸軍大臣ハルデー (Haldane) 卿も亦同様の主張を繰返し、同年五月十日、サー・エドワード・グレイ (Sir Edward Grey) は下院に於ける議員の質問に答へて英國政府の名に於て、余はヴィヴィアン (Vivian) の、軍備制限問題を第二回平和會議に上程すべしとの決議案に同意し、諸外國政府が、此の決議案の通過を以て、英國政府の軍備縮少に關する發議と看做さむことを望むと述べたるが、右ヴィヴィアン決議案は全會一致可決せられたりき。

當時、既に軍備制限問題を、第二回平和會議の日程に包含せしめむとする目的を以て、各國政府間及民間有志者間に交渉行はれたるが、同年十月中、英國政府は、來るべき平和會議に於て、軍備制限問題の審議を希望し、進んで本問題を提起するの意嚮を有する旨を露國政府に通牒したり。

一九〇六年、第二回平和會議に對する準備調査の爲め、組織せられたる英國政府の特別委員會は、知名の政治家及軍人より成り、審議の結果次の決議を採用したり。

- (一) 第二回海牙會議の主要議題は、一般軍備制限協定の問題たるべく、而て英國政府は之が爲め、提案を爲すべきこと
- (二) 軍備制限に於て、陸軍と海軍とは、之を各別に取扱ふべきこと。
- (三) 海軍力の、唯一とは云はざるも、最も單純なる制限は、海軍豫算の制限なること。
- (四) 英國は、海軍豫算の比例的減少に關する五年間有効の取極に同意する様、各國を招請すること。斯る取極に達する望なきときは、將來軍事費の縮少を期するの目的を以て、三年間豫算の不増加を約すること。
- (五) 縮少の主義又は不増加の主義は、一切の財源よりする全海軍費 (total naval expenditure from all sources) のみならず、新艦建造に充當せられたる年割額 (annual provision for the construction of new ships) にも之を適用すべきこと。

らず、新艦建造に充當せられたる年割額 (annual provision for the construction of new ships) にも之を適用すべきこと。

- (六) 植民地及屬領の全海軍費は、其の締約國の管理に委ねらるる限り、前項の全海軍費に包含せらるべきこと。
- (七) 英國は海牙會議に提出せらるべき、一切の陸軍制限案を支持すべきこと。
- (八) 第四項及第五項の決議は、必要なる變更を以て、海軍費同様陸軍費にも之を適用すること。

(九) 海牙仲裁裁判所の常設理事會 (Permanent Council) と關聯せしめて、前記の取極の實行監視、軍事費に關する統計其他必要なる報道の蒐集、及之に付託せらるることあるべき技術問題に付き報告する爲め特殊の委員會 (Committee of Reference) を設置すること。

(十) 本件取極中には、二年の豫告を以て締約國が此の取極を廢棄しうるること、及惹起せらるることあるべき紛争は、之を仲裁裁判に付託すべきことの條項を包含すべきこと。(註一)

次に一九〇四年ゼネラル・ニードス (General Needs) は、合衆國上院に於て、人口千人宛兵員一人の主義に従ひ、國際的軍備制限協定を實現せむことを提唱し、一九〇六年、嘗て軍備制限に關する國際會議の招集を要望する決議案を提出したることあるバートルド (Barthold) は第二回平和會議の結了迄、造艦計畫に關する決定を延期し、右會議にして成果を齎らすに於ては、建造計畫を全然拋棄せむことを要求する決議案を提出し、大統領ルーズベルトは紐育平和協會大會に寄書して、軍艦艦型の制限を提唱したり。故に米國は當初より軍備制限に賛成にして、英國及西班牙と同様、軍備縮少又は制限の問題を、第二回平和會議に於て、提起するの自由を留保したり。

第一回平和會議後、佛國に於てはデョーレース (Daulous) 軍備制限の必要を高調し、復讐心を去りて獨逸と妥協するの

賢明なることを力説したるも、大體佛國の輿論はアルサス・ローレンを忘るること能はず、一九〇三年軍備制限協定締結の爲め、外國政府と交渉する様政府を招請するユツバール (Hubbard) 提出の決議案は、大多數を以て否決せられ、上院議員 d'Estournelles de Constant は一九〇五年四月海軍豫算討議の際、英佛兩國間に海軍休暇協定の締結を主張し、一九〇六年同様の機會に於て、軍備擴張に反對し、且甲鐵艦の沿岸防禦に益なきことを指摘して、寧ろ、潜水艦の建造を主張したるが、何等の結果を見ず。一九〇五年ガストン・モック (Gaston Mock) は其の著 "Vers la Fédération d'accident: - désarmons les Alpes." に於てモンブランよりマントンに至る佛、伊國境に沿ひ、配置せられたる要塞及警備隊の無益なることを論じ、佛國が單獨に前記地方の武装解除を行はむことを主張したるが、翌年十二月佛國會議は陸軍豫算報告委員メツシミー (Messimy) の提議に基き、佛伊國境に於ける要塞設備費を、二十九萬法より十九萬法に削減したり。一九〇六年六月十二日、佛國首相サリアン (Sarrien) は下院に於て第一回海牙會議の決議に遵據し、軍事費豫算を減少せしむることを慫慂し、第二回平和會議直前外相ビション氏は、議員の質問に答へて、佛國政府は諸外國政府と軍備問題を討議するの用意あり。然れども列國政府の賛同を博すべき、實際的解決案の發見は、容易の業にあらずして、吾人は大なる望を問題の討議に繋ぐこと能はずと述べたり。概して佛國政府は、英國の態度に倣はむと欲しながら、露國の消極的態度に顧み、躊躇逡巡せり。

伊太利外相チットニ氏は一九〇六年六月下院議員の質問に答へて、伊國政府は軍備縮少協定締結に賛成にして、政府は、第二回平和會議に於ける伊國代表に英國側の提案を支持すべき旨の訓令を、授くべき意嚮なるが果して實際的解決案を發見し得べきやは、大なる疑問に屬すと述べ、一九〇七年五月同様の陳述を繰返し、具體的解決案起草の困難なることに關しては、ビュロー公エーレンタール伯と所見を一にするも、伊太利政府は、獨逸、奧地利政府と異なり、軍備

問題を討議するの用意ありと述べ、略佛國政府の態度に倣へり。

然るに、露國は日露戰爭に於て、一敗地に塗れ、大に國威を失墜したる後なりしを以て、軍備制限問題を議することは、國情之を許さざるものあり。獨逸は輓近造船計畫を立て、其の實施に着手し、英國の軍縮提議を以て、自國の軍備擴張に對する拒否權の行使と看做し、軍縮提議に應ずるの意嚮なり。既に一九〇〇年五月、外相ビュロー公は帝國議會に於て、軍備制限協定が獨逸の國防に甚大の影響を與ふるに鑑み、政府は責任上、本問題に付き、讓歩を爲すべき地位に在らざる旨を、外交使節に訓令したりと聲明し、一九〇七年四月、同公は軍備縮少問題を、第二回平和會議の議題に供せむとする英國、米國及西班牙の希望に言及し、獨逸は軍縮問題を討議せざることを、該會議參加の條件とはなさざるも、右問題の討議には參加することを得ず。蓋し第一回平和會議の軍備制限に關する諸決議の精神を具體化し、列國の地理的、經濟的、軍事的及政治的狀態に適合し、此の狀態に關する列國間の差異を除去するが如き、一般的軍備縮少協定の基礎的考案を發見し得ざればなりと述べたることあり。

奧地利洪牙利は、全然獨逸の態度に倣ひ一九〇六年奧地利外相 Graf Goluchowski は英國下院に於ける軍縮協定締結促進運動に言及し、英國の提議は主義上不可なきも實際的解決案を缺如せる空望にして、論議の價値なしと論斷せり。

之より幾一九〇四年セントルイスに會合の萬國議院會議は、第二回平和會議開催の希望を表明し、一八九九年未解決の儘殘されたる諸問題審議の爲め米國大統領ルーズベルトに右會議召集の勞を採らむことを依頼す。大統領は此の要請が、米國政府及國民の要望に合致するの故を以て、之に應じ、國務卿ヘイ (Hay) をして、一九〇四年十月二十一日附廻狀を以て、國際法又は萬國條約の對照たり得べき問題、例へば、中立國の權利義務、海上に於ける私有財産の不可侵、海軍に依る要塞都市及村落の攻撃等の問題を審議する爲め、國際會議の開催を提唱す。茲に注意すべきは、此の廻狀が

特に軍備問題に言及するを避けたること之也。一九〇四年十二月十六日附米國政府第二回廻狀は、英國、獨逸、佛蘭西、伊太利、奧地利、洪牙利、瑞典、西班牙等十五國が米國政府の提議に對し無條件に賛同の意を表し、露國が日露戰爭の故を以て参加を拒絶し、日本が同様の理由を以て會議には参加するも、日露戰爭の遂行に影響する何等の措置に出でざることを要求したる旨を陳述して、各國政府は主義上斯る會議開催を歓迎するものなるも、現下の狀勢は直に其の實現を許さざることを確認したり。

斯て第二回平和會議招集の企圖は、延期せられたるが日露兩國間にポーツマス條約締結後、一九〇五年九月十三日、露國政府は、第二回平和會議招集の意あることを米國政府に告げ其の賛同を得たり。一九〇六年三月十六日附露國の廻狀は、最近數年間の出來事に鑑み、當面の緊急問題のみを議すべきことを提議し軍備制限問題は明瞭に之を拋棄したり即ち右露國廻狀は第二回平和會議の日程を列擧するに當り左の言を爲せり。

“Estimant qu'il n'y a lieu, actuellement que de procéder à l'examen des questions qui s'imposent d'une façon particulière, en tant qu'elles découlent de l'expérience de ces dernières années, sans toucher à celles qui pourraient concerner la limitations des forces navales ou militaires, le gouvernement impérial propose comme programme, etc.”

尙持定の兩三國間の政治關係、現行條約に依り既に解決せられたる事項、及各國政府の同意を経ざる議題を日程に上さざるの留保あることは云ふ迄もなし。

一九〇七年六月十五日、第二回平和會議は一九〇九年第一回平和會議の審議の基礎となる諸原則を敷衍するの使命を帯びて海牙に會合す。(註二) 出席國四十四國を數ふ。

當時世界の平和論者、軍備擴張反對論者の本會議に對する期待は頗る大なるものありて、世界の四隅より、軍備制限

問題に關し妥當なる解決案に到達せむことを要望し、會議を鞭撻する趣旨の請願は頻々として至れり。

然るに既に會議の劈頭に於て、露國全權にして、議長に擧げられたるズ・ネリドウ (de Nelidow) は恆久平和の曙光を見るは、尙之を遼遠の將來に期せざる可からざる所以を述べて、急進的平和論者の幻想を打破し、其の演説の一節に於て次の如く喝破せり。之を第一回會議に於ける露國全權の口吻に比するときは實に隔世の感あり。

Ne soyons pas trop ambitieux, Messieurs, n'oublions pas que nos moyens d'actions sont limités, que les nations sont des êtres vivants tout comme les individus qui les composent, qu'elles ont les mêmes passions, les mêmes aspirations, les mêmes défaillances, les mêmes entraînements; que si, dans la vie quotidienne, les organes judiciaires, malgré la sévérité des sanctions dont ils sont munis, ne parviennent pas à empêcher les querelles, les rixes et les violences entre individus, il en sera de même parmi les nations.”

事情斯の如くなりしを以て、英國全權は軍事制限問題に關し本會議に於て、何等具體的の提案を試むるも到底各國代表の同意を得るの見込なきことを確認し、漸く會議の終期に到り、本會議は軍事費制限に關する前回會議の決議を確認し、且爾來各國軍事費が著しく増加したる事實に鑑み、本問題が舊に比し、更に緊急の度を増したることを認め、列國政府に於て誠意之が攻究を重ねられむことを切望する旨の決議案を提出するに決し、諸國全權、就中佛國及米國全權と内交渉を開きて其同意を取附け、獨逸全權の要求に基き、本問題は舊に比し更に緊急の度を増したることを認め、る文字を削りたる上、此の決議案を本會議に提出したり。

一九〇七年八月十七日、第二回平和會議第四回總會議の席上、英國首席全權 Sir Edward Fry は、軍備制限問題に關し演説をなし(註三) 先づ第一回平和會議に於ける軍事費制限問題の經過を述べムラヴィエフ伯が、一八九九年露國皇帝

の名に於て、諸國政府に送附したる廻狀に於て、各國が軍備擴張に汲々として日も亦足らず、爲に軍事費負擔愈々重く而も各種の文化的施設は棄てて顧みられず、産業の發達は阻碍せられ、爲に國家生活に非常の悪影響を與へ、國民一人當負擔額は殆んど堪へ難き状態に迄達せるの事實を指摘し、今日に於て、此の事態に對する救済策を講ぜざるに於ては、其の慘禍の及ぶ所測知すべからざるものあらんと云へるを引用し、此の至言は、其後の事實に徴し、益々重要な意義を有するに至れりと説き、一八九八年には歐洲諸國合衆國及日本の軍事費總額は、二億五千萬磅なりしが、一九〇六年には右總額は増加して三億二千萬磅に達し、八箇年間に於ける前記諸國の軍事費増加は、實に六千九百萬磅の巨額に上れり。斯の如き莫大なる軍事費の増加が國民經濟に及ぼせる影響如何は茲に牒々するを要せず。故に露國皇帝並に第一回平和會議が表明したる軍備制限の希望を實現することが人道に甚大なる貢獻を爲す所以たることを毫も疑を容れず。然れども此の希望は、果して之を實行し得べきものなりや。英國全權は今の確なる判定を下すことを得ずと雖も、英國政府が誠心誠意軍備の制限を冀ひ、此の高貴なる希望の實行に關し、各國の協力を要望するものなることは之を明言するを憚らずと述べ、更に進んで古代人類は、曾て黄金時代の存在せしことを夢想し、時の古今、國の東西を問はず苟も高遠の理想を有する達識の士は、常に此の黄金世界の再現を翹望し世界平和の確立を望まざるものあらず。而て人類間の相互依頼及連帶の觀念の普及せられたること、今日に若くものなし。吾人が現に参加しつつある第二回平和會議の如きも、將に此の精神を基礎とするものなり。吾人が本會議の散會以前に於て、世界各國政府が、誠心誠意、軍事費の制限を要望するものなることを表明せむと欲するも、亦此の精神に鼓舞せられたるに依る。英國政府は、素より各國政府が、外寇及内憂に對し防禦の爲其の必要と認むる所的手段を執るの權利と義務とを有することを承知す。從て軍事費制限の實を擧げむとするには、各國の自由意思の合致に俟たざるべからざることも、亦之を知悉せりと云ひ、斯るが故に英國政

府は其の全權に命じて「英國政府は、相互主義を條件として、毎年各國に向つて、其の新軍艦建造計畫及之に關する經費所要額を通知すべし。斯の如き報道の交換は各國の一致に依り、初めて實行し得べき軍備制限問題に關し、各國政府の意見交換を容易ならしむべし。英國政府は此の方法に依り、同一希望を有する各國政府間に、軍事費に關する協定を爲し得るに至るべしと信するものなることを宣言せしむ」と述べ、最後に前記各國全權の内諾を得たる決議案を提出したり。

茲に於て、議長は、米國、西班牙、諸國の委員等より右決議案賛成の通告ありたる旨を告げ、佛國首席全權は本案に欣然同意する旨を陳述し、最後に議長は一場の演説を試み、軍備を制限し、軍事費負擔の軽減を圖るは、露國皇帝が曩に平和會議を提唱せられたる重なる動機の一つなりしこと、第一回平和會議の際、本問題に關し議論の沸騰を見たること、竝に其の結果一の希望條項を採擇するに止まりたることを述べ、而も世界の現狀は容易に吾人が希望の貫徹を許さず、歐洲諸國は、種々の事情に制せられ、本問題を顧念するの邊なく、北清事變、南阿戰爭及日露戰爭の如き事變は各國をして軍備増加の必要を感じしむるに至りたりと説き、露國が本問題を議するの期未だ熟せざるに顧み、此の問題を本會議に上程することが各國意見の不一致を曝露するに終るべきを慮れ之を會議の議題中に加へざりしことを述べ、今日の事情に於ては、英國委員の提案を採擇するを以て最も事態に適合すと認むと結論せり。斯て英國側の提案は滿場一致可決したり。(註四)

次に前記以外に軍備制限問題が第二回平和會議の話題に上りたること尙一回あり。即ち一九〇七年七月十五日、第四委員會に於て、英國代表サー・エルネスト・サトウ (Sir Ernest Satow) は、海上捕獲權の問題に關聯して、次の聲明をなせり。

若し軍備制限に至らむが爲意見の交換行はるるに於ては、余の代表する政府は恐らく本問題を再應審査するを辭せざるべし。若し一面、大多數の國家が其の陸海軍の現在軍備を減少するの意嚮を有し、他面は海戰に於て、私有財産の不可侵を約する條約の締結が、右意見の交換を容易ならしめ又其の失敗を阻止する事明瞭なるに於ては、英國皇帝陛下の政府は斯の如き變革（私有財産の不可侵を約する條約の締結）より結果する慶福は此の變革に對し主義上提起せらるべき反對を顧慮せしむるに足らざることを認容すべきを疑はず。

此の機會に於て米國の傳統的政策たる海洋自由に關し一言せむに、一八五六年巴里宣言は私船に依る拿捕を禁止し、中立船舶に搭載せる中立國貨物は、戰時禁制品を除くの外、之を拿獲すべからざることを規定す。而て米國政府は右宣言を以て未だ不満足なりとなし、之に調印せざりき。第二回海牙會議に於て、米國は敵貨たると中立貨たるとを問はず一般に私有財産の不可侵を容認せむことを要求し次の決議案を提出したり。

締約國民の私有財産は、戰時禁制品を除くの外、締約國の軍艦、武裝せる商船又は陸軍に依り海上に於て、捕獲せらるることなかるべし。然れども、此の規定は、締約國の海軍に依り封鎖せられたる港に潛入せむとしたる船舶又は之に搭載せられたる貨物の不可侵を意味するものにあらず。

之に對し、英國側は從來の政策を約變し、戰時禁制品の主義を全然拋擲せんとし、次の提議を試みたり。

戰時中立國の通商が遭遇しつつある困難に鑑み、英國皇帝陛下の政府は、之が爲條約に署名すべき締約國間に於ける戰爭の場合に於て、戰時禁制品の主義を拋棄するの用意あり。臨檢捜査の權は、商船の敵性を確知する目的を以てする場合に限り行使せらるべきものとす。

然るに英國の提議は獨逸、佛蘭西、米國、モンテネグロ及露國の賛成ありたるに拘はらず、二十六箇國の反對に依り

否決せられ、其の際、パナマ、羅馬尼亞及土耳其は棄權したり。尙米國の提議はコロムビア、西班牙、英國、日本、メキシコ、モンテネグロ、パナマ、葡萄牙、露國及サルヴァドルの賛成ありたるに拘はらず二十一箇國の反對に依り同様否決せられたり。

爾來英國政府は其の態度を改め、同國海軍當局者は戰時禁制品の廢止、海上捕獲權の否認を以て同國の敵國港灣封鎖てふ作戦上の武器を拋棄することを意味すとなし、之に反對しつつありて、米國大統領ウィルソンの提唱したる海洋の自由にも亦反對を表明し、同大統領は國際聯盟成立の結果大體中立國は存在せざることとなり、爲に戰時禁制品問題は頗る其の意義を失ふべしとなして敢て争はず、所謂海洋自由問題は巴里平和會議に於て何等の新たな解決案を發見せざりき。

第三に一九〇七年七月五日第二委員會第二分科會に於て、戰爭開始の問題審議の際露國委員 Michelson 大佐より軍備縮少又は制限問題に極めて間接に關聯する一議案の提出せらるるを見たり。同大佐は國交の斷絶と、戰爭の開始との間に、相當長き期間を存せむことを提言し、斯の如くするとき、各國に一旦緩急の際、動員に必要な充分の期間を與へ、各國をして、其の政情より見て、絶対に必要な平時兵力を維持するに止めしめ、以て武裝的平和の弊害を除去し、軍事費の節約を實現し得べく、且當事國又は第三國に紛争平和的處理の機會を與ふるの利益あり。然れども今日の民族的良心は充分の猶豫期間を認容するの域に達せざるを以て、暫く和蘭代表の提案の如く、二十四時間の猶豫期間を以て、満足せざる可からずと陳述したり。（註五）本提議は格別世人の注意を惹かざりしと雖も、想ふに實際的價值ある提言と云ふべく、恐らく聯盟規約第十二條第一項に定むる三月の期間は、這般の動議と同一の精神より出でたるものなるべし。

第四に、一九〇七年八月七日第一委員會分科會に於て、白耳義委員は、輕氣球上より投射物及爆裂物を投下することの禁止に關する一八九九年の宣言を更新せむことを提議し、伊國委員は、右宣言の效力を五年に限らず、之を永久的ならしめむことを提議す。當時に在りては、第一回海牙會議當時と異なり、既に獨逸及佛國に於て、略航空船の完成を見るに至りしが故に、列國代表は伊國委員の提議には耳を傾けむとせず。特に佛國委員は無防禦の都市村落の攻撃禁止の爲には陸戰の法規慣例に關する條約第二十五條及第二十七條を以て足れりと云ふべく、航空機の進歩は頗る迅速にして、其の將來を窺知し得ざるが故に、現在に於て確信を以て遠き將來を律するが如き法規を制定する能はず、戰爭の人道的性質を害せずして、而も有效なる害敵手段の發明を、今より禁止するは、不可なりと説き、結局白耳義委員の提案は總會議に於て英國委員サー・エドワード・フリス(Sir Edward Fyfe)の提議に基き“for a term of five years”を“until the meeting of the third peace conference.”と、修正したる上、次の形式に於て採擇せられたり。

締盟國は輕氣球上より又は之に類似したる新なる他の方法に依り、投射物及爆裂物を投下することを第三回平和會議終了に至る迄の期間禁止することを約す。

締盟國中の二國又は數國の間に戰を開きたる場合に限り、締盟國は本宣言を遵守するの義務あるものとす。

前項の義務は、締盟國間の戰鬪に於て、一の非締盟國が交戰國の一方に加はりたる時より、消滅するものとす。

(註六)

最後に海牙會議は、第一回會議及第二回會議共、露國に依りて招請せられ、其の結果、露國は常に會議に於て、指導的地位に立ち、議事日程の原案を作成し、議長の地位を獨占したり。斯の如き事態は、列國代表をして、露國が會議の主宰者たることに對し、面白からざる感情を抱かしむるに至り、茲に平和會議の開催期を一定に置き、特殊國の提議を

待たず、自働的に會合することとなさむとするの説、英、米、その他、諸國の委員より出で、結局第二回平和會議は、第三回平和會議の開催に關し、次の決議案を採擇したり。

本會議は前回の會議より、本會議に至る迄に、經過したると同様の期間に於て、列國間の合意を以て定むべき期日に、第三回平和會議を開催せむことを、列國に慫慂し、且其の議事をして、必要な威信と、速度とを以て進行せしめむが爲め、豫め充分なる期間、右第三回會議の事業に對し準備するの必要あることに付、列國の注意を喚起す。

本會議は右の目的を達する爲め、列國政府に於て、會議開催の豫定期より約二年前に、準備委員會を設けて、會議に附議すべき、各國の提議を蒐集し、次回會議に於て國際規定と爲し得べき事項を攻究し、且各國が精細の研究を爲し得る爲、速に諸國政府に於て決定すべき議事日程を、準備せしむるを極めて望ましきことと思惟す。右委員會は尙會議の組織及手續に關する規程案を提議すべきものとす。(註七)

註一 Dr. Hans Wehberg: The Limitation of Armaments, pp. 29-30

註二 Acte final du 18 Octobre, 1907.

註三 Deuxième Conférence Internationale de la Paix, Protocoles, Tome I, p. 92.

註四 Protocoles, I, pp. 90-95.

註五 Ibid., III, p. 167.

註六 Scott: Proceedings of the Hague Conferences, Conference of 1907, Vol. I, pp. 89-93, 110. Ibid., III, pp. 27-28, 145-147.

註七 本文に述べたる所の外、第二回平和會議は尙次の問題を審議し一つの最終議定書、十四の條約及一つの宣言書及五つの希望條項を採擇したり(Protocoles, Tome I, p. 17-33.)

- 國際紛争平和的處理條約の改正特に義務的仲裁裁判に關する件
- 仲裁司法裁判所設置に關する件
- 國際捕獲審檢所設置に關する件
- 債務償却強要の爲にする兵力使用の制限に關する件
- (以上第一委員會付託)
- 陸戦の法規慣例修正の件、特に交戰國版圖内に於ける中立人に關する件
- 戰闘開始に關する件
- 一八九九年の三宣言、特に輕氣球等より投射物爆裂物を投下するを禁止する宣言に關する件
- 陸戦の場合に於ける中立國の權利義務に關する件
- (以上第二委員會付託)
- 海軍力を以てする砲撃に關する件
- 自働觸發水雷の敷設に關する件
- 海戦の場合に於ける中立國の權利義務に關する件
- 一九〇六年改訂の一八六四年ジュネーブ條約の原則を海戦に適用することに關する一八九九年の條約改正に關する件
- (以上第三委員會付託)
- 商船を軍艦に變更するの件
- 海戦の場合に於ける私有財産捕獲免除に關する件
- 開戦の際に於ける敵の商船取扱に關する件(恩惠期間)
- 戰時禁制品に關する件

- 封鎖に關する件
- 中立捕獲船の破壊に關する件
- 海戦に適用すべき陸戦法規に關する件
- 戰時海上に於ける郵便信書に關する件
- 拿捕敵船の乗組員に關する件
- 漁船其他或種船舶の捕獲免除に關する件(以上第四委員會付託)(第二回萬國平和會議最終決議書 松原一雄纂輯國際條約集第二編五六—五九頁)

第三節 軍備制限に關する特殊協定

第一款 海軍制限に關する智利及亞爾然丁間の條約

第二十世紀の初年、智利の人口三百十萬人に對し、亞爾然丁の夫は五百六十八萬人を算し、前者の面積七十七萬平方基米突に對し、後者の夫は二百九十五萬平方基米突に上り、國家構成の主要素に於て後者は遙に前者を凌駕せるに拘はらず智利の經濟的發達は誠に見るべきものありて、大體其の勢力相伯仲し、共に南米大陸に雄飛し、造艦競争に於て海上覇權を争ひたり。加之、兩國間には、過去半世紀に亘る國境劃定に關する紛争ありて相軋轢し、爲に兩國の政治的關係緊張し、海軍軍備は益々擴張せられ、財政は窮乏し、兩國間の平和之が爲に危殆に瀕せしこと一再に止まらず。此の秋に當り、各種の協會及宗教家は、兩國政府に訴へて、平和的解決を要望し、英國政府は周旋の勞を執り、漸く一九〇二年五月二十八日及一九〇三年一月九日の智利亞爾然丁海軍軍備制限に關する締結を見るに至れり。

因に兩國は之と前後して、仲裁裁判條約を締結し、此の條約に基きて、英國皇帝陛下を兩國間國境問題に關する仲裁裁判官に指名し、英國皇帝は一九〇二年十一月二十五日裁決を下し、兩國間に蟠まれる國境爭議を終局的に解決したり。一九〇二年五月二十八日、智利國及亞爾然丁間に締結せられたる、海軍制限に關する條約の全文を掲記すれば次の如し。

前文、亞爾然丁國特命全權公使 Don José Antonio Terry 及外務大臣 Don José Francisco Vergara Donoso は智利國外務省に會合し、兩共和國の海軍軍備制限 (La limitation des Armements Maritimes) に關し成立したる種々の取極を、次の條約中に包含せしむるに決したり。右取極は亞爾然丁國に於ては、其の特命全權公使 Sir W. A. C. Barrington 及智利國に於ては其の特命全權公使 Mr. Gerard Lowthian に依り代表せられたる英國皇帝陛下の政府の發議及周旋に依り締結せられたるものなり。

第一條、亞爾然丁國政府及智利國政府は、兩國に於ける不安又は激昂の一切の原因を除去するの目的を以て、其建造中の軍艦を取得すること及將來新たなる取得を爲すことを斷念す、尙兩國政府は其の艦隊の間に合理的均勢 (Equilibre raisonnable) を得せしむべき旨の了解に従ひて各其の艦隊を縮少 (réduire) することを約す。此の縮少は本條約の批准交換の日より一年以内に實行せらるべし。

第二條、兩國政府は五年間、豫告を與へずして其の海軍軍備を増加せざることを約す。軍備増加の企圖を有する一方は、他方に十八ヶ月以前に其の旨を通知すべし。沿岸及港灣の防備に要する一切の軍備は此の協定より除外せられ、且専ら沿岸及港灣防禦に用ひらるべき艦船例へば潜水艦の如きは、之を取得し得るものと了解す。

第三條、兩締約國は、本條約に基き、處分すべき軍艦を兩國の孰れかの一方と繫争問題を有する國に、讓渡すること

を得ず。

第四條、履行中の契約の讓渡を容易ならしむる爲、兩國政府は建造中の軍艦の引渡期限を二ヶ月間延期することを約す。之が爲、兩國政府は本條約署名後迄に必要な訓令を發すべし。

第五條、本條約の批准は、六十日以内に、成るべく速に交換せらるることを要す。交換はサンチャゴ市に於て之を行ふ。

一九〇三年一月九日附亞爾然丁及智利海軍制限に關する條約の議定書の全文を掲記すれば次の如し。

外務大臣 Tr. Luis M. Drago 及智利國特命全權公使 Don Carlos Concha は兩國政府が、一九〇二年五月二十八日署名の海軍軍備に關する條約、智利國外務大臣と亞爾然丁國特命全權公使との間に交換せられたる同日附公文及本件に關し一九〇二年七月十日署名せられたる議定書に従ひ、兩國が、其の艦隊の間に設くることに決したる合理的均勢を實現するの目的を以て、一九〇三年一月九日ベノスアイレス外務省に會合し、而て良好妥當の全權委任狀を交換したる上次の協約を議定したり。

第一條、亞爾然丁共和國及智利共和國は、一九〇二年五月二十八日の條約第一條第一項及第三項の規定に従ひ、目下建造中の軍艦を、前者の場合に在りては、伊太利アンサンド造船所に於て、後者の場合に在りては、英國ヴィカー會社及アームストロング會社造船所に於て、成るべく速に賣却すべし。原因の如何を問はず、賣却を直に完了すること能はざるときは、締約國は、右軍艦建造を續行し、之を完成することを得。但し如何なる場合に於ても、右軍艦は兩國の艦隊に之を編入することを得ず。前記條約第二條に依り海軍軍備の増加に必要なる十八月の豫告を爲したるときと雖も亦同じ。

第二條、兩締約國は目下建造中の軍艦を一九〇二年五月二十八日の條約に依り、仲裁裁判官と指定せられたる、英國皇帝陛下に直に委附し、軍艦の賣却あり、又は爾後の協定に依り兩國が共同要求を爲したる場合を除く外、軍艦を現在の位置より、動かすべからざる旨を、約定したることを之に通告すべきことを約す。

第三條、兩締約國は、造船業者に兩國政府の合意に依り、軍艦が一九〇二年五月二十八日の條約所定の仲裁裁判者に委附せられたること、及仲裁者の明示の命令なくして、軍艦を孰れの國又は孰れの個人に對しても、引渡す可からざること直に通告すべし。

第四條、兩國艦隊の間に合理的均勢を設定する爲、智利共和國は戰艦 *Capitan Prat* 號の武装を解除し、亞爾然丁共和國は戰艦 *Caribaldi* 號及 *Pueyrredon* 號の武装を解除すべし。

第五條、前條に従ひ、軍艦の武装解除せられたりと看做す爲には、除去し得ざる材料の保存に従事する爲め必要なる乗組員のみを残留せしめて、之を船渠又は港に繋留し、且次の物品を陸揚することを要す。

一切の石炭

一切の火藥及彈丸

小口徑砲

水雷發射管及水雷

雷氣探照燈

端艇

一切の貯藏品

軍艦は之が保存の爲、甲板上に、屋根を設くることを得。

第六條、兩國政府が、武装を解除することに協定したる第四條に定むる軍艦は、此の状態に置かれ、爾後の協定ありたる場合又は其の讓渡ありたる場合を除く外、武装を施さむとする一國の政府が他國の政府に十八月の豫告を與ふるにあらざれば再び武装を施すことを得ず。

第七條、兩國政府は、一九〇二年五月二十八日の條約に依り、指名せられたる仲裁裁判官に、海軍軍備問題に關し、起ることあるべき紛議を、解決する目的を以て、本協定より結果する義務を、受諾せむことを求むべく、之が爲め本協約の認證謄本を右仲裁裁判官に送附することを要す。

右證據として兩國全權は本書一通に記名調印す。(註一)本取極に關し *Estounnells de Constant* は佛國上院に於て其の非常に重要な意義を有するものなることを聲明したるが、之に反しトアネ (*Toinet*)は(註二)其の著 *La Limitation conventionnelle des Amennens* に於て、右取極が實際的價値を有するものなることを否認し、*Picard*は(註三)若し本條約に基ける建造中の軍艦の抛棄及軍備縮少が、確定且終局的のものならむには、其の意義相當重要なべきも、條約の効力は、種々の留保に依りて制限せらる。即ち、建造中の軍艦が賣却せられざる場合には、特に武装を解除したる三隻の舊艦の場合と同様、特殊の取極を爲すことに依りて、建造中の軍艦を再び軍用に供することを得べく、本條約は其の内容美なるも一旦緩急の際、約定履行の保障なしと述べたり。

*Robert Coulet*は(註四)其の著 *La Limitation des Amennens* に於て、亞爾然丁及智利間の第一條約は、海軍軍備の不増加を約し、第二條約は眞の縮少を約し、*véritable déarmement partiel* を實現し、第一回平和會議に於ける露國提案及第二回平和會議中一九〇七年八月十七日英國委員 *Edward Fry* が抱懷したる主義を具體化したるものとして、之に

重大の意義あることを認め、條約實施監督機關の缺如せることを擧げて、第二條約第七條の不充分なることを説き、最後に、亞爾然丁の一九〇三年軍事豫算は、一千八百六十萬一千ピアストルなりしに、一九〇四年には一千四百九十九萬ピアストルに減少し、智利の一九〇四年軍事豫算は、前年に比し、六百六萬九千五百六十六ピアストルを減少したることを指摘せり。尙ハンス・ウェーベルグ (Hans Wehberg) 氏は本條約が、兩當事國に依りて嚴守せられたることは、特筆に値すと云ひ、且此の兩締約國に依り實行せられたる軍備縮少と同時に、他の南米諸國に於ても軍備縮少の實行せられたることを指摘す。(註五) 然れども、事實上の兩國は一九〇四年以降海軍擴張に銳意したる伯刺西爾の能度に鑑み、一九〇七年條約の存続期間満了の際、本條約の更新を見合せたり。而てフリード (Fried) は本條約が效力を失ひたる時、兩國政府が、再び軍備擴張に従事したることを指摘せり。

註一 Hans Wehberg: The Limitation of Armaments, pp. 23-25.

註二 La Limitation conventionnelle des Armements, pp. 86-90.

註三 Picard: La Question de la Limitation des Armements de nos jours, p. 163.

註四 Robert Coulet: La Limitation des Armements, pp. 184-200.

註五 Hans Wehberg: The Limitation of Armaments, p. 25.

第二款 中立地帯の設定又は築城禁止に關する特殊條約

一九〇五年、瑞典と諾威との分立問題解決を告げ、諾威が完全なる獨立を恢復したる當時、兩國は共に相當の軍備を有し、交渉案件の進展如何に依りては、如何なる重大事件を惹起すべきや、容易に逆睹し得ざるものありき。然るに幸にも、瑞典側の交壤妥協の精神に依り和平解決に到達し、一九〇五年十月二十六日附、兩國間の平和關係を規定す

る諸種の條約の成立を見たり。即ち兩國は仲裁に依る紛争解決に關する條約 (Convention concernant le règlement des différends par arbitrage) に依り、獨立保全及緊切利益に關せざる一切の紛争を、常設の仲裁裁判所に付託し中立地帯の設定及要塞撤去に關する條約 (Convention relative à l'établissement d'une zone neutre, à la mise hors d'état de servir de fortifications, etc.) を締結し、以て永久中立地帯を兩國間に設定したり。(註一)

此の條約は九箇條より成り其の大要次の如し。

第一條、第一項、兩國間に於ける平和關係を確保する爲、共通國境の兩側に、永久中立の利益を享受すべき、中立地帯を設定すべし。

第一條、第二項乃至第五項、中立地帯に入るべき地域を劃定す。

第一條、第六項、右地帯の中立は絶対たるべし。故に、此の地帯内に於て、軍事行動を執り、之を防禦地點又は作戰根據地に使用し、且陸軍兵力を駐屯せしめ、(第六條の場合を除く) 又は集中することを得ず。但し公安維持又は災厄救助の爲、必要なる兵力を入るることは此の限にあらず。若し締約國の何れかの一方が、其の中立地帯の一部を貫き、經度線に大體並行して走る鐵道を有し、又は將來之を建設する場合に於ては、本條の規定は此の鐵道を臨時軍事輸送に使用することを妨ぐるものにあらず。猶本條の規定は、當事國の一方の中立地帯内に居住し此の國の陸海軍に屬す兵員が、遲滞なく中立地帯外に輸送せらるゝため、茲に集合することを妨げず。中立地帯に於て、要塞、軍港、陸海軍用糧秣廠を維持し又は將來之を設置することを得ず。

然れども、本條の規定は、兩國が共同の敵に對抗する戰爭に於て相互に援助を供する場合に之を適用せず。當事國の何れかの一方が、第三國と交戦する場合に於ては、各當事國に屬する中立地帯に關する限り、本條の規定は該交戦國を

拘束せず。又其中立尊重確保の手段に關する限り他の締約國を拘束せず。

第二條、第三條及第四條、中立地帯内に現存する要塞の撤去の態様、程度及期限を定む。

第五條は各當事國が任命する第三國將校各一名及右二名の將校又は瑞西國大統領が任命する第三國將校一名、都合三名の委員より成れる委員會を以て要塞撤去を確認せしむべきことを定む。

第六條、Fredriksten 要塞の將來に於ける使用の程度及方法を定め、

第七條、Kongsvinger 諸要塞及附近一帯の現状維持及守備隊不増加に付規定す。

第八條、本條約の解釋及適用に關し、紛争起りたる場合には三名の裁判官より成る仲裁裁判に付託すべき旨を規定す。

第九條、本條約の効力發生時期及廢棄手續を定む。

一九二六年六月、サンサルバドル及ホンチユラス兩國は、米國政府の周旋に依り、平和條約を締結して、平和状態の克復を宣言し、一定期間内に、各其の軍隊を集中し、平時に於ける守備隊及警察隊を除く外、之を復員すべきことを約したり。本條約は、所謂復員協定に過ぎざるも、條約不履行に關する糾弾又は新たな紛争は、之を米國大統領及墨西哥大統領の仲裁裁判に付託すべきことを規定せる點に於て、注目の價值ありとす。(註二)

一九一三年三月、奧地利洪牙利及露國間に成立したる取極は、之等兩國間に存続したる、緊張せる状態を緩和する目的を以て、兩國がガリシアの國境に駐屯せしめたる諸部隊の人員を、露國中隊の平時兵員數百五十人に減少すべきことを約定したり。本協定實施以前に於ては露國中隊人員は二百人に上り、奧地利洪牙利の夫は百八十人に上りたりき。尙第一巴爾幹戰爭終局後、塞耳比亞、希臘及勃爾牙利三國は、土耳其より得べき利益の分配に關し、相争ひ、國交緊張し

軍隊の動員を見たり。露國政府は時局の平和的解決の爲に斡旋し、三國が同時に軍隊を復員せしむることを提議し、塞耳比亞と勃爾牙利とは共に此の提議を容るる旨を言明したるが、間もなく第二巴爾幹戰爭勃發して露國使臣の努力は悉く水泡に歸したり。

一九一三年四月七日、合衆國とサンサルバドルとの間に締結せられたる平和條約第四條は、所謂ブライアン平和條項として知らる。該條に従へば、兩國は、紛争を審査すべき國際委員會が、調査報告を作成して提出するに至る迄、陸軍及海軍を動員せざるの義務を負ふ。但し第三國の干渉が動員を余儀なくする場合は此の限にあらず。此の後の場合に在りては、脅威を受けたる當事國は、他の當事國に事實を内報して動員を行はざるの義務を免るることを得るものとす。

(註三)

世界大戰前に於て締結せられたる條約にして、築城の制限を約するものあり。英國、佛國及西班牙は一九〇四年四月八日及十月三日の條約並一九一二年十一月二十七日の條約に依り、ジブラルタル海峡に添へるモロッコ海岸に、築城せざることを約し、佛獨兩國は、阿弗利加に於ける領地に關する一九一一年十一月四日の條約に依り、築城を爲さざるの義務を負ひ、一九〇一年、北清事變後、締結せられたる聯盟公署第八條に依り、支那は北京より海岸に至る自由交通を妨ぐべき處ある諸地點及太沽に於ける築城を破壊し、且公使館區域及天津北京間の要衝に外國軍隊の駐屯することを容認したり。一九〇五年ポーツマス條約第九條に依り、露國は樺太の南部を日本に割讓し、新たに境界線を劃定したるが兩國は該條に依り、各其の領土及之に附屬せる島嶼に於て、築城其他之に類似する軍事的設備を爲さざるの義務を負ひ、且ラペルーズ及タリター海峽の自由航海を妨ぐべき軍事的施設をなさざることを約したり。(註四)

註一 Recueil des Traites de la Norvège, pp. 615-622

註一 Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen, p. 287.

註三 Ibid, pp. 290-291.

註四 G. Hosono: International Disarmament, Part I, Chapter II, III, IV.

細野軍治著 軍備縮少の過去及現在 第二章

第四節 海軍制限に關する英獨交渉

第十九世紀の後半に於ける、英國の二國標準海軍政策は佛國及露國を對象とし、一八九〇年英國の既成艦及未成艦合計噸數四十九萬噸に對し、佛國の夫は二十九萬噸、露國の夫は各七萬噸内外に過ぎず。一九〇四年に於ても、英國の海軍が八十九萬噸に對し、佛露兩國の合計海軍力は六十三萬噸に過ぎずして、從來の意義に於ける二國標準は尙完全に維持せられたり。

獨逸帝國成立後の同國海軍は佛露の夫に比し更に劣勢にして一八九七年ホルマン (Hollmann) 提督の海軍卿辭任當時に於ては、在役戰艦僅に八隻、而て其の最大なるものも單艦噸數九千八百七十四噸に過ぎず、此の外老朽戰艦六隻及裝甲巡洋艦十九隻を存したるのみにして、獨逸海軍は將に瀕死の状態に在りき。然るに同年チルビッツ提督ホルマン提督の後を襲ふて海軍卿となり、同年四月四日、獨逸皇帝は、其のケルンに於て爲したる演説に於て、三又の戟を持てる海神ネプチュンは吾人が今より着手せむとする事業の標徴にして、吾人は此の戟を吾人の掌中に握らざるべからずと述べ、一八九八年四月同國政府は海軍の近年特に劣勢となること、植民地及通商の保護に海軍の必要なることを理由として六年間に(イ)現役艦旗艦一隻、戰艦八艦二隊(十六隻)、海防艦四艦二隊(八隻)、大型巡洋艦六隻、小型巡洋艦十六隻

(以上は本國に在る主力艦及其の補助艦とす)大型巡洋艦三隻及小型巡洋艦四隻を建造する海軍法案を帝國議會に提出し、其の協賛を得たり。而て當時定められたる代換年齢は戰艦二十五年、大型巡洋艦二十年、小型巡洋艦十五年なりき。然るに獨逸政府は一九〇〇年六月再び海軍法案を議會に提出し、世界最強の海軍國と雖も獨逸を攻撃するの危険なるを感ぜしむる底の艦隊を建造せむが爲め既定計畫を擴張し、本國に在る艦隊は旗艦二隻、戰艦八艦四隊(三十二隻)偵察用大型巡洋艦八隻及偵察用小型巡洋艦二十四隻を以て之を組織し、海外派遣艦隊は、大型巡洋艦三隻及小型巡洋艦十隻を以て之を組織し、豫備艦隊は、戰艦四隻、大型巡洋艦三隻及小型巡洋艦四隻を以て之を組織すると同時に、艦型及砲の威力を増大し、十七年間を期して、大洋に於て世界最強の艦隊と角逐して遜色なき艦隊を建造せむことを提案し、帝國議會は此の案に對し承認を與へたり。一九〇六年五月の海軍改正法は、更に前記の計畫に海外派遣艦として、大型巡洋艦五隻、豫備艦として、同一隻を追加し、一九〇八年の四月改正法は代換戰艦の年齢を二十五年より二十年に低下し一九一二年六月の改正法は、更に既定計畫を擴張して、旗艦一隻、戰艦八艦五隊(四十隻)、大型巡洋艦十二隻及小型巡洋艦三十隻を以て本國艦隊を組織し、大型巡洋艦八隻、小型巡洋艦十隻を以て海外派遣艦隊を組織することとし、且毎年六隻總計七十二隻の潜水艦を建造することとなせり。

海上覇權の動搖を認容すること能はざる英國は、此の如き獨逸の海軍擴張に對し、拱手傍觀の態度を持つること能はず彼の國の政治家は、獨逸の海軍擴張を以て、通商及植民地保護以外に何等他意なきものと認容する程好々爺にあらず。如何なる深憂を抱いて英國政府が獨逸の海軍擴張を凝視したるかは、請ふ之を一九一二年六月十一日英帝國國防委員會に於て爲したる海軍卿チャーチル氏の説明に徴せ。

The whole character of the German fleet shows that it is designed for aggressive and offensive action of the largest

Possible character in the North Sea or the North Atlantic-Ocean, according to the memorandum accompanying their first Bill, against the strongest naval Power at some moment when that Power will not be able, owing to some duty which it may have to discharge to its colonies or to some other part of the Empire, to keep all its forces concentrated to meet the blow. The structure of the German battleships shows clearly that they are intended for attack and for fleet action. They are not a cruiser fleet designed to protect colonies and commerce all over the world. They have been preparing for years, and are continuing to prepare, on an ever larger scale a fleet which, from its structure and character, can be proved by naval experts to have the central and supreme object of drawing out line of battle for a great trial of strength in the North Sea or in the ocean.

斯るが故に英國は、獨逸の海軍擴張に對抗するの必要上、其の造艦計畫を擴張し、一九二〇年、戰艦七十九隻、合計噸數百二十五萬噸、巡洋艦百十一隻、合計噸數百六十六萬六千噸、其の他の補助艦艇を保有するの計畫を立て、努級戰艦の建造に着手し、且東洋艦隊及地中海艦隊を北海に集中したり。(註一)

然れども、英國政府は、第一回海牙平和會議以前、既にゴッシェン卿の口を通じて、他國政府と軍備制限に關する協定を締結し得るに於ては、造艦計畫を變更するの用意ある旨を聲明し、爾來同政府は機會ある毎に、議會に於て此の聲明を反覆し、一九〇三年チャムバレン氏は、議會に於て、前記ゴッシェン卿の聲明を裏書し、一九〇六年七月英國政府は戰艦建造計畫の二割五分、驅逐艦建造計畫の六割、潜水艦建造計畫の三割三分を削減するの意思ある旨を聲明し、一九〇七年二月、宰相サー・ヘンリー・キャムベル・パンナーマンは、雜誌に寄書して、英國の海軍力は一般に防禦用と認められつゝあることを指摘し、他國にして同一の政策を採用するに於ては、一層海軍力を減少すべきことを宣言し、且

本問題を第二回海牙會議の日程に上さむことを要望したり。

第二回平和會議に際しては、英國政府は軍備制限問題を其の日程に上さむことを主張し、同會議の席上、英國代表は造艦計畫及建造費に關する報道交換を約する趣旨の取極を結ばむことを提議し、第二回海牙平和會議後、英國下院に於て、自由黨又は労働黨より、屢次軍縮協定締結に關する建議案提出せられ、其の都度、首相アスキス、外相グレイ氏、陸相ハルデン卿等は、英國政府が常に軍縮協定締結の用意ある旨を反復聲明し、獨逸側より具體的協定案を提出することを要望する旨の暗示を與へ、大體、グレイ氏の所謂間接諷示の方法 (Method of indirect suggestion) に依り、海軍制限問題に關し妥協の色なき獨逸と交渉を試みたり。(註二)

前述の英國の態度に反し、第二回平和會議直後、獨逸帝國宰相ビュロー公は帝國議會に於て、社會黨の質問に對する答辯中、吾人は吾人の態度を變更すべき何等の理由を發見せずと云ひ、一九〇八年十二月十日再び帝國議會に於て爲したる答辯中、國際協定に依る軍備制限は、誠に希望すべきことなるも、本問題解決の爲遭遇すべき技術上の困難大なるが故に、果して其の實現を期し得べきや、頗る疑はしく、寧ろ論議の徒勞に歸すべきを思はしむと述べたり。後一九〇九年五月十八日陸軍大臣フォン・アイネム (Von Einem) は獨逸帝國にして、若し英佛兩國と協調の關係を結び得るに於ては、軍備の縮少を企圖し得ざるにしもあらずと述べたることあり。されど根元して、獨逸政府は、英獨海軍制限協定に關する交渉の前後を通じ、一面、該制限協定の原案は、其の發議者たる英國政府に於て之を作成し、獨逸政府は欣然之を審査するの用意あるも、未だ何等の確なる提案に接せず、斯の如きは蓋し具體的提案作成の困難到底打克ち難きものあるに由ると云ひ、他面、軍備制限協定成立の前提條件として、一の政治的了解、即ち歐洲大陸戰爭に於ける英國の中立維持に關する約定を取付けむとするの態度に出でたり。斯の如き雰圍氣中に在りて、悉く徒勞に歸すべかり

し海軍制限に關する英獨交渉は、議會に於ける聲明並に非公式間接及直接交渉の方法に依り、反復せられたり。以下吾人は其の顯著なる事蹟に付簡単に記述せむと欲す。

(一)情報交換 (exchange of information) に關するグレー氏の提議

英國外相グレー氏は一九〇九年三月二十九日下院に於て爲したる演説に於て海軍の英國に於けるは、陸軍の獨逸に於けるが如しと云ひ、絶對優越權維持の必要ある英國海軍力は獨逸の夫に關係すと斷じ、海軍豫算制限又は縮少の方法に依るか、然らざれば海軍豫算及建造計畫に關する情報交換の方法に依り英獨兩國間に海軍力に關する協定を結び、以て兩國間に於ける猜疑の萌芽を根絶せむことを要望し、後一九一一年三月十三日英國下院に於て再び次の聲明を爲したり。

余は大使館附海軍武官を介して、英、獨兩國間に海軍力に關する隔意なき情報の交換を行ふことが、不測の事變の勃發に對する保障を構成すとの意見を抱懐す。斯の如くするときには、利害關係國をして、他國が暗中飛躍に依り機先を制せむとするが如きことなかるべきを識認せしめ、延て平和維持に好影響を齎らすならむ。加之、獨逸海軍豫算法に抵觸せずして、同國海軍費の支出を遅緩ならしめ、又は現在に於ける獨逸の造艦計畫を擴大することなかるべき旨の約定を、取付け得るの望なきにあらず云々。

越えて同月三十日、獨逸社會黨は同黨が一九〇九年三月二十九日爲したる提議を繰返し、國際協定に依り、海上捕獲權を否認すると同時に、海軍軍備制限に關する協定の締結を要望する趣旨の決議案を帝國議會に提出し、Volksparteiは之に反し、他國より同時且同比率の軍事費縮少を結果すべき取極締結の交渉あるに於ては、之に應ずるの用意ある旨を聲明する趣旨の決議案を提出し、結局後者の決議案の可決を見たるが、本件討議の際の宰相ベートマンホルウエヒは、國際協定を以て、英國の海上優越權を確認するの不合理なることを説き、軍備制限が國家間に順位を設くる事、軍備制

限條約の履行監視の困難なること、一國の國際的地位は、其全國力に應じて決定せられざるべからざること、人類が人類として、國家が國家として存立する限り、軍備制限の實行不可能なることを指摘したる後、英國外相の海軍事情報交換の提議に論及し、此の種情報交換に依り英獨兩國は互に他國の狀況を知悉し第三國も亦英獨の關係を了解し、斯の如くにして一般平和の促進を目ざし得べし。但し獨逸の造艦計畫は、當初より公表せられつつあるに鑑み、獨逸は欣然英國外相の提議に應じ得べしと説きたり。

斯の如くにして、情報交換に關する限り、英獨兩國間に意見の一致ありたるに拘はらず、右一致は議會に於ける聲明にすぎず。加之情報交換は要するに既知の事實に關係し、軍備制限協定締結に至る過程又は右協定實行の手段としては有意義なるべきも、情報交換のみを以てしては、何等の効果を收むること能はず。故にグレー氏も其の演説中情報交換より始めて海軍制限協定に到達せむことを期待せる次第なり。茲に於て前述の如く、情報交換に關する限り英獨兩國間に主義上意見の一致ありたるも、何等具體的取極の成立を見るに至らざりき。(註三)

(二)非公式交渉、特にハルデーの使命

一九〇六年ハルデー卿は、既に海軍協定締結の爲、獨逸に派遣せられたることあり。同年及一九〇八年英帝エドワード第七世は Lord Hartinge を伴ひ、前後二回伯林を訪問し、英獨海軍制限に關し提議する所ありたるも、常に獨逸皇帝の拒絶する所となれり。一九〇八年英國藏相ロイド・ジョーヂ氏は、獨逸旅行中、チルビッツ提督に向つて、三對二の比率を以て、海軍制限協定を結ばむことを提言し、其の賛同を得たるも、何等の結果を齎らさずして止めり。蓋し英國側に於て、三對二の比率に同意することに難色ありしに因るならむか。

ドワード第七世に親近せる Sir Ernest Cassel は一九〇八年以降ウイヘルム第二世の信頼を得たる Albert Ballin

と交友し、竊に何等かの政治的的了解を條件として、英獨海軍協定の成立を僥倖せむと欲し、斡旋頗る努め屢々英國側の密使として暗中飛躍したり。

一九一二年一月英國政府はチャーチル氏の提議に基き Sir Lingsua Casel を伯林に送り、英國の海上覇權を承認すること、獨逸海軍建造計畫を擴張せざること、右計畫を能ふ限り減少すること、英國として獨逸の植民地獲得を妨げざること、英獨兩國は互に他方に對する侵略政策又は同盟に加擔せざる旨を共同に聲明することを内容とせる書翰を獨逸に致さしむ。彼は皇帝宰相及 Balthus と會見の後獨逸側が英獨關係の改善を翹望し、獨逸海軍法及同法案（同年六月改正法として成立したるもの）を基礎として、英國側提議の諸問題に付取極を結ぶの用意あり、且英國外相サー・エドワード・グレーの來訪を期待する旨の返簡を齎し歸れり。茲に於て英國内閣は審議の結果ハルデーノ卿を伯林に派遣するに決す。

同年二月ハルデーノ卿は伯林に赴き、相次で獨逸皇帝、帝國宰相及海軍卿と會見す。其の際チルビッツ提督は三對二の比率を以て海軍制限協定を結ばむことを提議し、ハルデーノ卿は二國標準に扞格することを理由として之を拒絶す。次で獨逸側は當時立案中の海軍改正法案に豫定せられたる戰艦三隻の内一隻は一九一三年以後に於て之を建造すべく、尙一九一六年及一九一九年に於て、各一隻の建造を見合すべきことを提示し、其の交換條件として佛露兩國をして最早其の反獨政策遂行上何等英國の支援を期待する能はざらしむる爲 “Should one of the high contracting parties become involved in a war with one or more powers, the other contracting party will at least observe a benevolent neutrality towards the party involved in the war, and will use his utmost endeavours to localise the conflict.” なる中立約款を受諾せむことを要求したり。然るに英國側は獨逸側の要求する如き中立約款を受諾し、三國協商の盟約國特に友邦佛國を棄てて獨逸と結ぶことを欲せず、且獨佛開戦の場合に於て佛國が戰爭に敗れ、海峽の彼岸が獨逸の領有に歸するの可能性

を容認するの勇氣なかりしのみならず、海軍建造に關する獨逸側の讓歩は頗る不充分なりしに鑑み、斷然獨逸側の提議を拒絶し、ハルデーノ卿の伯林訪問はサー・エドワード・グレーの始より豫期したるが如く全然徒勞に歸せり。（註四）

其後サー・エドワード・グレーは駐英獨逸大使と交渉を繼續し、前記政治的的了解に關し、
“England will make no unprovoked attack upon Germany, and pursue no aggressive policy towards her. Aggression upon Germany is not the subject, and forms no part of any treaty, understanding, or combination to which England is now a party, nor will she become a party to anything that has such an object.” と云へる案文を示したるに、獨逸側は之を以て足れりとせず、“England will therefore observe at least a benevolent neutrality should war be forced upon Germany.” と附加せむことを要求し交渉は全く失敗に歸したり。（註五、註六）

（三）十六對十の比率採用方に關するチャーチル氏の提議

一九一二年二月九日ハルデーノ卿の伯林滞在中英國海軍卿チャーチル氏は、グラスゴーに於て爲したる歴史的演説に於て、海軍は英國に取りては必需品なるも、獨逸に取りては贅澤品に過ぎず、海軍が英國に取りては死活問題にして、獨逸に取りては膨脹を意味すと云ひ、獨逸に於て海軍擴張を繼續するに於ては、英國は其の優勢の程度を遞増して止まざるべしと説き、三月十八日海軍建造計畫に關し下院に於て次の聲明を爲したり。

「英國に次げる二大海軍國が、佛露にして、右兩國が、同盟して英國に敵對する可能性ありし間は、二國標準は現實に立脚せる海軍政策の指針たるを失はざりき。然るに時間の經過と歐洲大陸に於ける某國が第一位の海軍力を有するに至れる事實とは此の事態を變更したり。……吾人は今や、世界中最も組織的能力ある國民を乗組員とし、唯一の中央政府の命令に依り、英國海岸を去る近距離の地點に集合し得べき、優勢にして訓練ある海軍の成長發達を

目睹したり。此の結果、二國標準は之を歐洲に有効に適用すること能はざるに至れり。蓋し吾人が二國の聯合海軍力に拮抗せむが爲に必要とする海軍力は、吾人に次げる最大海軍に對し、自己を防衛する爲に必要な海軍力と大差なければなり。故に近年吾人が採用したる各種の施設を合理的に説明せむが爲には、北米合衆國をも加へたる意味に於て、二國標準なる文字を使用せざるべからず。……英國海軍省が、近年實際遵據しつつある造艦計畫の方針は、現行海軍法に依り獨逸が有する努級艦數よりも、六割の優勢を維持するの方針に出でたるも、財政上の影響大ならざるが故に暫く之に言及せず。……吾人が今十對十六の優勢を以て満足し得るは、努級艦採用前の軍艦に於て英國が優勢を示し、キング・エドワード型八隻及裝甲巡洋艦八隻が現時世界の海軍に於て其の比籌を見ざるに職由す。而も之等軍艦の威力は相對的に減少するが故に、吾人の新造艦計畫は六割の優勢標準を幾分超ゆることを要す。……以上の主義を現行獨逸海軍擴張計畫、即ち將來六年間毎年二隻を建造せむとする獨逸確定海軍法に適用するときは、英國は今年四隻を建造し、翌年三隻を建造し、以下之に準ずることを要す。斯の如くするときは、十對十七強の比率となるも、之れ如實に十對十六の比率を維持する所以なり。然るに今や獨逸は將來六年間に猶二隻を建造せむと欲す。故に吾人は吾人の優勢維持の爲、右六年間に財政状態を顧念しつつ猶四隻を建造するの必要あり。若し獨逸にして三隻を増加せむか、吾人は六隻を増加するの必要あり。即ち獨逸にして確定建造計畫に二隻を追加せむか、獨逸の建造計畫、二、三、二、二、三、二、二に對し吾人の建造計畫は、四、五、四、四、四、四となり獨逸にして三隻を追加せむか、獨逸の建造計畫、三、二、三、二、三、二、二に對し、吾人の建造計畫は五、四、五、四、五、四、となるべし。然れども吾人は獨逸造艦計畫の延期又は縮少は、英國側の同一比率の延期又は縮少に依り追隨せらるべきことを明言せむと欲す。……海軍力に關する吾人の方針は、獨逸海軍をして、新艦建造に依り英

國よりも、有利の地位に立つこと能はざらしめ、建造計畫の縮少に依り、吾人の設定したる標準以下に、劣勢となることなからしむるに在り。外交上の商議を要せず、國際取極を用ひず、英獨兩國の主權に何等の制限を課することなくして、高價なる海軍競争を絶滅せしむべき簡單明瞭なる協定案は實に斯の如きものならざるべからず云々」(註七)

前述チャーチル氏の間接的提議に對しては、獨逸海軍大臣 Von Tirpitz は、敢て之を拒絶せざりしと雖も、英獨間に於ける關係的勢力に關し、十對十六の代りに十對十五の比率を要求する所ありき。後一九一三年二月七日、帝國議會豫算委員會に於て、チルビッツ提督は英獨協定の成立は之を歓迎するに吝ならず、海軍力の比較は頗る困難にして、隻數のみならず、艦型、齡艦其の他の要素をも充分考慮するの必要あり。チャーチル氏の算定の十對十六の比率は、戰艦に關する限り大體正鵠を得、吾人之を承諾するの用意ありと述べ、一九一四年二月四日の豫算委員會に於ては、同提督は十對十六の比率を巡洋艦、砲艦、水雷艇及潜水艦にも適用するの不可なることを説き、獨逸及英國は未だ其の海軍充實計畫を終らず。獨逸は其の五艦隊を組織する爲、戰艦四十一隻(51×80+1)を要し、英國は其の八艦隊を組織する爲六十五隻(65×80+1)を要す。今廢艦年齡を二十年とすれば、獨逸は前記四十一隻の軍艦の代艦とし、毎年二隻を建造することを要し、吾人は之以上の擴張を企圖せず。英國は前記六十五隻の代艦として、毎年三隻に建造するの要ある次第なるが、事實上英國は過去五年間に、二十四隻、毎年五隻を建造し、遂に十對十六の比率を超過せり。斯る狀況に於て、軍備制限に關する了解を實現せむと欲せば、世界最大の海軍を保有する英國より具體的提議あることを要す。斯る積極的提案あるに於ては、吾人は慎重之を考慮するを辭せずと陳述したり。(註七)

以上英獨海軍の關係的勢力設定に關する意見の不一致は、英國が獨逸の要求する政治的的了解を受諾するの地位にあら

ざりしことと相俟つて、一切の英獨交渉を流産に終らしめ、世界大戰の遠くして而も根本的なる導因となれり。

(四)海軍休暇に關するチャーチル氏の提議

一九一三年三月二十六日、英國海軍卿チャーチル氏は下院に於て、次の聲明を爲したり。

茲に一問題あり、若し將來一年間、何れの國も新艦建造を見合せたりとせよ。關係各國は如何なる程度に於て不利益を蒙るべきや之なり。吾人が今有する多數の軍艦は之に優る軍艦の建造せられざる限り、世界最良の軍艦にして、將來現はるべき優者の爲に、其地位を失ふ迄、少くも一年間は海上霸權を維持するに足れり。然らば何故に新艦建造の關する限り、一年の海軍休暇を約すること能はざるか。余は昨年本問題を提起したるが、本年又之を繰返さむと欲す。余の提案は、海軍の相對的勢力に、何等の變更を齎らさず、海軍充實計畫の拋棄を意味せず、海軍法の原則に違反せず、海軍力の發達に何等の支障を及さず。本案の採用に依り、各國の財政は安固を加へ、而も海軍力は何等失ふ所なし。……毎年新艦の建造せらるる限り、吾人は最良の軍艦を取得し、海軍霸權維持の爲、數の優越のみならず、設計技術等質の優越を確保するに必要なる最善の努力を爲すべし。吾人が本提案を爲すは怯懦困憊に因るにあらずして、超邁なる自信力の結果なり。吾人は、列強特に北海彼岸の隣邦に誠心誠意を以て、本案を提議せむと欲す云々。(註八)

尙チャーチル氏は、同年十月マンチェスターに於て爲したる演説に於て、一年の海軍休暇に依り、獨逸は六百萬磅、英國は千二百萬磅を節約し得て、而も兩國海軍の關係的勢力には、毫末も差異なきことを高調し、英獨海軍協定成立する於ては、之に佛國、露國、米國及日本は勿論、軍艦を建造せざる奧地利洪牙利及伊太利の加入を期待し得べきことを指摘したり。

右海軍休暇の提議に關しては、同年四月七日獨逸宰相ベートマン・ホルウエヒは帝國議會に於て演説し、チャーチル氏の提案は、一九一四年以降、海軍建造を延期せむことを主張するも、此の計畫を實行せむが爲には、爾餘の海軍國の同意を取付くる必要あるのみならず、尙諸般の技術上の困難あることを忘るべからず、加之チャーチル氏の提案が、果して英國議會及輿論の支持を受けつつありや否やは疑問に屬するが故に、吾人は英國より、具體的提案の出づるを待つて適當と認むと述べたり。後獨逸帝國議會豫算委員會は、英獨兩國造船所の規模、組織及其の軍艦建造に要する期間の長短に大差あること、英國造船所は世界全般の註文にも應じ得るものなるに反し、獨逸の造船所は國內の註文に應ずる外餘力なきものなることを指摘し、海軍休暇協定が特に獨逸に不利益を及ぼすものなることを論結し、英國側最終の努力も亦何等の成果を齎らさずして止めり。

(五)ハウス大佐の斡旋

英獨海軍競争を阻止し歐洲の平和を救はむとする最終の努力は米國大統領ウィルソン氏の私的使節ハウス大佐に依りて試みられたり。同大佐は、英、獨、米の三國間に海軍制限に關する協定を結ばしめたる上、之に日本を参加せしめ、且右の諸國其他全世界に平和の福祉を齎すべき重要な協定を成立せしめむと欲し、一九一四年五月馳せて伯林に赴き、チルピッツ提督等と會見し、且獨逸皇帝に謁見したり。然るに前者は明瞭にハウス大佐の使命を嫌惡し、平和、軍備制限又は國際協力の言に耳を借さず。後者は、文明に對する黄色人種の脅威の存する限り、軍備縮少は之を論ずべからずと云ひ、歐洲各國は擧げて其の銃劍を獨逸に擬すと雖も、吾人は之に對す準備ありと述べ。茲に於てハウス大佐は軍國主義的精神が獨逸の陸海軍人及政府の高官のみならず、深く民衆の腦裡を支配し、國を擧げて軍國主義者の寡頭政治に委しつある状態を看取し、倫敦に引揚げ茲に其の計畫を拋棄したり。(註九)

- 註一、H. H. Asquith: The Genesis of the War, Chapter X.
 Winston S. Churchill: The World Crisis, 1911-1914, Chapter V.
 註二、H. H. Asquith: The Genesis of the War, Fried: Handbuch der Friedensbewegung, Zweiter Teil, p. 141.
 註三、Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen, p. 136-138 141-142. 83-91.
 The Same Author: The Limitation of Armaments, p. 35.
 註四、G. Hosono: International Disarmament, Chap. IX.
 Th. v. Bethmann Hollweg: Reflections on the World War, pp. 47-57.
 Grand Admiral von Tirpitz: My Memoirs, Vol. I p. p. 215-226.
 De Lavallaz: Essai sur le Disarmement, pp. 46-56.
 Winston S. Churchill: The World Crisis, 1911-1914, p. 95.
 註五、Winston S. Churchill: The World Crisis, 1911-1914, p. 103.
 註六、グレーンはハルデーノの使命に關し、其の回想録中に次の言を成せり。
 Haldane has given his own account of the visit. The upshot was that the Germans were not really willing to give up the naval competition, and that they wanted a political formula that would in effect compromise our freedom of action. We could not fetter ourselves by a promise to be neutral in a European war. We had, indeed, no intention of supporting France and still less Russia, in a war of aggression: we had a very real determination not to support any aggressor, and we are ready to say so. But there was no formula that could be trusted to define the real aggressor in advance. We were bound to keep our hands free and the country uncompromised as to its liberty of judgment, decision, and action. (Viscount Grey: Twenty-Five Years, Vol. I, pp. 252-253.)

- 註七、Hans Wehberg: The Limitation of Armaments, pp. 35-38.
 註八、Ibid., pp. 38-39.
 註九、H. H. Asquith: The Genesis of the War, pp. 156-162.

第五節 第三回平和會議に對する準備

米國に在りては、第二回平和會議後、大統領ルーズヴェルトは軍備擴張の必要を説き、一九〇八年四月戰艦四隻の建造に必要な豫算を要求したるに、下院は其の二隻の建造費を承認するに止め、一九一二年及一九一三年にも同様新艦建造費を半減したり。一九〇九年バートホルト (Bartholdt) は三名の委員より成れる軍備問題調査委員會の設置を建議して否決せられたるが、一九一〇年六月國會は所謂ベネット案 (Bennett-Bill) を可決し、國際協定に依り軍備制限を招徠するの可能性、全般の平和を確保すべき國際海軍の組織、軍事費の減少、戰爭防止の手段に付調査報告すべき、五人の委員より成れる委員會を任命する様大統領に依囑す。此の決議に基き、同年十月大統領タフト氏は英、獨、佛、澳、伊、露、和蘭、白耳義、土耳其、及日本政府に同種の調査委員會を設け、米國の調査委員會と協同して本問題の研究に従事せしめむことを提議したるが、(註一)英國及伊太利の賛同を得たるのみにして、多數國は軍縮問題に興味を有せず、躊躇逡巡して決せざりしが故に、米國の提議は失敗に歸し、米國に於てすらも該委員會員の任命を見るに至らざりき。

米國政府の組織したる第三回海牙會議準備委員會は、軍備制限實現の爲には、或は現有勢力又は軍事費豫算を現在より幾分増加したる程度に制限し得べく、或は現在の程度に制限し得べきことを指摘したり。(註二) 一九一三年十月米國下院にチャーチル氏の海軍休暇提議に賛成を表する趣旨の決議案現はれたることあり。同年十一月海軍卿ダニエルは米

國が列國間に軍備擴張反對論を擡頭せしめむが爲、發議權を行使せむことを希望したり。

英國は第二回平和會議及英獨海軍制限交渉に於ける確定方針に基き、第三回平和會議に於ても、軍縮問題を提起するの意嚮あり、之が爲第三回海牙會議準備調査委員會を任命す。右委員會は一方に於て、第三回平和會議も亦空漠たるプラトニク希望の表明に終はらむこと虞れ、一國若くは數國の軍事専門家の協力に依り、軍備制限に關する國際協定の成案を得、諸國の合意あるに於ては直に之を國際條約締結の基礎に供せむことを翹望し、他方に於て、調査審議の結果第三回海牙會議に於て執るべき英國の態度に關し次の結論に到達したり。

(イ)軍備制限は双互的又は多邊的取極に依り、陸軍、海軍又は其の兩者を制限することに依り、之を實現し得べし。英國政府は、其の如何なる提案をも歡迎し、支持するの用意なかるべからず。

(ロ)問題の三大要素は、經費、兵員及軍用材料 (Money, Men and Material) なり。故に各國の現行豫算を其の總額又は其の各科目に付制限し得べく、現役及豫備役兵員を制限することを得べく、現在の兵器彈藥及軍用材料の様式を一定し、新規の發明を禁止し得べし。但し其の最も容易なるは軍事費豫算の制限なりとす。

各國の兵員及軍用材料に現はれたる兵力は、明確に算定し得べく、列國は皆假想敵國の右兵力を算定して、之が對策を講ずるものなり。然れども斯の如き算定方法に付一致の國際的理解に到達することは、頗る困難なり。幸にして一致の了解に到達するも、實行上嚴重なる監督を必要とすべし。第一回海牙平和會議の經驗に徴するに、兵器の進歩を阻止せむとする計畫に對しては、反對論強く、到底實現の見込なし。之に反し、軍事費豫算は兵員數及兵器彈藥諸材料の量を反映し、議會制度の關係上輿論の注意を喚起し、議員又は政黨の監視の下に在るが故に、之が制限に關する協定に對しては各國内に支持者ありて、之が嚴格なる履行を確保する手段も從て簡單且容易なり。

(ハ)第一回平和會議に於て、提起せられたる諸種の軍備制限反對説は財政を基礎とする陸海軍の制限に關する次の如き簡單なる決議の採擇を、毫も妨ぐるものにあらず。

締約國は本取極署名の後、三年間、其の平時陸軍費海軍費及陸海軍事業費が、本取極署名前三年間に於ける同一經費の平均額を超過せざるべきことを約す。

(此の種決議は初期の國際聯盟總會に於て繰返されたることを注意すべし。)

軍縮の第一着歩は最も簡單にして、而も影響する所最も大なる財政上の縮減方法たらざるべからず。

新規兵器の發明は繼續すべし、然れども前記の決議は自然の成行を抑止するの力大なるものあり。吾人は次で軍艦隻數、部隊數、兵員數等に關する詳細なる協定を採擇し得べく最後に到り武器彈藥の様式及種類を制限し得べし。

(ニ)目下の情勢に鑑み、英國政府として最も希望すべきは、海軍競争の終熄之也。米國、佛國、西班牙、其の他爾餘の小國の援助は既に確保せられたり。日本及伊太利も亦英國の此種の提案に恐らく賛同するなるべく、三國協商の嚴存する限り、露國は英國佛國の意嚮に追隨するの外なかるべく、問題は獨逸及奧地利洪牙利にして、特に英獨關係は、問題解決の鍵鑰なり。チルピッツ提督の聲明に徴すれば、獨逸は一八九九年及一九〇七年に比し寧ろ妥協的態度に出づべしと豫測して不可なからむか。若之に反し、獨逸の態度にして、果して非妥協的ならむか、爾餘の諸國と海軍休暇 (Naval Standstill) を約定することは、之に配するに非締約國に對抗する爲に必要な海軍防禦條約 (Naval Defense Treaty) を以てせば其の實現必ずしも困難ならざるべし。

(ホ)海軍休暇協定は、一切の海軍軍事費、特に新艦建造計畫に屬する經費を制限すべきものとす。

(ヘ)英國政府の此の種提案には、自治領の同意を取附くることは必要なり。英國の軍事費は英帝國全部の軍事費を含

むこと及右經費は軍艦の贈與其の他の援助に依り膨脹するが如きことなかるべきことを明確にするの必要あり。

(ト) 専門的監督機關は其の必要あり。二國間の協定に在りては混合委員會を任命し、多邊的條約に在りては、海牙常設理事會(Permanent Council at the Hague)をして監督委員會を任命せしむべし。條約履行に關する紛争は之を常設仲裁裁判所に附託することを適當とす。(註三) 一九〇七年末佛國上院に於て、*d'Estournelles de Constant* は政府の海軍擴張案に反對して、佛國の海軍擴張は、陸境より佛國に入寇して其の植民地を奪取し得べき地位に在る獨逸及遂に優勢なる海軍力を有する英國に對抗するに於て、何等の意義を有せざることを指摘し、一九一〇年四月、又同様の理由を以て、新艦建造計畫に反對したり。一九一一年二月、海軍豫算案討議の際一社會黨員は、政府に軍備制限を同時に實現するの目的を以て、列強特に英獨兩國と交渉を開かむことを建議する趣旨の決議案を提出し、本決議案は大多數を以て否決せられたるも、佛國政府が、列國政府と協同して、軍備制限問題を、第三回平和會議の日程に上さむが爲盡力せむことを要求したる他の決議案は、大多數を以て可決せられ、外務大臣ビション氏は、右決議案が、第二回平和會議に於ける、佛國全權の受けたる訓令と一致することを述べて、之に賛同したり。(註四) 外務省顧問ベパン博士の語る所に依れば、當時佛國外務省内に専門家より成る調査委員會設置せられ、第三回平和會議に對する準備研究を擔任せしめられたるが、該委員會の結論は巴里平和會議及國際聯盟の諸會議に於ける佛國側の持論たる安全保障の要求を内容とするものなりと云ふ。但し該委員會の報告は今日迄公表を見ず。

獨逸の態度に關しては、既に英獨交渉經過の節に叙述したるが如く、同國政府は第二回平和會議後に於ても、其の態度を變更せず。主義上、軍備制限は望まんとするも、技術上の困難大にして具體案の作成不可能なるが故に、軍備制限の實行は不可能なりと斷じ、國家の緊切利益に觸るる問題をも、義務的仲裁裁判に付託せむとする提案に對しても、亦

同様の消極的態度に出で、第三回平和會議に對する準備の如き勿論之を等閑に附せり。

一九一〇年十一月、塊地利議會に於て、社會黨議員ザイツ(Saiz)氏が、塊地利洪牙利及伊太利兩國に軍備制限協定を結ばむことを政府に建議する趣旨の決議案を提出するや、政府側は、斯の如き協定は世界列強を参加せしめて、初て成立し得べきものなることを述べて、反對の旨を言明し、右決議案は、六票に對する三十四票の多數を以て、否決せられたり。翌年三月洪牙利國議會に於て、一極左黨員は、列國に向つて軍備制限の提議を爲さむことを政府に勸告する趣旨の決議案を提出するや、國防大臣は人類が神經と血液とを有する限り、國際平和の理想は、到底實現し得べからざる旨を答へ、右決議案も亦否決せられたり。然れども、同月ギースツワイン(Gieswein)氏が提出したる、一九一三年開會の第三回平和會議に對する準備的研究を遂ぐることに及軍備制限問題を右會議の日程に上す様努力することに關する右決議案は、大多數を以て可決せられたり。(註五)

伊太利下院に於ても、前記塊地利議會に於けるザイツ氏の提案に呼應して、塊地利洪牙利及伊太利間に軍縮協定を締結せむことを提唱する決議案の提出を見たるがサン・ギュリアノ(San Giuliano)は塊伊兩國の一方は兩國間に同盟關係の存在するに鑑み、他方の軍備の強大ならむことを希望すること、軍縮問題を提起するときは戰爭原因を除去するに努むるに若かずと放言せり。伊太利は三國同盟の一員たるも、軍縮問題に關しては、必ずしも、獨逸の聲に倣はずして、寧ろ不即不離の態度に出でたり。但し第三回平和會議に對する豫備的研究には着手せざりしもの如し。(註六)

一九一一年五月、露國議會に於ける萬國議院會議(別譯、列國議會同盟)派遣員團長は、第三回平和會議の議題として、軍備制限問題を掲げしむことを要望し、一九一四年五月、白耳義外相は、列國の任命したる一國際委員會に於て、具體案の研究を遂げ、諸國間に大體意見の一致を見たる上にあらざれば、再び、軍備問題を國際會議に上程するも成果

なかるべしと述べ。一九一二年二月瑞典議會に於ても、亦同問題を第三回平和會議の日程に上さむことを要求する提案現はれたることあり。尙萬國議院會議の第三回平和會議に對する準備は、別項に述ぶることとし、暫く之を措く。最後に和蘭政府が第二回平和會議參加國の慫慂に基き、招集すべかりし、國際研究委員會は、世界大戰の勃發に至る迄遂に其の會合を見ざりき。蓋し該委員會は一九一五年六月一日初て開催せらるべき豫定なりしに依れり。(註七)

最後に一九一六年中、米國大統領ウィルソンは、新たな國際平和組織及國際秩序の建設を志し、第三回海牙平和會議を招集し、中立國の協定を得て、軍備制限問題及海洋自由の問題を解決せむとの意圖を有したるも、遂に其の機會を得ず。反て米國の參戰を見るに至れり。(註八)

第一回及第二回平和會議に臨める帝國代表者は戰爭法規等の問題に關し我方の主張を述べ、時に之を貫徹することに成功したりと雖も、軍備制限に關する根本方針將又技術問題に關しては、國家の利害の指示する所に從ひ賛否の數に加はりたるも、我國の當時に於ける國際的地位に鑑み、特に我方の所信を披瀝し、會議の指導的精神を鼓吹するが如きこととなりき。尙第三回平和會議に對しては、外務省内に吏僚より成れる準備委員會を構成し豫備的調査を行ひたるも、前回の會議成績に鑑み、軍備制限問題に關する帝國の態度方針を決定するが如きこととなりしもの如し。

註一、本招請に關し一九一〇年ストックホルムに開催の萬國平和協會は次の決議を採用せり。

“Le Congrès constate que le Président et le Congrès des Etats-Unis de l’Amérique du Nord ont pris l’initiative importante de constituer une Commission pour utiliser les organisations ou mouvements existants dans le but d’une limitation internationale des Armements.”

註二、Advocate of Peace, January, 1914, p. 10.

註三、Hans Wehberg: The Limitation of Armaments, pp. 60-62.

註四、Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen, pp. 120-124.

註五、Ibid., pp. 108-114.

註六、Ibid., pp. 153-154.

註七、Ibid., pp. 221-224.

註八、M. de Lavalaz: Essai sur le Désarmement et le Pacte de la Société des Nations, p. 219.

第六節 諸國際團體の軍縮運動

第一、萬國平和協會 (Congrès universel de la paix)

一九〇二年モナコに於て開催の萬國平和協會は、軍備撤廢が國際平和組織完成の結果たらざるべからざるや否やの問題を討究し、大多數はラ・フォンテーヌ (La Fontaine) 氏の説を排して、軍備縮少は國際平和の結果としてのみ可能なりとの主張に左袒せり。一九〇五年ルセルンに於て開催の會議に於てファチオ (Fatio) 氏は攻撃的武器たる大砲を廢止することに依り、軍備撤廢を庶幾し得べきことを主張し、一九〇七年ミュンヘンに於ける會議に於て、本協會は相互的軍備制限の困難なるに鑑み、各國が自發的に其の軍備を縮少し以て他國に範を垂るるの必要ある旨を決議したり。

萬國平和協會に提出せられたる軍備問題に關する諸提案中稍具體的にして攻究の價值あるものを G. H. Perts の一九〇八年第十七回會議に提出したる決議案なりとす。大要次の如し。(註一)

吾人の意見に従へば、小銃の型を制限し水雷艇を廢止せむとするが如きは、眞に問題の解決を招徠する所以にあ

らず。問題解決の鍵は一切の軍事費を捉へ來つて、數年間其の總額を増加せざることを約せしむるに在り。斯る主義の適用は頗る容易にして、英獨兩國が過去三年間の軍事費の平均年額を將來二年間超過せざることを約すれば足れり。此の見地より、吾人は次の二個の動議を提出せむと欲す。

第一、第二回海牙會議中一九〇七年八月十七日の會合に於て、英國全權の指摘したるが如く、歐洲諸國、合衆國及日本の軍事費年額は、第一回平和會議と第二回平和會議との間に於て、二億五千一百萬磅より、三億二千萬磅に進み、八年間に六千九百萬磅の増加を示し、若し此の傾向にして停止せざらむか、一九一四年第三回平和會議開催迄には、驚くべき冗費の増額を來すべきに鑑み。

斯の如き國際的、政治的經綸の缺乏より來る危険と、爾今次回會議開催迄に斷乎として問題の攻究を繼續せざるべからずと云へる佛國第一全權レオン・ブルヂョア氏の勸告とを考慮し。

海軍軍備の相互的停止の爲、他國政府と商議すべしとの英國政府の提議に鑑み。

本會議は這般の商議が直に開始せられ、遲滞なく主要海軍國の特別會議の招集を見、而て第三回平和會議の開催以前に於ては此の如き軍備の現状維持に關する實際案が作成せられ、其の適用を見るに至り、若し此の案にして完全に實施せらるるときは之に基き、第三回平和會議の際更に一般的協定の實現を見るに至らむことを切望す。

本會議は尙英國政府が、最初の機會に於て、斯る特別の會議を招集せむことを要望するものなることを決議す。

第二、本會議は斯る軍備の制限の實際的手段は、當分の間、締約國が數年間を限り、最近同年數間に於ける一切の陸海軍費平均年額を超過せざる旨の取極を結ぶに在りとの意見を表明す。

本決議案は其儘總會に於て採擇せられたり。

尙一九一〇年ストックホルムに於ける正會に於て、アルフレッド・ハーフリード (Alfred H. Fried) は全然眞理とは認め難きも、奇抜にして興味ある報告を提出し、現在列國政府は軍備縮少を實行するの意嚮なきも陸海軍の本質には内部的軍備撤廢 (innere Abriistung) と *ともいふべき變化を生じつつあり*。即ち軍人と武器との關係は往時の夫に比し著しく變化し、軍備の人的要素と物的要素とは其の相對的價値を増減し、武器は今や主要の地位を占むるに至り、嘗て武器を道具として使用したる戰士は今や單純なる技師となり、近代の軍事技術者は其の任務達成上高級なる智識を必要とし、此の需要は近世の軍隊をして侵略的戰爭に不適當のものたらしむるのみならず、軍隊の民衆化を誘致し、軍隊の民衆化は漸次に軍隊を民兵組織に推移せしめ、其の効用を純粹に防禦的となすに至る。彼の二年兵役制度の如きは、實に此の方向に推移する傾向の第一歩なり。軍用諸機械は征服慾を消散せしめ、且實際上軍備の効用を減殺す。此の種の制限は、軍事費負擔の減少とは認め難きも明に此の方向に進む第一歩たるを失はず。彼の戰爭の人道化を目的とする諸種の條約の如きは、武器の數量を制限せざるも其の効用を制限し、既に覆面せる軍備撤廢條約と識認すべきものなり。陸軍は隣國間の戰爭のみに使用せられ、世界的平和政策の支持者として使用すること能はざる點に於て、大多數の國家行動に裨益する所なり。之れ近時列國間に海軍擴張の標頭し來れる所以にして、海軍に於て機械が主要なる地位を占むることは多言を要せずと論じ、尙軍備制限問題に關する十二箇條の綱領を提言したり、即ち次の如し。

- (一) 軍事費の負擔は人類福祉の増進に有害なり。
- (二) 軍事費の制限は希望するに堪えたり。
- (三) 列國は軍備縮少の可能性を考究するの用意あり。
- (四) 軍備は國家の獨占すべき事務にあらず。

(五)問題は軍備の全廢にあらずして、軍備擴張の爲惹起せられたる負擔の減少に在り。

(六)負擔の減少は漸進的に實現を期し得べし。

(イ)競争の減退

(ロ)競争の全廢

(ハ)軍備を現在の程度よりも縮減すること

(七)軍備は缺陷ある國際的秩序に對する保障なり、故に其の縮少は國際的組織が完成せらるる程度に比例する程度に於てのみ可能なり。

(八)問題の解決は至難なり、然れども之を理由として解決を斷念すべきにあらす。

(九)解決は國際的商議に依り、始て之を期待し得るに過ぎず。

(一〇)軍備問題は第一に經濟的性質の問題にして、最後に軍事専門家の事務なり。故に専ら軍事専門家をして本問題を検討せしむることは決して結果を齎す所以にあらず。

(一一)主として數量に依る軍備の機械的減少は之を期待し得ず。蓋し各種類の計量し難き要素が軍備の諸單位の價値を不齊一ならしむるに由る。

(一二)軍事費負擔の減少に關する協定は世界的たるを要せず、右協定は特定の二箇國又は一團の國家の間に締結せられ得べし。(註二)

軍備制限の手段として、豫算の不増加又は其の減少の方法を採用すべしとの論は前記ベリス氏の提案の外、第一回平和會議に於ける露國提案、第二回及第三回平和會議に對する英國軍備委員會の報告に於て主張せられ、亦獨逸帝國議

會に於ける質問演説者中に其の支持者を發見したるが、豫算制限の方法に依る具體的軍備制限條約案の最も完備せるものをキッド (Dr. Ludwig Quidde) 氏の提案となす。

キッド博士は一九一三年海牙萬國平和協會に精緻なる軍備綱限條約案 (Entwurf zu einem internationalen Vertrag über Rüstungstillstand) を提出し、且其の解説を試みたるが、右條約案は全文五十五箇條より成れり。而て本案は實に軍備縮少問題の研究に一新生面を開きたるものなるを以て、今條約案及キッド教授の説明的陳述に従ひ、其の案を網要を説明すべし。

平和の確立には國際法の完全なる發達を要す。故に國際法典完成前に軍縮を論ずる者は、馬前に車を置くものなりとの論に對しては、全然同感にして、斯る恆久平和の日の來るべきことは吾人之を確信すと雖も、近年軍事費豫算の不斷の増加に顧み、經世家及平和論者は拱手傍觀すべきにあらず。軍備縮少を一國の發議に任せ、又は二國間の協定に委するが如きは組織的平和を建設する所以にあらず。故に確定的萬國條約を締結して軍備に準繩を附するの必要あり。

第一節 軍事費豫算の制限

締約國は本國に於ける(イ)陸軍費、(ロ)海軍費、(ハ)恩給資金、及植民地に於ける、(ニ)本國負擔の陸軍費、(ホ)本國負擔の海軍費、(ヘ)植民地負擔の陸軍費、(ト)植民地負擔の海軍費の合計金額即ち現時に於ける一年間の經常、臨時、恆久、一時費を合せたる平常軍事費 (Jährliche normale Rüstungs-ausgaben, ordinarium und extra ordinarium, dauernde und sogenannte einmalige Ausgaben) は別表(國際會議に於て作成すべきものとす)の如きものなることを承認し、條約の有効期間中毎年豫算に於て右平常軍事費を超過せざることを約定す。但し總額に於て變化なき限り前記(イ)號乃至(ヘ)號の各科目に付其の五パーセントを増加することを妨げず。

(第一條、第二條)以上軍事費豫算に關する制限は、如實の一次的歳出(vorübergehende tatsächliche einmalige Ausgaben)即ち實施中の造艦其の他の軍事的計畫又は戰爭に依り打撃を受けたる軍備の恢復に要する經費に之を適用せず。斯の如き如實の一次的歳出は別表(國際會議に於て作成すべきものとす)の通りとす。(第一條、第三條)尙軍事費豫算に關する以上の制限は、植民地に於ける土民の反亂に對する治安維持又は締結國に非ざる隣國に對する防備に専ら使用せらるる陸軍費に之を適用せず。(第四條)

本條約の有効期間中締約國は一定の噸數を越ゆる鋼鐵艦を建造又は取得せざることを約す。締約國が保有すべき一定噸數を越ゆる大型鋼鐵艦數は別表(國際會議に於て協定すべきものとす)の通りとす。代艦の建造に着手するは舊艦の服役後若干年とす。(第五條)

軍備に裨益すべき支出にして、陸海軍費又は恩給費に含まれ、而も非軍事費又は公共團體の豫算に計上せられたる支出は、現在の通り繼續支出し得べく、右は本條約制限の範圍外にあり、例へば非軍事費に含まれたる徴兵募集費、運動費、年少者軍事教育補助費、馬匹購入費の如し。(第七條)之に反し、今後増額又は新設せらるべき此の種支出は、制限經費の内に含まるべきものとす。軍事の爲にする個人の贈與寄附亦之に準ず。(第八條)

締約國は如何なる方法に依るを問はず、條約に明記せられたる經費に依らずして一切の軍艦を建造又は取得せざることを約す。締約國は一切の他の締結國の同意なくして其の軍艦を他國に讓渡すべからず。戰爭勃發の際他國の注文に依り軍艦を建造しつつある交戰國の一方は此の軍艦を自身獲得し使用することを得ず。(第九條)

締約國の一會計年度内に於ける軍事費支出が、條約制限額に達せざるときは、右締約國は此の不足額を二年間繰越し使用することを得、但し何れの場合に於ても、條約に定むる軍事費年總額及其の各科目内譯額の五パーセントを越ゆる

ことを得ず。(第十條)締約國に於て現役又は豫備役に在る士官、下士卒、水兵又は其の家族の生計を向上せしめむが爲將來要することあるべき支出は、其の軍備増加に影響せざる限り、條約に定むる軍事費年額に算入せず。前記兵員の給與を減少することに依りて實現し得べき節減額は條約に定むる軍事費年額中に算入せらるべきものとす。(第十一條)

第二節 補充規定

締約國は守備隊及軍艦の配置を變更せざることを約す。但し相當の理由あるときは他締約國に此の變更を六月前に豫告し、若し異議あるに於ては好意的考慮を加ふべきものとす。若し他の締約國にして右變更に依り脅威を感じ、之に對抗するが爲軍事費の増加を必要とすと思考するときは、該變更を認容すべきや將又之に對し異議を申立つる他締約國の軍事費年額増加を認容すべきやは、本條約第三節の規定に従ひ仲裁手續に附せらるべきものとす。(第十三條)重要な軍用鐵道の敷設に依り二國間の關係的兵力に影響を及ぼす場合に於ても、亦守備隊配置變更の場合に準ず。(第十四條)

第三節 本條約の適用に關する仲裁裁判

本條約が其の適用上各般の爭議を惹起すべきは豫測に難からず、Quidde 博士は國際會計検査院を構成せず、海牙仲裁裁判所を利用せず、特別常設仲裁裁判所(Specialer ständiger Schiedsgerichtshof)を新に構成せむとす。

右裁判所は獨逸、米國、奧地利、佛國、英國、伊太利、日本、露西亞の各國が任命すべき三名の判事及其他の各締約國が任命すべき一名の判事より成り、第一部は陸軍費、第二部は海軍費、第三部は陸海軍共通費及植民地費に關する事件を審理す。

裁判所長及三人の部長は中等國に於て之を選任す。仲裁裁判所、各部及紛爭當事國は軍事專家を任命して意見を徵することを得。各部の判決を第一審とし、裁判所全員會議の判決を終審とす。尙判事の身分及裁判手續に關する規定あ

り。(第十五條乃至第五十條)

第四節 條約の効力發生及有効期間

本條約は批准を條件として、調印と同時に効力を發生す。批准せざる國あるときは他の締約國は脱退の自由を有す。本條約は現在年度の豫算に之を適用す。本條約は五年間有効とし、此の期間の終期に於て廢棄を通告する國なきときは更に六年間有効とし以下に準ず。但し此の更新に當りては、軍事費總額を前期に比し五パーセント減少すべきものとす。斯の如くして軍備制限條約は漸次軍備縮少又は軍備撤廢に關する條約となるの仕組とす。締約國の一つにして特別仲裁裁判所の判決に服せざる時は他の締約國は條約の廢棄を通告することを得。一國の廢棄通告あるときは條約は全締約國に對し効力を失ふものとす。(第五十一條乃至第五十五條)(註三)

第二、國際社會黨大會

一九〇四年の社會黨大會は、軍備問題に觸れざりしが、一九〇七年スチュットガルトに於て開催の同大會は、本問題に付次の斷乎たる決議を可決したり。

本大會は、軍國主義及帝國主義に反對する従前の國際大會の決議を確認し、軍國主義と戰ふ鬭争は、社會黨員の階級鬭争全體と分離し得ざるものなることを再び決議す。

資本主義的國家間の鬭争は(通例)世界市場に於ける競争の結果なりとす。蓋し各國は其の販路を確保せむとするのみならず、新販路を獲得せむとして努力する結果勢ひ他民族の征服及領土の獲得が主役を演ずるに至ればなり。此の鬭争は又有産階級の支配及労働階級の經濟的及政治的壓制の要具たる軍國主義の際涯なき軍備擴張競争に依りて惹起せらる。要するに鬭争は資本主義の本質に隨伴す。鬭争は資本主義的經濟組織が撤去せられ、又は軍事的技術の發達が要求

する人及資金の犠牲及軍備に依り惹起せらるべき騷擾が各國民を驅りて該經濟組織を撤廢せしむるに至りて止む。

故に大會は有産社會階級的性質及國家間の對峙關係を持続せしむる原動力を擧示して、陸海軍軍備を全力を擧げて攻撃し、之に必要な資金を拒否し、尙労働階級の少年者が四海同胞及社會主義の精神を以て薰陶せられ、且階級意識を以て充たさるる様努力することを以て、労働階級特に、議會に於ける其の代表者の義務と認む。

大會は國防制度の民主的組織、即ち常備軍に代ふるに國防軍(Volkswehr)を以つることが、侵略的鬭争を不可能ならしめ、且國家の對峙關係の絶滅を容易ならしむる所以の本質的保障と認む。

インターナショナルは各國の事情に應じて異なり、而も時と處とに適合せる労働階級の軍國主義反對運動を、嚴に羈束すること能はずと雖も、労働階級の軍國主義及鬭争に反對する努力を能ふ限り有效ならしめ、且之を協力せしむるの義務を有す。

事實上ブリュッセルに於ける國際大會以降、無産階級は陸海軍費の拒否、軍隊組織の民衆化を齎らさむとする努力に依り、軍國主義に對する不撓の鬭争を續け或は鬭争の勃發を阻止し、又は之を終了せしめ、或は鬭争に依りて、惹起せられたる社會の動搖を、労働階級解放の爲に利用するの意圖を以て、各種の行動に出て、多大の反響と結果とを收獲したり。(中略)労働階級の行動は、人心を不斷の煽動に依りて、刺激し、各國の労働黨がインターナショナルに依り激勵せられ、且連絡すること大なるに従ひ其の效果の顯著なるを見る。

大會は無産階級の壓迫に依り、政府の不徹底なる施設に代ふるに、仲裁裁判を眞に採用することが確立し、此の事實が諸國に軍備撤廢の慶福の確保し、以て軍備及鬭争の爲に浪費せらるべき巨額の資金と勤勞とを文化的事業に使用せらるることを可能ならしむるに至るべきことを確信す。

一九一〇年コペンハーゲンに於て開催の大會に於ては、各國議會に於ける社會黨議員は軍事費豫算に反對すべきこと一般的軍備制限特に海軍力の制限及海上捕獲權の否認を齎すべき國際協定の締結を促進すべきことを決議し、一九一二年、バーゼルに於て開催の大會は、主として平和問題の討究に没頭し、軍備問題は之を等閑に附したり。(註四)

第三、萬國議院會議(別譯、列國議會同盟)

一九〇三年維納に於て開催の萬國議院會議は、獨逸側議員の反對に拘はらず、一八九九年露國政府が提案したる軍備制限案を列國會議の議に附するの機宜に適せる旨の決議案を可決し、一九〇五年、ブルネツセルに於て開催の會議は、第二回平和會議が、陸軍、海軍及軍事費豫算の制限問題を審査せることを要望する趣旨の決議案を可決し、一九〇六年倫敦に於て開催の會議は初て慎重に軍備問題を討議し、佛國上院議員パロン・デスツールネル・ズ・コンスタン(Paon de Fournelles de Constant)は其の報告に於て、該問題に關し、深刻なる論評を試み、第二回平和會議に於て軍備制限問題を討議せむことを主張し、佛國下院議員メッシニー(Messiny)は軍事費に關する統計的研究資料を提出し、軍事費の増加に對して警鐘を鳴らす所あり。該會議は軍備制限問題を第二回平和會議に上程すべきこと及此の希望實現の爲各國議會に於て政府を鞭撻し、豫備的研究を遂げしむる爲適當の措置に出づべきことを決議し、一九一二年ジュネーブに於て開催の會議はパロン・デスツールネル・ズ・コンスタンの提議に基き、一九〇六年の決議と略同様の決議を採擇し、且第三回海牙會議に對する準備調査委員會を任命す。本委員會は一九一四年四月構成を見たる後、其の事業を開始するに到らずして止みしが、右調査委員會書記長ハンス・ウェーベルグ氏(Hans Wehberg)は“Limitation des Armements”の一部を刊行し、且第三回平和會議に對する豫備的研究の綱目を作成したり。右綱目は軍備制限條約が解決すべしと期待せらるる大多數の問題を、蒐録し、ヴェルサイユ條約第五編華盛頓海軍制限條約等の締結せられたる今日に於ても、頗る參

考の價值あるが故に、今其の全譯を示せば次の如し。

第一、條約の形式及有効期間

- (1) 一切の國の加盟すべき一つの萬國條約を撰ぶべきや將又兩三國間の諸條約を撰むべきや
- (2) 萬國條約を撰ぶとするも尙普遍的條約成立の基礎たり得べき特殊條約の成立に努むべきや
- (3) 若し研究の結果特殊條約のみ成立の可能性ありとの結論に達せば特殊條約の成立を以て問題の最終的解決に到達したるものと看做すべきや將又普遍的條約に到達する第一階梯と看做すべきものなりや
- (4) 條約案は専ら主として大國のみに適用するの目的を以て起草すべきや將又一切の國に適用するの目的を以て起草すべきや
- (5) 條約案は單純なる原則を掲ぐるに止むべきや、將又詳細且完全の規定を含むべきや
- (6) 條約案は軍備制限不増加に止むべきや、將又縮少をも考慮すべきや
- (7) 有効期間如何、自動的更新に關し規定を設くべきや
- (8) 批准を必要とすべきや

第二、制限の目的

- (9) 條約案は陸海軍備の如何なる部分を拘束すべきや。換言すれば陸上、海上乃至空中に於ける軍事施設、要塞、植民地軍隊等一切の攻撃及防禦の手段を制限すべきや將又其の内特殊のものを除外すべきや
- (10) 現役兵員及服役期間を制限すべきや
- (11) 潜水艦、衝角を有する軍艦、飛行機等軍用器械の或種のものを禁すべきや、新式小銃及大砲、又は新たなる火藥

- (12) 小銃大砲の口徑を制限すべきや
- (13) 鋼鐵艦の噸數を制限すべきや、各種の軍艦の服役年數を定むべきや
- (14) 制限は陸海軍豫算に及ぶべきや、軍事費を制限すれば足るや、將又軍用材料制限を之に配すべきや
- (15) 軍事費の制限は軍事費總額に之を適用すべきや、將又陸、海及空軍豫算の各科目に之を適用すべきや
- (16) 後者の場合に於て如何なる科目を幾何設定すべきや、科目の流用を許すべきや、流用に對する制限如何
- (17) 軍備制限の基礎 (Base) として人口、外國貿易、國境の延長及性質並全歲出豫算を採用し得るや
- (18) 以上に掲ぐる基礎の一つと軍備との比例を如何に決定すべきや、人口、外國貿易又は豫算總額の三者は諸國に於て同一の割合を以て増加せず、此の事實を如何に取扱ふべきや
- (19) 制限の標準は現在に於ける一年度の軍事費を可とするや、將又一定多數の年度間の平均を可とするや
- (20) 制限の基礎を軍事費總豫算に求むる場合に於て將來の爲人口及其の増減並外國貿易其他の變化すべき一定の要素を考慮に加ふべきや
- (21) 唯一回支出せらるべき臨時歲出の可能性を豫想すべきや、豫想するものとせば如何なる原則に従ふべきや
- (22) 條約は軍隊の移動例へば植民地兵の使用、軍用鐵道等交通機關の建設に關する規定を包含すべきや
- (23) 一國豫算中非軍事費の款項に置かれたる補助金等にして該國の軍事的施設に影響すべきものに關し規定を設くる必要ありや

第三、監督、制裁及條約の效力

- (24) 國際審計院の如き軍備に關し特殊の監督機關を設くべきや
- (25) 右機關の組織及權限如何、右機關の機能は召喚に止むべきや、裁決を下すべきや
- (26) 前者の場合に在りて之に如何なる司法裁判所を配すべきか
- (27) 問題起りたる場合之を司法機關の判決に委するものと推定し、監督は之を他の締約國に委すべきや
- (28) 右司法機關の組織如何、仲裁裁判所を採用すべきや、紛争を豫見して事前に設置したる常設司法裁判所を採用すべきや
- (29) 上訴又は形式問題再審査 (New trial of formal questions) の機會を與ふべきや
- (30) 條約を廢棄することを得べきや、一國の脱退は條約の效力に如何なる影響を及ぼすべきや
- (31) 締約國間又は締約國と非締約國との間に於ける戰爭開始は條約の效力に如何なる影響を及ぼすべきや
- (32) 第四、軍事費の制限を促進する他の手段
- (33) 軍事工業を官營とするの利益如何
- (34) 軍事費の減少を結果すべき軍制改革例へば民兵制度の採用に努むべきや
- (35) 軍事計畫に關し關係國間に報道交換を爲さしむるに努むべきや
- (36) 軍備特に軍艦建造に關し一年間又は數年間に互る休暇を約さしむるに努むべきや
- (37) 國際條約に依り間牒の廢止に努むべきや
- (38) 國際條約に依り不必要なる贅澤の性質を有する一切の軍事費、例へば禮砲、大禮服等を廢止するに努むべき理由ありや

第五、前提條件及實行方法

- (37) 軍備制限條約締結の前提條件たるべき法律上及政治上の條件を考究するの要ありや
- (38) 右前提條件の種類如何
- (39) 軍備制限問題を第三回平和會議の議題となし、該會議をして其の閉會後本問題の繼續的研究を特別委員會に付託せしむるに努むべきや
- (40) 軍備制限を目的とする特殊の國際會議を招集するに努むべきや
- (41) 諸國特に諸小國をして特殊の措置に出でしむるに努むべきや(註五)

第四、一九一三年及一九一四年、獨佛兩國議院會議

前年中海軍擴張計畫を完成したる獨逸政府は一九一三年絶大の陸軍擴張案を提出し、士官四千人、下士一萬五千人、卒十一萬七千人合計十三萬六千人を増加せむとし、本案は社會民主黨の反對に拘はらず、議會を通過し、之に關聯してフォン・ヘルトリング(Von Hertling)は“Jetzt muss in diesen Rüstungen Ruhe eintreten. Auf Zahre hinaus ist das deutsche Volk nicht in stande, weitere Lasten zu übernehmen.”と叫びたりしが、之と前後して、同年六月十九日佛國下院は三年兵役制度を可決し、Baron d'Estounelles de Constant の反對に拘はらず、佛國上院も亦之を可決す。(註六)

此の佛獨陸軍備競争は兩國政治家の耳目を聳動し、一九一三年三月一日佛獨兩國社會黨幹部及議員は共同宣言を發し、兩國政府に於て立案中の陸軍擴張案に斷乎として反對し、協力して此の目的を貫徹せむとする旨を聲明し、權力階級は國家間に於ける利害の衝突を高調し、敵愾心を鼓舞し、以て國內に於ける民主主義的運動及文化事業の達成を阻止せむとするも、之に反し社會黨は國家の獨立及民主主義の發達を確保すべき國際平和を鞏固ならしめむが爲、包括的義務的

仲裁裁判の採用並常備軍の撤廢及之に代はるべき民主主義的基礎の上に立てる國民軍制度(Volkswehr auf demokratischer Grundlage) の實施を期する旨を宣言したり。此の共同宣言は同月十三日マンハイムに於て開催の社會黨大會に於ける獨逸社會民主黨員フランク(Frank)の佛蘭西及瑞西議員に對する提言と共に、同年五月十一日ベルンに於て開催を見る獨佛兩國議院會議の發端と看做すべきものなり。

一九一三年四月九日瑞西國民會議議員は獨逸帝國議會及佛國上下兩院議員に招待狀を發し、佛獨兩國が略同時に、募兵の増加又は服役期間延長に依り、軍備を増大することは、歐洲平和に害あるに鑑み、軍備問題に付協定を遂ぐべき、獨佛協議會(Deutsch-französische Verständigungskonferenz) に参加せむことを求む。同年五月十一日ベルンに於て開催の該會議には、佛國下院議員及上院議員合計百二十四名の出席を見たるに拘はらず、獨逸側よりは社會黨員の多數、國民黨員四名、アルサス人二名合計三十四名の出席を見たるのみ。該會議はグリム、デスツールネル・ズ・コンスタン、ペーベル及ハウスマン(Grim; d'Estounelles de Constant; Bebel; Hausmann)氏の演説ありたる後、秘密委員會を組織して細目を審議し、結局總會議はショウヴィニスム(Chauvinisme)を排斥し、獨佛兩國民の大多數が進歩の基礎たる平和を愛好することを聲明し、相互の誤解を去り、紛争を避くるに努むべきことを誓ひ、且列強政府をして其の陸海軍豫算を制限せしむる様極力盡瘁し、合衆國國務卿ブライアンの仲裁裁判に關する提議に賛同して、外交手段により解決し得ざる一切の紛争を、海牙仲裁裁判所に付託するに至らむことを要望し、佛獨兩國の接近が列強全部の協調を容易ならしめ、結局協久平和の基礎となる旨を宣明せる決議案を可決したり。

該會議は、常設委員會を構成して、之に次回會議招集の權能を賦與す。一九一四年五月三十日バーゼルに於て開催の第二回會議には獨逸側より十八名佛國側より十四名の議員出席す。同會議はベルン會議が大なる反響を惹起したること

を確認し、佛獨の接近を企圖するの好機至れりとなし、諸國民が猜疑及不安の裡に彷徨しつゝあることは絶えざる軍備擴張競争、恐慌襲來の危険及文化的進歩の停頓に反映する旨を指摘したり。常設委員會は當時既に第三回會議招集の計畫を立てたるも、世界大戰勃發の結果其の事なくして止めり。(註七)

註一、Congrès universel de la paix, 1908, Protocole, pp. 115 et Seq.

註二、Congrès universel de la paix, 1910, Protocole pp. 156-159.

註三、Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen, pp. 423-444

註四、Ibid., pp. 32-35.

註五、Christian Lange: The Conditions of a lasting Peace, pp. 46-53. Hans Wehberg: The Limitation of Armaments, pp. 97-100.

註六、Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen, pp. 38-104, 122-123.

註七、Ibid., pp. 164-167.

第七節 世界大戰中に於ける軍備制限運動

一九一四年世界大戰の勃發後は、第三回平和會議の開催を夢想する者なく、各國政府は戰爭目的の遂行に忙はしく、戰爭初期に在りては、講和條件は勿論、講和條約中に於て軍備制限に關する規定を設けむとする主張を聞くことなかりしと雖も、集積せられたる巨額の軍事公債及永續すべき平和を確立せむとするの一般的願望は民衆を馳りて、*Mort à la guerre* の叫を發せしめ、國際平和組織の問題を考究せしむると同時に軍備制限問題の近き將來に於ける解決に着目せしむるに至れり。英國に在りては、サー・エドワード・グレイは一九一六年五月十九日米國新聞通信員との會見談に於て、吾

人同盟國は一國が他國の上に支配權を及ぼすことなき歐羅巴の爲に、將又節度なき外交、戰爭の脅威、劍戟の光、鐘鼓の響、將帥叱咤より釋放せられたる歐羅巴の爲に戰ふものなり。獨逸の哲學は恆久の平和が腐敗墮落を誘致し、人類の英雄的素質を滅却せしむと教ゆ。斯の如き哲理にして人類行動の原動力たらむか、不安、憂患、及戰備は永久に除去せらるることなかるべく、文明と四海同胞の誼に進まむとする人類の進歩は必然停頓すべしと述べ、前英國宰相アスキスは一九一七年九月二十六日戰爭目的を闡明せむと試みたる其の演説に於て、軍備の制限及仲裁裁判制度の採用は國家聯合に達せむとする道程上の里程標石たらすばあらずと喝破したり。英宰相ロイド・ジョージ氏は一九一八年一月五日職工組合代表者會議に於て英國政府が國際機關を設置し、軍備の制限又は縮小に努力すべき旨聲明したり。(註一)

獨逸帝國宰相は一九一六年五月二十二日一米國新聞記者との會見談に於て、前述のサー・エドワード・グレイの言に答へて、獨逸政府も亦軍備制限に賛成の旨を暗示し、サー・エドワード・グレイは恆久の平和を待望するものの如く、余も亦之を翹望する點に於て人後に落ちず。然れども新聞紙上の論争及公開演説に依り諸國民間の怨恨を激成せしむるが如きは決して自由平等の國家間に軍備制限協定を結ばしめ、且列國をして紛争の平和的解決を愛好せしむる所以にあらずと説き、獨逸帝國議會に在りては、社會黨議員ランズベルグ(Landsberg)は一一八五年十二月九日の質問演説に於て、吾人は此の流血の慘劇が諸國民の平和に對する憧憬を増大せしむべきを瞬時も疑はず、誰か吾人が諸國民を重課より免れしめ、國家間の衝突の原因たる猜疑心を除去すべき國際軍備制限條約の締結を見るの遠からざるべきを保せむやと述べ、同様社會黨議員ハーゼ(Häse)は一九一九年四月六日の演説に於て、若し講和條件如何を想定せむと欲せば、吾人は戰爭目的を忘れて、寧ろ久敷國民の重課たりし軍費の負擔を國際協定に依りて輕減するの手段なきや否や、再び軍備競争を採擇したる場合に於て、之を終局迄實行し得べきや、將又之に必要な財源を捻出し得べきや否やの問題を考究せざ

るべからず、既に過去に於て、英獨政府間に、海軍制限協定を締結せむとする努力の繰返されたることを回想するに於ては吾人が提起せる問題の決して空想にあらざるを知らむ、曩に英獨海軍協定を結ばむとする努力の成功せざりしは、決して問題が實行不可能なるが故にあらずして、寧ろ兩國間に嫉妬猜疑の空氣横溢し、爲に右問題解決の機を熟するを許さざりしに依れり、若し此の問題にして戦後妥當なる解決案を發見するに至らむか之れ現在の戦争が諸國民に齎し得べき慶福の尤なるものなるべしと説き、一九一八年九月八日獨逸副宰相フォン・パイヤル(Von Payer)はスツットガルトに於て爲したる演説に於て、吾人は徹底的相互條件の下に陸軍及海軍を撤廢するの用意ありと述べ、同月二十八日獨逸帝國議會は國際聯盟及軍備の相互的且同時的縮小に賛成する旨の決議を通過したり。(註二)

一九一七年六月ブガット博士(Dr. Bugatto)は奧地利下院に於て、商議妥協に依り速に平和を克復し、且軍備制限條約を締結するに至らむことを要望し、ビンスキー伯(Graf Pinski)は奧地利上院に於て、軍備制限問題及仲裁々判援用問題に論及し、列國が國際條約に依り、大國小國の別なく、一樣に自主自由の法的保護を享受し、經濟的の生活の改善を保障せらるるに至らむことを要望し、ラマッシュ教授(Lammusch)は同一の議會に於て併合主義を排斥したる後、軍備制限問題と仲裁裁判援用問題とに論及し、軍備の全廢は云ふべくして行ふべからず、有爲轉變の現世に於て眞に恆久の平和は之を建設し得ず、然れども成るべく永續する平和を翹望し、軍備制限條約の締結を企圖するは空想にあらず、各國は、勢力の均衡を保持せんが爲に、努力して止まざるが故に、三十年乃至四十年の久敷に恆り一國が他國を攻撃することなきを保さざるも、十五年乃至二十年間有效の條約を結び、以て軍備を比例的に制限し、國際紛争の平和的處理を約することは全然合理的的要求にして、將來平和克復の時に當り、斯の如くする時は、以て數百萬の軍隊と數十億の軍事費とを生産的用途に轉し得べし、嘗て同盟條約は、秘密裡に外交家に依りて締結せられ、國民は其の存在を知らず、之に

對して利害を感じざりしが故に、試練の時に於て破棄せられたりと雖も、軍備制限及紛争の平和的處理に關する條約を國民監視の下に締結し、國民をして其の遵守に對し利害を感じしむるに於ては、此の事實は該條約の尊重に對する有力なる保障を構成し得べし、斯の如き條約の成立は恐らく戦慄すべき目下の戦争より結果すべき唯一の收穫ならむと陳述したり。尙羅馬法王の教書公表の後奧地利國首相ザイドラー(Saidler)は軍備制限に賛成を言明し、外相スチュルミン(Szamin)伯は洪牙利上院に於て爲したる演説に於て、報復戦争を不可能ならしむるは法的秩序の第一條件なりと云ひ、鞏固なる平和は國內の秩序維持に必要な程度迄陸海軍を縮少し、仲裁裁判を援用することに依りて實現し得べしと説き、大艦隊は之を廢棄し、海洋の自由は之を萬國の保障の下に置かざるべからずと述べたり。(註三)

一九一五年英國獨立労働黨第二十三次大會は、來るべき平和條約に於て、双務的協定に依り徹底的軍備制限、軍需工業の官營及武器取引の取締を實行せむことを要求し、同國の Union for the democratic Control も亦同一の決議を採擇す。略同時に米國の社會主義者も軍備の撤廢及軍需工業の官營を要求し、佛國の社會黨も一九一六年十二月の大會に於て軍備の制限を主張し、一九一七年七月、獨逸少數派社會民主黨は、一般的軍備撤廢を促進する趣旨の決議案を提出して否決せられたり。然れども同國の新聞紙、特に Berliner Tageblatt; Frankfurter Zeitung; Kölnische Zeitung; Germania; Welt am Montag, 等は進歩主義の政治家と共鳴して終始軍備制限の急務たる所以を力説したり。

中立國間又は同盟國(獨逸側)若くは協商國(英佛側)間の社會黨員國際會議は戰時中と雖も舉行せられたり。諸中立國社會黨の組織したる平和會議は、一九一五年一月コペンハーゲンに、一九一六年七月ハーグに會合し、一般的軍備撤廢に進む過程として軍備を制限せむことを要求し、獨逸及奧地利、洪牙利社會黨員會議は、一九一五年四月、維納に會合して同一の希望を表明し、協商國側の社會黨員會議は、一九一五年二月倫敦に會合し、戦後軍備問題及軍需工業問題

に關し規定を設くるに至らむことを要求し、一九一七年五月及六月中ストックホルムに於て、開會の社會黨國際會議に於て、壞地利の代表者は常備軍の全廢に至る過程として、國際條約に依る陸海軍の制限を提唱し、ボスニア及ヘルツェゴヴィナの代表者は常備軍の全廢及防禦を目的とする民兵制度の採用を要求し、洪牙利の代表者は陸海軍の制限を要求すると同時に、海軍制限と海洋の自由との關係に論及し、海洋の自由を保障せむが爲、國際的海上警察 (Internationale Seepolizei) 及海峡の國際化を要求し、獨逸社會民主黨多數派の代表者は當時次の綱領を提出したり。

陸海軍備制限に關する取極は平和條約中に包含せしむべく、取極の目的は武力的侵略及暴力的壓迫に對し、國土を防禦すべき國防軍の組織たらざるべからず。國民軍各兵科の服役期間は國際條約に依り能ふ限り短期間に限定すべく、戰爭に許容せらるべき兵器も亦條約により之を制限すべし。軍需工事は官營に移すべく、武器彈藥を中立國より交戰國に供給することは國際的に禁止すべく、海上捕獲權は之を否認すべし。商船武裝は之を禁止すべく、世界交通上重要な海峡及大洋を連結する運河は、之を國際的管理に服せしめ、戰時中世界貿易の安全の爲に有效なる保障を供し、戰時禁制品の意義を國際的に確定し、被服原料及食料品は右禁制品目中より之を除外し、私有財産は交戰國の侵犯より之を免かれしめ、交戰國と中立國との間、及中立國相互間に於ける通信は戰時中と雖も之を確保し、封鎖の觀念を新に確定せざるべからず。(註四)

國際平和協會及國內平和協會も亦軍縮を要望する聲を絶たず。一九一五年一月、在ベルン國際平和事務局は宣傳文書 “Aufrufe an die Friedens-gesellschaften aller Länder.” に於て、軍備は國際條約に依り極度に之を縮少し、且國際監督に服せしむべく、軍需工業は之を國有に移さざるべからずと叫び、和蘭の Antioorlograad 協會は一九一四年十月の宣言書に於て今次の戰爭は *Si vis pacem, para bellum.* なる格言の虚偽なることを立證せりと斷じて、軍備制限問題の國際的

解決を要求し、右協會の發起により組織せられ、交戰國及中立國の平和協會を網羅する Zentralorganisation für einen dauernden Frieden. は一九一五年四月の會合に於て、國際的軍備縮少し並海上捕獲權の否認及海洋の自由を國際平和の基礎的要件として採用し、Rapports sur les differents points du Programme-Minimum. 四卷を刊行し、(註五) Schweizerische Komitee zum Studium der Grundlagen eines dauerhaften Friedensvertrages. も同様の目的を以て前者と共鳴し、一九一六年二月乃至四月ストックホルムに於て會合の Nord-Konferenz も亦國際的軍備縮少を要望したり。一九一五年四月末海牙に於て會合の國際婦人大會は、軍備問題に關し英國獨立労働黨の決議と全く同一の決議の採用す。尙國內平和協會中獨逸の “Neues Vaterland” “Verband für internationale Verständigung.” “Deutsche Friedens-gesellschaft.” “Nationale Frauenausschuss.” は相次で軍備制限協定の締結、軍需工業の官營、軍需品の輸出禁止、世界戰爭の終結促進等の爲に宣傳に努め、一九一七年四月前記諸協會は共同して一つの請願書を帝國議會に提出し、此の後者が第一回及第二回平和會議に於ける獨逸の態度に反し、平和を保障すべき國際的組織、即ち前年十一月九日の大宰相の演說に所謂 “Friedensbund der Völker.” を建設する爲、國際的協定を締結するの責務を負ひ、且一般的軍備撤廢に至る過程として條約に依る軍備の制限を實行せむことを要求し、右請願書を支持せむが爲に小冊子「露西亞革命以後に於ける平和問題」を刊行配付し、一八九九年及一九〇七年に於ける獨逸の態度が獨逸をして軍備競争及戰爭の唯一の責任者たるの外觀を呈せしむるに至れるに慨し、今日に於て一大方向轉換を行ひ、一般的且徹底的の軍備撤廢を實行し、獨逸の軍國主義と同時に英國の海上覇權を滅却せしめ、以て内政上の危険と包圍攻撃の危険とを同時に脱却せむことを提唱し、獨逸の利益は軍備全廢と一致すと結論したり。佛國の平和協會 *La Paix par le Droit.* は片務的條約又は少數國間の双務的軍備縮少協定が、眞に軍縮の目的を達するに足らざることを指摘し、軍備縮少の前提として、國際警察力に依りて擁護せらるべき國際的秩序を設

定せむことを要望し、レオン・ブルジョアの主宰せる政治及社會問題研究國內委員會は一九一六年十一月一つの宣言書を起草したるが、其の内二點は軍備制限問題に關するものにして次の如し。

(イ) 平和條約は、再起すること能はざる迄に普魯西の軍國主義的制度を破壊するに必要な條件を課せざるべからず。

(ロ) 平和條約は、現在に於ける交戰國の軍備制限に付、規定を設くべし。右條約は交戰國に、其の相互間に發生することあるべき一切の紛争を、一八九九年及一九〇七年の條約に依り構成せられたる裁判所に付託するの義務を課すべし。平和條約は又國際聯盟を形成して、仲裁裁判の條件と制裁とに關し規定を立案採擇すべき國際會議の召集に付規定を設くべし。

一九一七年七月二十二日、佛國首相リボーがレオン・ブルジョアの要求に基き設置したる國際聯盟委員會は、國際聯盟組織大綱を起草したるが、該案は直接軍備縮少を説かずして、仲裁裁判所及國際聯盟の威令を行はしむるの保障たるべき國際軍及國際軍參謀本部の組織を提唱せり。(註八)

米國に於ては一九一五年平和強制同盟會成立し國際聯盟の組織を考案し、其の實現に努力し、合衆國國際法學會は一九一七年一月の會議に於て同盟、各大陸に適應する平和維持の組織及び諸大陸を連結する國際聯盟の三組織を以て平和の保障とするの案を採擇したり。之等米國側の運動は國際聯盟の成立を先にし、軍備制限は其の結果として之を將來に期待するものなり。尙一九一六年末葉より國際聯盟の組織に對する輿論の要求喧しく、爲に軍備制限問題は殆んど其の内に吸収せらるるに至れり。(註七)

尙學者、政論家等の個人的意見を發表したる者あり、第二回平和會議に於ける英國代表たりしサー・エドワード・フリー

ース(Sir Edward Fry)は一九一五年一月ネーション誌に軍縮制限と題せる一文を寄書して、平和條約に於て各國が超過すべからざる陸海軍の最大限を定め、軍備の比率は面積、地理的地位、人口、通商其他の要素を考慮して之を決定し、將來も尙維持せらるべき軍備の規模は、國內の秩序維持及隣國の侵寇に對し國土を防衛するに足るも、侵略的戰爭を企圖するに足らざる程度に止むべく、尙國際委員會を設置して、條約規定の遵守を確保し、違反事實あるときは、同時に設立せらるべき國家聯合の武力を以て、之を矯正すべきものとす。一九一六年佛國のエイ・ミロー(E. Millaud)はリュマニテに寄書して即時に獨逸の軍備撤廢を行ひ、追て協商國側は勿論米國の軍備をも撤廢し、之が違反阻止の爲調査權を勵行し且嚴重なる制裁を加へむことを要求し、斯の如き一般的軍備撤廢を可能ならしむるが爲に、列國が國家の權利義務に關する宣言に署名し、國際聯盟を形成し、司法裁判所を構成し、一切の紛争を平和的に處理するの義務を負ひ、判決に國際軍の強力を保障とする強制執行力を賦與せむことを主張したり。然るに之に反し M. Pillet は傳統と歴史的教訓に従ひ、協定に依る軍備制限の可能を信せずして、平和の保障は野心を包藏する國家をして侵略戰爭を取てせしめざる斷乎たる決意を有する有效な同盟條約に若くものなしと論じ、ジョセフ・バルテルミー(Joseph Barthémy)は大體ミローと其の見解を等しくするも、獨逸の片務的軍備撤廢に反對したり。獨逸に於ては Theodor Wolff; Demburg Gothein; Hans Persius 等は交々起ちて、軍備制限の必要に關し、輿論を喚起するに努め、エルツベルガー(M. Erzberger)は「國際聯盟」又「世界平和の條件」の二書を著し、仲裁裁判所及調停委員會を設置し、暴力の使用を不必要ならしめ、國際關係の緊張を除き軍備の縮少を可能ならしむことを主張したり。(註八)

羅馬法王が今日も尙或る程度の超國家的權威を有し、交戰國の利害を超越して、衝平なる立場より、同盟側及協商側の間に立ちて斡旋すべく、便宜の地位に在りたるや云ふ迄もなし。一九一七年八月一日、法王ベネヂクト第十五世は、

妥協的平和 (Taux de Négociation) 實現の氣運を促進するの目的を以て、一の教書を公表し、速に平和を克復すると同時に武器の物質力に換ふるに、法の道徳的威力を以てし、一定の條規に従ひ、確實なる保障を條件として、國內の秩序維持に必要な程度迄、相互的且同時に軍備を縮少するを主眼とする衝平なる國際協定の締結を見るに至らむことを要望し、法王廳の機關新聞は徴兵制度を廢し、仲裁裁判所を設置し、判決執行の手段として經濟封鎖を援用せむことを提唱したり。

此の法王の教書は、中歐諸國及伊太利に於て、著しき反響を惹起したり。奧地利は九月十日眞先に回答を發し、必要な保障を條件として、陸、海空軍を漸進的、同時且衝平に制限すべきことに同意す。年月の進むに従ひ、戰局の協商國側に有利に展開すべきことを虞れ、即時に平和を克復するの利益を看取したる獨逸政府は、九月十九日法王廳に回答を發し、法の道徳的威力を強大ならしむるの必要を認め、第一回平和會議以來の態度を豹變して、陸、海及空軍の制限の必要を認め、之が實現の爲、的確なる法規を制定し、安全の保障を供與する事の有用なるを説き、新に生るべき平和の氣象が國際紛争の仲裁裁判に依る解決を容易ならしめむことを翹望し、獨逸帝國及獨逸國民の緊切なる利益と兩立する範圍内に於て、此の種の提案を支持するの用意ある旨を聲明し、海洋の自由を保障する爲必要な措置に出でむことを要求したり。勃爾牙利國政府は、九月二十五日附回答に於て、獨逸兩國政府の回答に倣ひて、軍備縮少及一切の紛争の義務的仲裁裁判付託は平和維持の二大必要條件なりと説き、土耳其政府は九月三十日附の回答に於て、軍備の相互的漸進的縮少を招徠すべき實際的手段發見の爲交渉を開始することに賛成し、斯の如くして國民の福祉増進に必要な財源を得るに至らむことを要望したり。

妥協的平和克復の交渉開かれたる場合に於て同盟側(獨、奧)が幾何の讓歩を承諾すべかりしやは大なる疑問に屬す

と雖も、法王の訴に感動し、之に共鳴せむと努めたるは事實なり。然るに協商側(英、佛、伊)は今や英國の戰爭に參加するあり、必勝の決意牢固として抜くべからざるものあり。従て多くの猜疑心を以て法王の行動を監視し、其の訴に對し耳を藉すことなかりき。但し伊國外相ソニンノ (Sonino) は十月二十五日下院に於て爲したる演説に於て、軍備撤廢は安全保障の結果たるべく、軍備縮少と仲裁裁判とは併用せらるべきものなるが、斯の如き思想を具體化する國際機關を如何にして構成すべきや實際的方策を知らずと云ひ。且現行徴兵制度に換ふるに民兵制度を以てすることは國內秩序に對する脅威を構成するものなることを指摘したり。(註九)

米國に在りては、一九一五年二月ラフォレット氏は上院に於て軍備制限及軍需工業の官營を目的とする國際會議の開催を提唱し、ウイルソン大統領は一九一六年五月二十七日平和強制同盟に於て演説して以來、屢次の演説及議會宛教書に於て、民族自決主義、國家の平等獨立尊重領土保全の主義、民主主義的國家の建設、勢力均衡制度の終息、同盟條約の破棄、強制力を賦與せられたる國際聯盟に依る安全の保障、軍備撤廢並海上捕獲權の否認、封鎖の禁止及海峡の中立化に依る海洋の自由の確保を主張し、同年十二月十八日交戰國政府に致したる公文に於て、勢力均衡政策を貶し、國際聯盟の創設を提唱し、速に平和克復の機會を捕へむことを勸説し、且平和條件を開示せむことを要求したり。一九一七年一月二十二日上院に於て爲したる演説に於て同大統領は軍備問題に論及して、若し世界各國政府にして一致の取極に到達せむとする眞摯なる希望を有するに於ては、海洋の自由の意義を定め、其の安全を確保することは難事にあらず。本問題は海軍の制限及海洋の安全自由を保持せむとする列國艦隊の協同動作と密接の關係あり。而て海軍軍備制限問題は、一層廣汎にして困難なる問題、即ち如何にして陸軍及各種の軍事的施設に制限を加へ得べきやの問題を聯想せしむ。よしや之等の問題にして錯雜困難を極むとするも、來るべき平和が慶福を齎らし、且恆久的ならむが爲には、協調の精

神を以て之を解決せざるべからず。犠牲と讓歩なくしては平和は存在すること能はず。若し將來に於ても尙莊大なる軍事的施設が各所に維持せられ、且繼續的に施行せらるるに於ては、靜穩と安全とは決して諸國民間に君臨せざるべし。世界の政治家は平和の爲に計畫し、諸國は其の政策を此の計畫に合致せしむること、恰も彼等が従前一意假借する所なき戦争又は敵對行爲の爲に準備せしが如くならざるべからず。陸海軍備問題は國家及人類の將來に於ける運命と深甚且直接の關係を有するものなりと云ひ、一九一七年三月五日の第二期就任演説に於て同大統領は再び軍備問題に論及し、國際協定に基ける各國の軍備は國內の秩序及國家の安全の要求に添ふ程度に制限せられざるべからずと主張したり。一九一八年一月八日同大統領は其の教書に於て、有名なる平和條約の基礎的條件十四點を提示す。其の第四點は軍備縮少問題に關係し、各國をして國內の安全と兩立する最少限度迄軍備を減少せしむる爲、之に安全の保障を供與すべきことを宣明し、講和の機會を捉ふるに寧ろ忙はしかりし獨逸兩國政府はヘルトリング伯及スツエルン伯の口を通して前述の羅馬法王の聲明に對すると同様之を歓迎し、同年十月五日に至り米國大統領の十四點を基礎として和議の交渉を開始せむことを要求し、依て以て軍備縮少を約諾したり。(註一〇)

軍縮問題が、巴里會議に於て如何に取扱はれたりやは請ふ章を改めて之を説かむ。

註一、Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen, p. 225. M. de Lavallaz: Essai sur le Désarmement et la Paix de la Société des Nations, p. 183.

註二、Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen, pp. 226-227. M. de Lavallaz: Essai sur le Désarmement, pp. 196-197.

註三、Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen, pp. 228-229. M. de Lavallaz: Essai sur le Désarme-

ment, p. 155.

註四、Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen, pp. 226-231.

註五、本書第二卷第三卷及第四卷に連載せられたる de Messier; de Beaufort; Broda; Nasmyth; Spiller. 等の寄稿は軍備制限問題に關する有益の文獻なりとす。

註六、Léon Bourgeois: Le Pacte de 1919 et la Société des Nations. Annexe B. Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen, pp. 233-239.

M. de Lavallaz: Essai sur le Désarmement, pp. 117-124, 184-196, 204-213.

註七、Ibid., pp. 133-136.

註八、Ibid., pp. 127-129, 163-172, 199-203. Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung, pp. 231-239.

E. Millhaud: La Société des Nations.

註九、Hans Wehberg: Die Internationale Beschränkung, pp. 240-243.

M. de Lavallaz: Essai sur le Désarmement, pp. 150-162.

註一〇、Ibid., 214-243.

Selected Literary and Political papers and Addresses of Woodrow Wilson, Vol. II.

Ray Stanward Baker: Woodrow Wilson and World Settlement, Vol. III.

第三章 巴里平和會議と諸平和條約の軍事條項

第一節 休戰條約

一般に休戰條約中の軍事條項は戰勝國が其の優勢を確立し、戰敗國をして又起つ能はざらしむるが爲、武器の引渡戰略地點の拋棄等種々の措置を強要するものにして、平和會議の繼續中に於ける安全を確保し、且平和條約の受諾及實行を容易ならしむるの効果ありと雖も、其の效力は過渡的なり。之に反し講和條約は戰勝國の優越的地位を恒久的ならしめ、戰敗國の危険なる競争又は復仇を阻止せむとするものにして、永續性を有するを本質とす。

然れども講和條約中に於ける軍事條項の事例は築城等に關する制限を除くときは餘り多からず、其の最も顯著なるは一八〇八年ナポレオンが普魯西に課したる兵員の制限なりとす。

對獨休戰條約軍事條項は、平和會議に於ける軍備制限問題の討議と密接の關係を有するが故に、稍詳細に其の内容を説明するを適當なりと思ふ。一九一八年十月二十五日佛國のフォッシュ元帥が *Senlis* に招集したる最高軍事會議に於て、對獨休戰條約の討議に際し、英國のヘイグ元帥は、寧ろ條件を寛大にして獨逸の承諾を容易ならしめ、以て速に戰爭を終結せしむるの必要あることを説き、佛蘭西及白耳義の占領地竝にアルサス・ローレンより撤退すること、白耳義及佛國に於て獲得したる車輛を返還することの二條件を課するに止めむことを主張す。之に反し、佛國のベタン將軍は十月二十三日附ウイルソン大統領の休戰應諾に關する公文(註一)に論及し、休戰は終局的休戰にして、休戰條約は獨逸の再起を不可能ならしめ、之に如何なる講和條件をも強要し得せしむる底のものたらざるべからずと前提し、第一條

件としては、獨逸軍をして、一切大砲及タンクを拋棄し、小銃のみを携帯して國內に撤退せしむべく、此の條件を確實に履行せしむるの方法として、撤退期間を極度に短縮し、以て軍需材料の搬出を實際上不可能ならしむべく、第二條件としては、獨逸軍を占領地及アルサス・ローレンより撤退せしむるのみならず、同盟及聯合國際陸軍をして、ライン左岸全部及右岸五十吉米の地帯を占領せしめ、且獨逸をして機關車五千臺及車輛一萬臺を引渡せしむることを主張し、米國のパーシング將軍はベタン將軍の説に賛同したり。茲に於てフォッシュ元帥が翌日クレマンソー氏に提出したる休戰條件は次の條項より成れり。

(一)法規に違反して占領したる地方即ち白耳義、佛蘭西、アルサス・ローレン、ルクサンプルグより即時に撤退すること。

右地方の居留民を即時に歸還せしむること。

撤退すべき地方に在る敵國材料の一部の拋棄。

此の撤退は、敵國をして右地方に集積せらしたる一切の軍用材料及糧食の大部分を運搬し去る能はざらしむる程、迅速なる次の期間に於て實行せられざるべからず、四日以内に、獨逸軍は附圖の第一境界線以外に撤退すること。其の後四日以内に、第二境界線以外に撤退すること。

其の後六日以内に第三境界線以外に撤退すること。

斯の如くして、白耳義、ルクサンプルグ、アルサス・ローレンは十四日以内に解放せらるべし。

前述の期間は休戰條約に署名したる日より之を起算す。如何なる場合に於ても、敵の拋棄すべき材料の總量は次の數を下ることを得ず。(註二)

大砲 五、〇〇〇（重砲、野砲各半數）

機關銃 三〇、〇〇〇

拋雷機 三、〇〇〇

右材料は追て定めらるべき細則に従ひ、現地に於て受授せらるべし。

同盟國軍隊は、追て定めらるべき細則に従ひて實行せらるべき獨逸軍撤退の進行を、前記の地方に於て、監視すべし。

(二) 萊因左岸の地より敵軍の撤退すること。

萊因左岸の地方は、同盟國占領軍の監督の下に、地方官憲之が行政を掌る。

同盟國軍は守備隊を置き、萊因河の主要なる通過路、(マイヤンス、コブレンス、コロニユ、ストラスブル)及右地點に於ける右岸橋頭堡直經三十吉米の地域並該地方に於ける戰略地點に占據せしめ、以て右地方の占領を確保す。

瑞西の國境より和蘭の國境に至る迄萊因河の右岸に於て、河と、之に併行して其の東方四十吉米突に引かれたる一線との間に在る地帯を、中立地帯として保留す。

敵軍の萊因地方撤退は次の期間内に實行せらるべし。前記の期間經過後八日以内に萊因河迄撤退すること、(休戰條約署名の日より起算して二十五日間)

(三) 敵軍の撤退する一切の地方に於て、如何なる種類の破壊と雖も之を爲すことを得ず。住民の身體又は財産に損害を及ぼすことを得ず。

(四) 敵軍は追て決定せらるべき條件に従ひ、機能良好なる機關車五千輛及車輛十五萬臺を引渡すべし。

(五) 獨逸軍司令部は獨逸軍の撤退する地方に敷設したる時間爆發の地雷又は爆發物を明示し、其の搜索破壊を容易ならしむべく、違反するときは報復を受くべし。

(六) 敵軍が以上の條件を實行するには、二十五日間を要す。此の實行を確保する爲、右期間中、封鎖は其の儘維持せらるべし。敵の糧食補給は、之に關する特別協定に従ひ、右期間が經過し、諸條件の充たされたる後に於て、始めて許容せらるべし。

(七) 同盟國軍の俘虜は、追て詳細定めらるべき條件に従ひ、能ふ限り短期間に放還せらるべし。

次で開催せられたる最高會議に於て、米國のブリス將軍は單簡に獨逸の軍備全廢及徹底的復員を要求するに若かずと説き、フォッシェ元帥は之が實行を監督することの頗る困難にして、奏効疑はしかるべきことを理由として之に反對し、該會議は結局後者の説に聞き、最高軍事會議の提案に更に次の條項を追加して、之を採擇したり。

一切のD七型飛行機及夜間爆撃用飛行機を含める戦闘用及爆撃用飛行機二千臺を引渡すこと。

一切の空軍は同盟及聯合國の指定する獨逸の根據地に集中休止すべきこと。敵軍の撤退したる獨逸の領域内に於て、一切の軍事的施設を完全の状態に於て引渡すこと。

一切の交通及通信機關、鐵道、航路、道路、橋梁、電信、電話は之を毀損することを得ず。現在使役せる一切の軍人及非軍人は其の儘之を維持すべし。

占領地の全部に於て、同盟國及合衆國軍隊は徵發權を行使することを得、萊因地方(アルサス・ローレーンを含まず)の占領軍の維持費は獨逸政府の負擔とす。

敵國の俘虜は豫備條約の署名後に始めて放還せらるべし、貨物自動車一萬臺を同盟國に引渡すべし。
アルサス・ローレーンに於ける鐵道は、戰爭前に於ける人員及材料と共に引渡さるべし。

海軍條項に關しては、軍事専門委員は、獨逸をして、潜水艦百五十隻を引渡さしむることの一項を以て満足したるが、英國首相ロイド・ジョージ氏は之を以て不充分なりとし、鋼鐵艦及巡洋艦の殆んど全部をも引渡さしめむことを主張し、最高會議は現存せる潜水艦全部の引渡に關する條項以外に更に次の一項を追加したり。

同盟及聯合國の指定する、次の獨逸水上艦は、直に武装を解除せられ、警備に必要な人員のみ之に乗組み、同盟及聯合國の指定すべき中立港又は、中立港なき場合に於ては、同盟國の港に抑留せられ、同盟及聯合國の監視に附せらるべし。

巡洋戰艦	六隻
戰鬪艦	十隻
輕巡洋艦	六隻
水雷敷設艦	二隻
驅逐艦	五十隻

其の他の一切の水上艦（砲艦を含む）は、同盟及聯合國の指示すべき獨逸海軍根據地に集中せられ、全然武装を解除せられ、同盟及聯合國の監視の下に置かるべし。一切の補助艦船は其の武装を陸揚すべし。抑留せらるることに指定せられたる一切の軍艦は休戰條約の署名後七日以内に獨逸の港を出發する様準備すべし、目的地は無線電信を以て之を通知すべし。

斯くて十一月八日フォッシュ元帥より獨逸代表に交付せられたる休戰條約は、前述の軍事條項、賠償責任に關する條項並に抗敵行爲の休止、獨逸軍の東部國境即時撤退、ブカレスト條約プレスト・リトヴスク條約及其の追加條約の破棄に關する條項と合せ三十四箇條より成れり。而て該條約は同十一日調印に當り、機關銃三千挺を二千五百挺に減じ、飛行機二千臺を千七百臺に減じ、貨物自動車一萬臺を五千臺に減ずるの三點に於て稍寛和せられたり。（註三）

一九一九年一月十八日獨逸政府は休戰條約に定められたる材料の引渡を完了したりと雖も、右材料はフォッシュ元帥の豫想せる如く、獨逸軍の所持せる兵器の三分の一又は半数に遠く及ばずして、獨逸軍は尙大砲二萬四千六百二十五門、機關銃四萬一千三百十八挺を有せり。加之獨逸共和國の陸軍大臣ノスケは來るべき平和條約の軍事條項を回避せむと努め、軍隊を波蘭の國境に集中し、兵器を製造し、部隊の復員を遅延し、警察の爲と稱して新なる部隊を組織したり。茲に於て同盟及聯合國側は晏如たる能はず。ロイド・ジョージ氏は一月二十三日の最高會議に於て、休戰條件改訂の節更に條件を加重し、復員を斷行せしめ、且殘餘の兵器を沒收せむことを主張し、佛國代表は第二次休戰條約に於て、師團數の減少、材料の引渡、主要軍需品工場十三箇所の監視、石炭産地にして且鑛業の旺盛なるエッセン地方の占領を強要せむことを主張したるが、其の當時最高軍事會議に依りて構成せられたる委員會はルーシユール氏を議長とし、審議の結果休戰條約の更新に際し次の條項を追加せむことを提議したり。（註四）

（一）獨逸にして若し確定的に戰爭を再開するの意思を抛棄し、此の抛棄の保障として、次の條件を實行するに於ては同盟及聯合國政府は、同盟國の占領に獨逸が負擔すべき財政上の負擔を輕減すべきことを約す。

（二）前記負擔の輕減は、其の實行が獨逸の戰爭抛棄及軍需材料製造廢止の意圖を明示すべき次の措置の實行を見届けたる後に於て實施せらるべし。

(三)獨逸は、其の陸軍兵員を嚴に國境の守備及國內の秩序維持に必要な數、即ち歩兵二十五師團、騎兵五師團に減少すべし。

(四)從て獨逸は其の保有すべき軍需材料を次の數量に減少すべし。(注意ウェイガン將軍は此の數字に關し、再考の餘地を存せむことを希望す)

重砲	一、〇〇〇門
野砲	一、五七五門
機關銃	三、八二五挺
自動旋條銃	四、五〇〇挺
旋條銃	四一二、五〇〇挺
迫撃砲	一、四〇〇門

(五)從て前記の數量を超へたる一切の過剩軍需材料は、追て協定せらるべき獨逸の被占領地、非被占領地又は獨逸國外の地點に於て、特に之が爲に任命せらるべき同盟國將校より成れる委員會に引渡さるべし。此の引渡は現に軍隊に於て保有し、又は既成たると、試験中たると、製造中たると、修繕中たるとを問はず國內の置場、兵器廠、工場等に在る軍需材料の全部に之を適用せらるべし。同盟國將校は斯の如くして引渡されたる軍需材料を、狀況に従ひ搬出し、破壊し、又は不用に歸せしむべし。

(五の二)航空機に關しては獨逸は次の物品を引渡すべし。

(イ)同盟國が選擇すべき陸上飛行機五千臺

(ロ)同盟國が選擇すべき水上飛行機 四百五十臺

(ハ)同盟國が選擇すべき航空船 十五隻

(ニ)一切の航空機は完全なる兵裝及砲裝を有し、同盟國が定むる期日以前に於て、同盟國が指示する場合に獨逸航空人員に依りて飛來すべし。

(ホ)長さ八百呎以上の硬式航空船格納庫六棟は同附屬水素製造機械一式と共に、良好の状態に於て引渡さるべし。(注意、獨逸より引渡さるべき航空機及航空材料の仕向先又は破壊の問題は其の數量の確定せらるると同時に最高軍事會議に於て解決せらるること特に必要と思考せらる。)

(六)一切のタンク(一切の瓦斯マスク)及毒瓦斯の貯藏品は、其の放射器及容器と共に引渡さるべし。

(七)獨逸は、之に加ふるに、其の保有を許されたる材料の補填に必要な數量を除く外、一切の軍用材料の製造を停止するの義務を負ふ。

(八)一、三、四、五、五ノ二、六及七に規定せられたる獨逸の約束に忠實且完全なる履行を確保せむが爲、同盟國政府は専門家及將校より成れる派遣員を獨逸に駐在せしむべく、右派遣員は四、五の二及六に掲記せられたる軍用材料の製造に従事する工場、軍需品置場及一切の軍用倉庫を檢視するものとす。

該使節は工場を視察し、前述の製造停止を確保する爲に必要と認めらるる前記軍用材料の製造に用ひらるる特殊の機械を搬出し、又は破壊するの權能を有す。

獨逸の軍事官憲は専門家に其の任務達成上必要とする一切の報道を供給し、且彼等に其の任務達成上必要なる具體的手段を供し、許可を與へ其の妨げとなるべき障礙を除去すべし。

(九)獨逸が以上の提議に同意せず、又は之に同意したる後之を履行せざる場合には、同盟國政府は別添地圖中赤色の地域即ちウェストフリアの盆地の軍事的に占領すべし。(註五)

此の所謂ルーシユール報告に對しては、英米側の反對あり。

ウイルソンは該報告を以て“programme de paixque.”と評し、次で任命せられたる二個の精査委員會に於て、佛國側は強硬に原案を支持したるも、英米側は恆久的に獨逸を諸隣邦特に佛國に比し政治的、經濟的に劣等の地位に置くことを欲せず、寧ろ其の軍を速に本國に送還せむと欲して、占領地域を擴張することに反對し、結局二月十六日を以て三度更新せられたる休戰條約は獨逸を威壓して波蘭に對する戰爭準備を即時に中止せしめ、且休戰期間を短縮すると同時に、三日の豫告を以て休戰條約を破棄するの權利を同盟國側に保留するに止めたり。(註六) 然れども他面に於て最高會議は確定的平和條約の軍事條項に依り、獨逸の軍備を縮少するに若かずとなし、二月十七日フオツシュ元帥の率ゆる軍事委員會に該條項の起草を急がむことを求め、對獨逸平和條約軍事條項は同月未稿成り、三月一日各國代表に配付せられたり。(註七)

同盟及聯合國と奧地利洪牙利國との休戰條約中の特殊條項としては、完全なる復員、武器及軍用材料の半數の引渡、同盟國軍隊の道路、鐵道及水路利用の自由、並軍艦の領海及内水通航の自由を擧ぐることを得べく、同盟及聯合國と洪牙利國との休戰條約中の特殊條項としては、馬匹二萬五千匹の提供、獨逸との關係斷絶を擧ぐることを得べく、同盟及聯合國と勃爾牙利國との休戰條約中の特殊條項としては、復員せる部隊の過剩武器全部の引渡を擧ぐることを得べく、同盟及聯合國と土耳其國との休戰條約中の特殊條項としては、海峽の占領及通過の自由及隧道の占領を擧ぐることを得べし。(註八)

註一、(イ)休戰條約は、同盟及聯合國政府の軍事專家が軍事上の見地に於て、之を可能なりと判斷したる場合に於てのみ締結せらるべし。

(ロ)同盟及聯合國に向つて提議せらるべき休戰條約は獨逸が再び戰爭を開始することを阻止し得る底のものならざるべからず。

(ハ)世界各國民は、今日に至る迄獨逸の政策を指導し來りたる人々の所言に、何等の信頼を繋ぐ能はず。

註二、第一項に掲げられたる大砲の數は獨逸軍砲兵隊の有する材料の三分の一に當り、機關銃の數は獨逸軍の有する全機關銃の半數に當るものと豫想せられたりき。尙獨逸軍が佛國及白耳義に於て捕獲したる機關車は二千五百臺、車輛は十三萬五千臺に上れり。

註三、H. W. V. Temperley: A History of the Peace Conference of Paris, Vol. I, pp. 458-476.

註四、André Tardieu: La paix, pp. 66-84. M. de Javalhaz: Essai sur le Désarmement et le Pacte de la Société des Nations, pp. 332-339.

註五、Ibid., 340-344.

Ray Stannard Baker: Woodrow Wilson and the World Settlement, Vol. III, pp. 189-194.

註六、Temperley: A History of the Peace Conference, Vol. I, p. 480.

註七、André Tardieu: La paix, p. 144.

註八、Temperley: A History of the Peace Conference, Vol. I, pp. 481-497.

第二節 巴里平和會議に於ける軍備制限問題

普佛戰爭に全勝を收め、獨逸帝國統一の偉業を完成したる後に於ける獨逸の膨脹政策は、汎獨主義運動及植民地獲得

運動となりて現はれ、第十九世紀末葉より世界大戦勃發に至る迄新興の後進國たる獨逸は常に歐洲に於ける軍備擴張競争の先驅者たるの外觀を呈し、且此の競争を阻止せむと企圖したる第一回及第二回海牙平和會議は勿論、海軍休暇を齎らさむと欲したる英國側の提議等を委く畫餅に歸せしめたり。故に一八九三年十月三十一日バイエルン議會に於て社會黨議員グリレンベルガー (Grillenberger) は獨逸特に普魯西が軍國主義の範を他國に垂れたることを指摘して、普魯西が率先して軍備縮少を實行し、且國際協力に依る軍備撤廢實現の方途を示さざるべからずと説き、(註一) 一九〇六年萬國議院會議に於て白耳義人ゴブレ・ダルヴェイラ伯 (Comte Goblet d'Alviella) は双務的軍備縮少協定の成否は獨逸の態度如何に懸ると述べ、(註二) グレー卿は一九一八年十月十日の演説に於て、獨逸は眞先に軍備を撤廢せざるべからず、軍事費増加の急坂を率先して攀ぢ登りたる獨逸は、之を下降するに當りても亦先驅者たらざるべからず、絶大の軍國獨逸の軍備を撤廢するに至る迄、吾人は軍備撤廢を論ずることを得ずと述べ、(註三) レオン・ブルヂョア氏の主宰したる政治及社會問題研究國內委員會は、一九一六年末頃、既に講和條件に關する聲明書を發表して、戦争終結後國際關係を規律すべき根本主義を定立し、平和條約は、又起つ能はざる程度迄、普魯西の軍國主義の現制を破壊するに必要な措置を獨逸に強要するの必要ありと説けり。

一九一八年十月五日附和議交渉に關する米國大統領宛獨、澳共同通牒は米國大統領ウイルソンの十四點を基礎として講和を議し、干戈を收むるの用意ある旨を聲明し、米國大統領は協商國側と交渉の上占領地を撤退し、民主主義的政府を建設することを條件とし、且賠償問題及海洋自由の問題に關する行動の自由を留保したる上、右十四點を基礎として和を講ずることを許したり。茲に於て、獨逸側は、妥協的平和の基礎を築くことに成功したるものと觀察し、同時且双務的軍備縮少を特別の會議に於て商議協定すべきものと信じ、民兵組織を推稱し海洋自由を確保するの手段を考究した

り。然れども當時戦局推移の状況に照し、獨逸側の平和克復に關する提議は降伏と何等撰ぶ所なく、特に英佛兩國政府は獨逸を以て軍國主義の化身となし、同盟側を以て平和主義の權化となし、獨逸の軍備撤廢を以て一般的軍備縮少の前提條件となしたるが故に、十月二十三日附ウイルソン大統領の獨逸政府宛書簡は、休戰條約が、同盟及聯合國側の協定したる條件を獨逸に強制し得、且獨逸の抗敵行爲を不可能ならしむる底のものならざるべからざることを指摘し、一九一八年十一月十一日署名の休戰條約は單純の降伏の場合に於ける休戰條約と何等撰ぶ所なかりしは前節に縷述したる所の如し。

前述の如くなるを以て、獨逸側が確定的平和條約に於て徹底的軍備縮少を受諾することを餘儀なくせらるべきは頗る明瞭なりしと雖も、獨逸に續きて、其の直後に同盟及聯合國等の軍備縮少を見るべきや、將又後者の軍備縮少を將來に於ける國際會議の宿題として保留すべきやの問題は他の軍縮に關する根本的問題と共に巴里平和會議に於て政治的に解決せらるるを要したり。

第一、獨逸の軍備制限と同盟及聯合國の軍備制限

巴里に會合せる五國會議(又は十人會議)が、初て軍縮問題に言及したるは一九一九年一月二十一日の出來事にして英國のバルフォア氏は聯盟規約起草委員會と對比すべき軍事委員會を創設せむことを主張し、獨逸に將來保有を許すべき兵力に關し何等かの協定を見ることは最も緊要なり、軍備撤廢なくしては國際聯盟は一つの狂言に過ぎずと聲明し、一般的軍縮と獨逸の軍縮と二個の問題の提起せられつつあることを暗示し、二日後ロイド・ジョージ氏は五大國より各二人他の諸國より五人の委員を指名し、一委員會を構成し、(一)獨逸の兵力を即時に徹底的に減少するの方策及(二)國際聯盟と關聯して、陸、海、空軍軍事費を恒久的に減少せしむるの方策を立案報告せしめむことを提議し、尙第一の問

題は即時に之が審議に着手し、第二の問題は之を後日に保留し得べしと附言せり。茲に於て一般的軍備縮小に重きを置けるウイルソンは、直に起ちて、第二の問題にも同一程度の考慮を拂はむことを主張し、爾來機會ある毎に此の主張を反復したり。對獨軍事條項の採擇後、獨逸陸軍の過少にして、佛國の大陸に於ける優越權確立し、之を背景として諸小國が專横の舉措に出でむことを虞れたる英國首相は一般歐洲諸國の軍備を制限し、其の徵兵制度を破壊せむと欲して一つの覺書を提出し、一面對獨軍事條項を寛和し、他面紛争の機を孕める東歐諸國の軍備を制限する爲、列強も亦一般的軍備制限に賛同せむことを要望し、之無くしては恆久的平和も獨逸の永久的服従も之を確保するに由なしと力説したるも効果なかりき。後四月二十六日に至りウイルソンは、若し一般的軍備縮小に至る準備行爲として對獨軍事條項を提示するに於ては、獨逸をして容易に之を受諾せしめ得べしと説き、クレマンソー氏は案文を見たる上にて賛否を明にすべしと述べ、結局「各國軍備の一般的制限の企圖を實現せしむる爲」獨逸國は一定の軍事條項を嚴守すべき旨の規定採擇せられたり。而て一九一九年六月十六日附クレマンソー氏の獨逸講和全權委員宛書翰は獨逸の軍備制限と一般的軍備制限との關係に論及して、次の言を爲せり。(註四)

同盟及聯合國は、其の獨逸の軍備に關する要求條件が、單に獨逸をして再び軍事的侵略政策を採用する能はざらしむるの目的を立案せられたるものにあらざることを明瞭ならしめむと欲す。右要求條件は、又戰爭の最も有効なる豫防手段として、同盟及聯合國が其の實現を期し、且國際聯盟が其の第一任務として促進を期しつつある一般的軍備縮小又は制限に進むべき第一着歩たるべきものとす。猶同盟及聯合國は最近に三十年間に於ける大規模の軍備擴張は、獨逸に依りて他の歐洲諸國に強要せられたるものなることを指摘せむと欲す。獨逸が其の武力を増大したるが故に、其の隣國は獨逸の命令又は武力に對抗し得むが爲、其の挑撥に應ずることを要したりき。故に軍備制限の

實行は其の擴張に對して責任ある國より始むるを以て、正當且必要なりとなす。侵略國が其の道程の先頭に進むにあらざれば、被侵略國は安んじて其の例に倣ふことを得ず。…海軍條項は一切の國の一般的軍備制限を齎さむとする希望を其の根柢とす。(註五)

平和條約案の軍事條項の對案として、獨逸全權は平和條約締結後、直に聯盟に加入を許さるるに於ては即時に軍備を縮小し、徵兵制度を廢止するの義務を負ふべきも、二年後に於て一般聯盟國も之に倣はむことを要求したるが、同盟及聯合國は何等顧念する所なかりき。(註六) 斯の如くにして、巴里會議に於て同盟及聯合國は主義上軍備縮小の義務を負担したりと雖も、毫も之を實行せず。一般的軍備制限問題の解決はウイルソンの希望に反し、將來に於ける國際聯盟の解決に一任せられたり。然れども獨逸の服すべき軍事條項、ヴェルサイユ條約第五編前文及聯盟規約第八條が、過去半世紀に亘る軍備制限運動の歴史的產物として、深甚の意義を有せるや云ふ迄もなし。講和會議中一般的軍備制限に依らずして、獨逸を爾餘の諸國と均等の地歩に置かむとするの努力試みられたり。

對獨軍事條項を講和條約より分離し、又は之に一定の期限を附せむとする提案之なり。即ちクレマンソー氏の負傷引籠中、對獨講和條約軍事條項を講和條約より切り離し、獨立せる別個の條約となさむとする提議現はれたるが、佛國代表は斷乎として之に反對し、右提議を葬り去れり。尙三月三日同一の根本思想に基き、獨逸の軍備制限は之を一定有限の期間内に限るべしとの提案現はれたるが、クレマンソー氏は強硬に之に反對し、恆久的軍備撤廢を獨逸に課することに成功したり。(註七)

第二、陸軍條項の立案及採擇

三月一日列國に配付せられたる軍事委員會の立案に係る軍事條項に従へば、獨逸陸軍は徵兵制度の下に、一年兵役制

度を採用し、毎年二十萬人を募入し、重砲百八十門、野砲六百門を保有し、總兵員を十五師團、五軍團に編成し、之に五軍團、參謀部及一總參謀部を配したり。前記兵力の決定に當り、軍事委員會は獨逸の兵力を國內の秩序維持に必要な程度に留むることを方針としたるが、二十萬の兵員の數（英國側は四十萬乃至五十萬を主張したり）は全く算出の根據を缺き、隨意に決定したるものなり。尙徵兵制度を獨逸に許さむと欲したるは、或は長期服役の傭兵制度が君主主義の動主義を奉ずる精銳熟練の軍人階級を發達せしめ、共和政治を維持するに便ならざるに職由すと觀察せられ、或は獨逸の徵兵制度を打破することが、聽て佛蘭西、伊太利、日本等の軍事組織の挽歌となるべきを懼たるに因ると主張せらるるも、其の眞偽を詳にせず。以上の軍事委員會の提案は、佛國側の意見が勝利を占めたる結果にして、之に反對せる英國側の意見は少數意見として報告に添附せられたりき。（註八）

本件最高會議の議に附せらるるや、英國首相は此の制度を採用する結果、獨逸の陸軍は十年後には二百萬人の豫備兵を有し、十五年又は二十年後には巨大なる陸軍を動員し得るに至るべしと述べて、之に反對し、軍事専門家中長期義勇兵が戰時膨脹すべき部隊の基幹となるの危険を指摘して、原案を支持する者ありたるも、佛國首相亦英首領の見解に同意したり。茲に於て軍事委員會は其の報告を修正すべきことを命ぜられ、十二年間服役の義勇兵十四萬人（佛國側の主張により二十萬人を十四萬人に減少す）と必要の軍用材料とを獨逸に認むることとなしたるが、最高會議は佛國側の主張に聞き、之を十萬人に減少し、且重砲と參謀本部を抹殺し、軍團司令部の數を減じ、野砲等の數をも減少したり。（註九）

其の後國際聯盟理事會の任命したる混成委員會は第二回聯盟總會に提出したる其の報告書に於て「獨逸に於ける徵兵制度の廢止及徵兵に代ふるに、内國治安維持に必要な最少限度の志願兵を以てしたること程重要にして、其の影響する所深甚なる政策は、世界開闢以來、未だ嘗て實行せられたることなし。此の狀勢を確保することは、嘗に他國が其の

軍備を漸減することを可能ならしむるのみならず、又必然の結果として平和を齎すものなりと斷言するを憚らず」と述べたり。

第三、對獨海軍條項

前述の同盟及聯合國側の一般的軍備制限に關する主義上の受諾が海軍にも適用せらるべきは勿論なるも、巴里平和會議は一般的海軍制限の實行手段を審議することなかりき。蓋し英國は舊に依りて其の海上優越權に執着し、國際聯盟を以て英國海軍力の代用品と思考せず。米國はベンソン提督、海軍卿ダニエルス氏等の既に巴里平和會議中より主張したるが如く、英國同一の海軍力を克ち得むと欲し、佛國は戰利艦の分配に依りて其の死滅せむとする海軍を恢復せむと欲し、何れの國も海軍制限實行の發議權を執らざりしに依れり。休戰條約に依り、英國北部の港スカパ・フローに繋留せられたる獨逸及奧地利海軍は、戰艦及巡洋戰艦二十七隻、輕巡洋艦十九隻、驅逐艦百一隻、潜水艦百三十五隻を算し、之を列強間に分配するときは列強の海軍力を三割増大するに足れり。而て佛國が海軍復興及財政上の見地より分配を主張せるに反し、米國のベンソン提督は一方右分配が寧ろ米國海軍の勢力を減殺すべしとなし、他方同盟及聯合國側が誠心誠意軍備制限を要望するものなることを明證せむが爲に分配を不可なりとして、深海に之を沈めむことを主張し、英國は寧ろ米國の説に左袒するもの如くなりき。然れども敵國軍艦處分問題は平和會議に於て決定以前、六月二十一日、獨逸軍艦乗組員が自ら其の乗艦に浸水せしめて之を港内に沈むることに依り、自然に解決せられ、潜水艦等殘餘軍艦の處分は對獨海軍條項と共に容易に其の決定を見たり。（註一〇）

第四、軍事監督

所謂ルーシユール報告が、第三回休戰條約の調印に當り追加條件を課すると同時に軍事監督を實行せむとしたること

は既に述べたり。ヴェルサイユ條約の軍事條項は後に述ぶるが如く、同盟國國際監督委員會を設置し、軍事條項の履行を確保するの便に供したるも、右委員會員の存在は過渡的にして、チルシット條約の失敗を記憶せる佛國人に安心を與ふるに足らず。茲に於て、タルチュー氏は軍事條項に關し、本條項は五十年間に二回侵略せられたる佛國に充分の安全を確保せずと叫び、レオン・ブルジョア氏の一般的恆久的軍事監督制度を設置せむとする提案が、國際聯盟規約起草委員會に於て、主權論を口實とせる英、米の反對に依り否決せられたる後、三月二十二日ハウス大佐に書簡を送り、恆久的監督權を獲得するの必要なる所以を力説し、後四月二日に至り、聯盟規約、英佛、米佛、保障條約又は平和條約軍事條項中に次の條項を挿入せむことを要求したり。

“Si l'une des puissances signataires estime que l'Allemagne a violé une des clauses ci-dessus (démilitarisation de la rive gauche du Rhin et de 50 kilomètres sur la rive droite et clauses militaires), elle aura le droit d'en saisir le conseil exécutif de la Société des Nations, qui fera immédiatement procéder à la vérification des faits annoncés. L'Allemagne s'engage à accepter la dite vérification faite dans l'intérêt de la paix et à en faciliter l'exécution.”

米國大統領は、條約違反に付、聯盟理事會の注意を喚起するの權利は、聯盟規約の條項に依り各國に賦與せられたるが故に、該條項は最早其の必要なく、加之米佛保障條約中に之を挿入するは適當ならずと主張し、佛國側は更に規約第十條に定むる領土不可侵の保障を確實にする爲、英佛、米佛保障條約を要すとせば、聯盟規約第十二條又は第十五條に豫見せらるる理事會の調査實施を確實にする爲、前記の條項を採用するの必要あることも亦自明の理なりと説き、結局四月十七日米國大統領の提案に基き、理事會の調査權實施に關するヴェルサイユ條約第二百十三條は採擇せられたり。但し「多數決に依り」なる文字は佛國側の修正意見に依り追加せられたるものなり。(註一一)

第五、佛國の安全問題

佛國政府は戰爭猶ほ耐なるの日、萊因左岸の獨逸領土を獨逸より分離し、獨立自治の中立國となし、獨逸が平和條約の條項及保障を完全に履行し終る迄之を占領せむと欲し、露國政府と交渉して略其の承認を得たり。而て英國政府に對して爲されたる同種の非公式の提議に對しては、同政府は反對の意嚮を有し、何等コミットする所無かりき。(註一二) 休戰條約成立の後佛國政府はフォッシュ元帥の提議に基き、國際聯盟對獨逸軍事條項及レナニー地方の無防備が與ふる安全を以て未だ不充分なりとなし、平和會議にタルチュー氏の起草に係る長文の覺書を提出し、(一)萊因河を以て獨逸の西方國境とすること、(二)萊因河の橋梁は同盟軍之を占領すること、(三)以上の措置は、特定國の利益の爲に、領土の併合を齎すべからざることを承認せむことを要求し、尙二個の附屬書に於て、國際聯盟の保護の下に獨立國を形成すべきレナニー地方の政治組織を勘考し、該地方の獨立が獨逸に及すべき經濟的影響を鮮明し、後本件に關する條約文章案を英、米全權に交付したり。(註一三)

此の緩衝國設置の提案に對し、英國側はナポレオン時代を回想して頑強に反對し、新たなアルサス・ローレン問題を惹起すべからずと説き、久敷に亘る外交交渉の後、三月十四日クレマンソー、ロイド・ジョージ、ウイルソン三巨頭の會議に於て、英米代表は各自國の傳統に反し、佛國の要求に代はるべき提案として、獨逸が挑撥に基かずして、而も佛國を攻撃したる場合、英米兩國は夫々即時に軍事的援助を佛國に與ふべき旨の同盟條約を締結せむことを提議し、佛國は此の保障の價値ある所以を認めたるも、尙物質的保障を全部拋棄することを欲せず、交渉延引四十日の後佛國はレナニー獨立國案を拋棄し、同盟及聯合國の軍隊は萊因河左岸及同河橋頭堡地帯を十五年間占領すべきこと、獨逸が本條約の條項を誠實に履行したる場合に於て五年毎に占領地帯を縮少し、十五年後に於て撤兵を完了すべきこと、若し十五年の

後に於て、英佛、米佛、保障條約の與ふる安全の保障が不充分なりと認めらるるときは、所要の保障を得るが爲、撤退を延期し得べきこと、若し獨逸が賠償義務を履行せざるときは何時にても撤退したる地域を再占領し得べきこと等ヴェルサイユ條約第十四編の各條項に英米側の同意を取付け得たり。(註一四)

英佛、米佛保障條約に關しては、三月二十八日ウイルソンは英國首相の同意を得て次の案文を佛國首相に手交したり

“Engagement des Etats-Unis, soumis à l'approbation du Conseil de la Société des Nations, de venir immédiatement à l'aide de la France dès qu'un mouvement non provoqué d'agression serait dirigé contre elle par l'Allemagne, cet engagement devant rester en vigueur jusqu'à ce qu'il y ait accord sur la capacité de la Société des Nations de fournir par elle-même une protection suffisante.”

右案文は、形式上の修正を加へ、且英佛、米佛兩保障條約が同時に効力を發生する建前に於て、採擇せられたり。(註一五)

米國上院の否決に依り該條約が効力を發生するに至らざりしは人の知る所の如く、而も講和會議に於ける佛國代表は好く此の可能性を豫見し、之が爲米國大統領の同意を得て、ヴェルサイユ條約第四百二十九條末項の規定を存置し、以て萊因左岸及同河橋頭地域の占領を無期限に延長するの權利を保留したり。(註一六)

第六、新興國の軍備制限

巴里平和會議が奧地利、洪牙利、勃爾牙利に課すべき軍事條項を議したるは、一九一九年五月對獨平和條約軍事條項を議したる以後のことに屬す。

軍事委員會の起草せる對奧軍事條項、第二條は、奧地利の徵兵制度を廢止せむとする英米案と、之を維持しつつ一年

兵役制を採用せしめむとする佛伊案とを含めり。而て本件に關しては對獨軍事條項の場合の如く、佛國側の讓歩に依り英米案採用せられたり。惜て義勇兵制度の下に奧地利の保有すべき陸軍總兵員數を四萬人に制限せむとする軍事委員會の原案に對しては、佛國代表は、之を一萬五千人に制限せんとし、伊太利代表は之に反し、ユーゴ・スラヴィーと奧地利との間に勢力の均衡を保持せしめむと欲し、嘗て奧地利洪牙利帝國を構成したる諸國の軍備をも一律に制限せむことを提議す。茲に定て、ウイルソン氏は一般的軍備制限促進の機會を促へむと欲し、伊國代表の議に賛し、軍事委員會は奧地利、洪牙利、チェッコ・スロヴァキー、ユーゴ・スラヴィー、羅馬尼、波蘭、勃爾牙利、及希臘の兵力をヴェルサイユ條約に依る獨逸の陸軍兵力に準して算定せむことを委囑せられたり。右委員會は五月二十三日の四國會議に其の報告を提出し、獨逸の例に従へば、奧地利一萬五千人、洪牙利一萬八千人、勃爾牙利一萬人、チェッコ・スロヴァキー二萬二千人、ユーゴ・スラヴィー二萬人、羅馬尼二萬八千人、波蘭四萬四千人、希臘一萬二千人となるも、斯の如き寡少なる兵力を以てしては、大都市を有し、又は勞農露國の脅威を受けつつある諸國の國內の秩序すら之を維持する能はずとなし、例へば奧地利に四萬人、波蘭に八萬人、勃爾牙利に二萬人を割當てむことを提議す。然るにクマンソニー氏は舊敵國以外の諸國の軍備を制限することに斷乎として反對し、且奧地利の兵力を三萬人に減少せむことを主張し、ウイルソン大統領は一九二一年一月一日以降、一般諸國も亦軍備制限に服すべき旨を條約中に規定せむことを提議し、ロイド・ジョージ氏も亦新興國をして過大の軍備を維持せしむるときは、其の相互間に於て、干戈に訴ふることを阻止するの手段なきが故に、最高會議は奧地利洪牙利のみならず、其の接壤國の軍隊をも制限せざるべからずと論じたるも、遂に其の甲斐なかりき。後四國會議は新興諸國を招致して、軍備制限問題に關し其の意見を徵す。其の際右諸國代表は或は露國又は舊敵國より受くる脅威を理由とし、或は新興國を諸中立國よりも劣等の地位に置き、其の勢威を失墜せしむるに至るべきこと

とを理由として、軍備制限を受諾するを欲せず、結局ウイルソンは強大國が受諾するの意見なき軍備制限を、新興國に受諾せしめむとするの至難なることを識認し、巴里平和會議は一般的軍備制限問題を國際聯盟の宿題となし、大體ヴェルサイユ條約の軍事條項に倣ひて、舊敵國の軍備を制限することに満足せざる能はざりき。(註一七)

第七、新害敵手段に關する制限

巴里平和會議は獨逸が軍用飛行機、航空船、毒瓦斯、潜水艦、タンク、重砲等を保有、製造、輸入又は使用することを禁止することに關し、容易に一致の決議に到達したり。然れども、米國代表は寧ろ獨逸を一般諸國と均等の立場に置かむと欲し、同盟國は獨逸を無力ならしむると同時に、自國の武力を増大せむと欲したるが故に、多少注目すべき経緯なきにあらず。

飛行機に關しては商用のものを容易に軍用のものに變更し得るに鑑み、軍用飛行機のみならず、非軍用飛行機をも獨逸其の他の舊敵國より奪ひ去らむと欲して、英國代表は二年乃至五年間、佛國代表は二十年乃至三十年間、伊太利代表は相當長期間獨逸の商用航空事業の經營を禁止せむことを主張したるが、米國代表は斷乎として此の主張に反對し、爲に航空機の輸入及製送は僅々六月間禁止せらるることなれり。又同盟國は其の航空機の爲に、恒久的に獨逸の領土及領水を自由に通過し、且之に著陸するの完全なる自由を要求したるが、米國代表は其の獨逸の義務の片務的なるを難詰し、同盟國の右權利享有は一九二三年一月一日迄に限定せられたり。毒瓦斯等に關しては同盟國は其の使用製造又は輸入を嚴禁したる上、尙獨逸に其製造方法及秘密を開示し、且毒瓦斯等の製造に使用せらるる化學製品の製造工場の檢閲を甘受するの義務を課せむと欲したるが、米國代表は此の提議が、獨逸に商業上の秘密をも公開するの義務を課することとなり、徒に其の憤激を買ふも、眞に獨逸人技師をして秘密を曝露せしむるに足らざることを述べて反對し、工場檢閲に

關する條項を削除せしめたり。潜水艦に關しては、同盟國は獨逸をして之を保有せしめざるの主義を採用することに一致したるが、其の際ロイド・ヂョーヂ氏は潜水艦を以て海軍力を増大することに反對し、獨逸の潜水艦を破壊するを可とすと述べ、ウイルソン氏は潜水艦の使用に反對して、國際法を以て之が使用を禁止すべしと説き、共に潜水艦の全廢又は其の使用の違法化に左袒したり。然るに佛國のボン提督は獨逸の潜水艦を保有して、其の分配を受けむとし、クレマンソー氏は佛國が萬一再び獨逸と戦ふ場合潜水艦は有用の武器となるべしと云ひ、英國は多數の潜水艦を有せるに反し、佛國は極めて少數を保有するに過ぎずと述べ、結局佛國は其の主張を貫徹し、潜水艦破壊處分に關する條項は削除せられたり。(註一八)

第八、サンゼルマン條約

巴里平和會議中一九一九年五月十七日、英國代表ロバート・セシル卿は、東歐諸國が財政上の困難と戦ひつつ諸大國より軍需品の供給を受け、多量に之を貯藏しつつある現状を曝露したる報告書を四國會議に提出し、特に佛國當局がフォッシュ元帥の指令に従ひ、多量の軍需品を諸小國に分配しつつあることを指摘し、一般に多大の衝動を與へたるが、之が爲遂に武器取引の取締に關するサンゼルマン條約の締結を見るに至れり。本條約の内容に關しては之を國際聯盟の章下に於て譯述すべし。(註一九)

註一、Hans Welberg: Die Internationale Beschränkung der Rüstungen, p. 64.

註二、Ibid., p. 161.

註三、Victor Lefebvre: The Riddle of the Rhine, p. 253.

註四、M. de Lavalaz: Essai sur le Désarmement, pp. 344-356.